

平成24年度

沿岸域の総合的管理モデルに関する調査研究
報告書

平成25年3月

海洋政策研究財団
(財団法人 シップ・アンド・オーシャン財団)

はじめに

海洋政策研究財団では、人類と海洋の共生の理念のもと、国連海洋法条約およびアジェンダ 21 に代表される新たな海洋秩序の枠組みの中で、国際社会が持続可能な発展を実現するため、総合的・統合的な観点から海洋および沿岸域にかかわる諸問題を調査分析し、広く社会に提言することを目的とした活動を展開しています。その内容は、当財団が先駆的に取組んでいる海洋および沿岸域の統合的な管理、排他的経済水域や大陸棚における持続的な開発と資源の利用、海洋の安全保障、海洋教育、海上交通の安全、海洋汚染防止など多岐にわたっています。

このような活動の一環として、当財団ではボートレースの交付金による日本財団の支援を受け、平成 22 年度より 3 ヶ年計画で「沿岸域の総合的管理モデルに関する調査研究」を実施してきました。

沿岸域では、人間の生活や産業活動が活発に行われていますが、陸域・海域を一体的にとらえて総合的に管理するという視点が欠けているために、海洋環境の悪化、水産業の低迷、開発・利用に伴う利害の対立など、様々な問題が起こっています。沿岸域総合管理は、こうした状況に対応するために諸外国で広く導入されている国際標準的な手法であり、2007 年に成立した海洋基本法においても十二の基本的施策の一つとして取り上げられています。

沿岸域の問題については、全国の様々な地方公共団体がそれぞれの取組を行っていますが、本事業においては、沿岸域総合管理の実施に意欲を有する地方公共団体をサイトとして選定し、それらのサイトにおいて、1) 当該地方公共団体が実施する沿岸域総合管理のモデルとなる取組みを促進すること、2) その過程を通じて地域における沿岸域総合管理の実践における課題と解決方法について調査研究を行うこと、3) 我が国における沿岸域総合管理を促進するための提言を行うことを目的としています。

この報告書は、これまでの調査研究の締めくくりとして、各サイトにおける沿岸域総合管理への取組、モデル事業を通じた沿岸域総合管理の効果・課題の考察をとりまとめるとともに、これらを踏まえて沿岸域総合管理の推進に関する提言を行うものです。本調査研究の成果が、沿岸域の総合的な管理の取組みを促進し、また、地域のニーズを踏まえた政策立案に資するものとなれば幸いです。

最後になりましたが、本事業の実施にあたりまして熱心なご審議を頂きました「沿岸域の総合的モデルに関する調査研究委員会」の各委員と、本事業にご支援を頂きました日本財団、その他の多くの関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。

平成 25 年 3 月

海洋政策研究財団
理事長 今 義男

沿岸域の総合的管理モデルに関する調査研究

研究メンバー

寺島 紘士 海洋政策研究財団 常務理事

米山 茂 海洋政策研究財団 政策研究グループ グループ長代理
(プロジェクトリーダー (全体総括))

大川 光 海洋政策研究財団 政策研究グループ グループ長代理

大塚 万紗子 海洋政策研究財団 政策研究グループ 特任研究員
(プロジェクトリーダー (サイト総括))

遠藤 愛子 海洋政策研究財団 政策研究グループ 研究員

塩入 同 同上 (福井県小浜市担当)

田上 英明 同上 (岩手県宮古市担当)

釣田 いずみ 同上 (岡山県備前市 (日生) 担当)

脇田 和美 同上 (三重県志摩市担当)

市岡 卓 海洋政策研究財団 政策研究グループ グループ長
(平成 24 年 9 月まで)

瀬木 志央 海洋政策研究財団 政策研究グループ 研究員
(岡山県備前市 (日生) 担当)
(平成 24 年 8 月まで)

平成24年度沿岸域の総合的管理モデルに関する調査研究報告書
目次

はじめに

沿岸域の総合的管理モデルに関する調査研究メンバー一覧

第1章 事業の概要	1
1. 背景と目的	1
2. 研究内容	1
3. 研究体制	6
第2章 本年度の調査研究内容	9
1. 各サイトにおける沿岸域総合管理への取組状況	9
(1) 三重県志摩市	9
(2) 岡山県備前市(日生町)	14
(3) 福井県小浜市	21
(4) 岩手県宮古市	26
(5) 高知県宿毛市・大月町(宿毛湾)	31
(別紙) 各サイト等の概況	37
2. モデル事業を通じた沿岸域総合管理の効果・課題の考察	54
(別表) 各サイトの比較整理表	58
3. 沿岸域総合管理の普及・拡大	62
(1) 地域のネットワーク化	62
(2) 地域の取組に関する情報発信	64
(3) 沿岸域総合管理に関する集中講義の開催	66
第3章 沿岸域総合管理の推進に関する政策提言	68
第4章 まとめ	73
参考資料	75

第1章 事業の概要

1 背景と目的

沿岸域では、人間の生活や産業活動が活発に行われているが、一体的かつ適切な管理が行われていないために、海洋環境の悪化、水産業の衰退、開発・利用に伴う利害の衝突など、様々な問題が起こっている。2007年には海洋基本法が成立し、沿岸域総合管理が十二の基本的施策の一つとして位置づけられた。また、沿岸域総合管理は、諸外国でも広く導入され、国際標準的な手法となっている。

そこで、本調査研究では、沿岸域総合管理の実施に強い意欲を有する全国の各地域において、地方公共団体に対する助言等の協力を行うことにより、地域が主体となって実施する沿岸域総合管理のモデルとなる取組みを促進する。その中で、沿岸域総合管理の実施状況、その効果や実施に当たっての問題点について評価・分析を行い、これらを通じて地域における沿岸域総合管理の実践における課題について調査研究を行う。その上で、我が国における沿岸域総合管理の効果的な実施方策、また、沿岸域総合管理を促進するために必要な地域への支援のあり方（インセンティブ、制度の整備等）に関しての提言を行う。

本調査研究では、地域の自然的・社会的特性を考慮したサイトを選定し、3ヵ年で、地方公共団体に協力することにより、地域が自発的に取り組む 1) 沿岸域の開発、利用、保全等に関するビジョン、計画等の作成 2) 沿岸域総合管理を実施するための協議会等の設置 3) 地方公共団体や地域の協議会等によるビジョン、計画等の実施 などの取組みを促進する。その中で、地域におけるこれらの活動の実態や成果を把握・整理し、調査研究、さらには政策提言を行う。

また、地方公共団体職員その他関係者を対象に、沿岸域総合管理の専門家による講義を行い、地域における取組みを人材育成面で支援するとともに、沿岸域総合管理に関する地域のネットワーク化を促進する。

本調査研究においては、沿岸域総合管理の概念とサイトにおける取組みの進め方については、**別紙**の考え方を基本とし、地方公共団体関係者に対して本調査研究への協力を求めていく。

なお、当財団としては本調査研究と一体的に、地域における沿岸域管理の実施状況に関する映像記録の作成・発信を実施し、地域の取組みの成果・問題点の評価・分析や、沿岸域総合管理に取り組もうとする全国の他の地域への情報発信・普及に活用する。

2 研究内容

(1) モデル事業の実施

平成23年度までに、地元地方公共団体の協力を得て、三重県志摩市（英虞湾）・岡山県

備前市（日生町）、福井県小浜市、岩手県宮古市の4箇所をサイトとして選定することができた。最終年度となる平成24年度においても、引き続き、地域の状況を勘案しながら、新たなサイトの選定を行うこととした。その上で、サイトごとに設置する研究会を通じ、地方公共団体と協力しながら、解決を図るべき課題の検討・整理、沿岸域総合管理のための活動の基盤となる協議会等の設置に協力し、さらに、状況に応じ、協議会等を通じたビジョンの作成等の取組みを支援することを目指すこととした。

1) サイトの選定

我が国の沿岸部の地域（都道府県又は市町村）の中から、沿岸域の自然・社会の状況や地域におけるこれまでの取組みの内容、今後の取組みに向けての体制・意欲等を勘案して、沿岸域総合管理を実施するサイトを選定することとした。

具体的には、以下のような事項について把握・整理を行った上で、地域特性の類型や地域バランスを考慮し、サイトの選定を行うこととした。

①沿岸域の自然・社会の状況

以下の各点について把握・整理を行う。

- ・関係する地方公共団体の範囲
- ・地形、気象・海象、生態系など自然の状況
- ・人口、産業、歴史、文化、土地や海域の利用など社会の状況
- ・地域の課題（現在の課題・将来に向けての課題）

②地域におけるこれまでの沿岸域管理への取組みの内容

例えば、以下のようなものが該当すると考えられる。

- ・幅広い関係者からなる協議会等による取組み
- ・幅広い分野を対象とする総合的な計画に基づく取組み
- ・研究機関との連携による取組み

③今後の取組みに向けての体制・意欲

例えば、以下のようなものが該当すると考えられる。

- ・地方公共団体におけるプロジェクトチーム等対応する組織
- ・地域住民や関係事業者の理解、協力体制
- ・首長の強い政治的意思

2) サイトにおける研究会の開催

当財団が本調査研究事業を円滑に推進するため、中央に設ける本事業の実施のための研究委員会とは別に、各サイトにおいて研究会（「〇〇沿岸域総合管理研究会」等）を開催することとした。研究会の概要は、以下のとおりである。

①目的

各サイトにおいて、地方公共団体など地域の関係者と情報交換、協議を行い、

沿岸域総合管理の取組みについて研究することを目的とする。

②研究会の設置

研究会は、当財団がサイトにおける地方公共団体の協力を得て開催する。

③参加者

当財団が参加するほか、以下の関係者に参加を求める。

- ・ 関係地方公共団体の職員
- ・ (必要に応じて) 沿岸域管理に関する豊かな知識や経験を有する学識経験者 (中央の研究委員会の委員及び地域で活動の実績を有する学識経験者)
- ・ その他

④活動内容

課題の整理、協議会の設置、地域の実情に応じた総合沿岸域管理への取組みについて、参加者が協議を行い、進め方を検討する。

具体的な活動内容については、以下の3)～5)を参照。

⑤活動期間

サイトの決定後、できる限り早く開催して活動を開始し、本調査研究事業の実施期間中にわたり活動を継続する。

⑥当財団の参画の内容

当財団は、研究会を通じて、地域の関係者から情報収集を行い、学識経験者の協力を得ながらサイトにおける沿岸域総合管理の進め方について検討し、地域の関係者に対し助言を行うことにより、沿岸域総合管理の実施を支援する。

⑦経費の負担

研究会は、当財団が自らの調査研究を効果的に推進するために開催するものであるため、その開催に係る経費 (学識経験者の参加経費も含む) については、当財団が負担する。

3) 課題の整理に対する支援

サイトにおいて、沿岸域総合管理という手法の導入により解決を図るべき課題の特定・整理に対する支援を行うこととした。具体的には、以下のような事項について、研究会において整理・検討を行い、その中で地域に対する必要な助言等を行うこととした。

①沿岸域における問題点は何か

沿岸域における現在の、又は、将来に向けての問題点として、例えば、以下のようなものが考えられる。

- ・ 海洋環境の悪化
- ・ 漁業、観光など地域の産業の衰退
- ・ 沿岸域の利用をめぐる利害の衝突

- ・地域の活力の喪失
- ・災害の脅威

②上記問題点に取り組む上での課題

①の問題点に地域として対応していく上での課題について整理する。例えば、次のような課題が考えられる。

- ・沿岸域の問題を総合的に議論する場がない
- ・沿岸域管理に市民が参加する仕組みがない
- ・個別の法制度との調整が難しい
- ・地方公共団体に財政面・権能面での十分な基盤がない
- ・取組みをリードできる人材がない
- ・科学的知見に基づく情報が不足している

4) ビジョン・計画の策定・推進に対する支援

地域のビジョン・計画の策定・推進など沿岸域総合管理の進め方に関する検討を支援することとした。具体的には、以下のような事項について、研究会において整理・検討を行い、その中で地域に対する必要な助言等を行うこととした。

- ・地域の将来像のビジョン化・計画化
- ・ビジョン・計画の地方公共団体の総合計画等への取込み
- ・多様な地域の関係者の参加によるビジョン・計画の推進・実現

5) 協議会等の設置に対する協力

研究会では、沿岸域総合管理のための活動の基盤となる協議会等の設置方法等に関して、以下のような事項についても検討を行うこととした。これらについては、具体的には地域が主体的に判断するものと考えられる。

(なお、協議会等の設置には、そのための検討や関係者との調整に一定の時間を要することに留意して進める。)

- ・協議会等の参加者
- ・既存の協議会等がある場合には、それと本協議会等との関係
- ・協議会等への地方公共団体の関わり

6) 地域との協りに当たっての留意事項

上記のような進め方を基本に考えるが、研究会の設置の仕方（設置の有無も含め）など当財団による地域への協力の進め方については、サイトにおける沿岸域総合管理の取組みの進展状況など地域の実情に合った形で行うこととした。

また、課題の整理、ビジョン・計画の策定・推進、協議会の設置等サイトにおける総合沿岸域管理をどのように進めるかについては、地域が主体的に考え、取り組むもの

であり、当財団は研究会における助言等の協力を通じ、地域の関係者による検討や意思決定を側面から支援することとした。

7) 地域に対する人材面の支援

沿岸域の問題に関心を有する全国の地方公共団体の職員その他関係者を対象に、沿岸域総合管理に関する国内外の専門家による実践的な講義を行い、地域における沿岸域総合管理の取組みを担うリーダーの育成を図ることとした。

8) 地域のネットワーク化の促進

当面、地方公共団体が相互に情報を共有できるような場を設けることなどにより、沿岸域総合管理に関する地域のネットワーク化を図り、将来的には自主的な地域間のネットワークの形成を目指すこととした。

(2) モデル事業を通じた沿岸域総合管理の課題・効果の考察

本年度は、3ヵ年計画の最終年度にあたるため、3年間のモデル事業を通じた沿岸域総合管理の課題・効果の考察を以下のとおり行い、本調査研究をとりまとめることとした。

1) モデル事業の実施過程の評価・分析

各サイトにおけるモデル事業の推進に当たっての問題点や事業実施の効果について評価・分析を行う。

2) 沿岸域総合管理の課題・効果の考察

上記のモデル事業の実施過程の評価・分析を通じ、沿岸域総合管理に関する一般的な課題や期待される効果について考察を行う。

3) 政策提言

調査研究の結果を踏まえ、沿岸域総合管理に関するモデルの提示も含め、必要な提言を行う。

(参考)

なお、当財団は、本調査研究とは別に、「総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究」（「我が国における海洋政策の調査研究」）事業を実施し、中央レベル（いわばトップダウンのアプローチ）で沿岸域総合管理の制度のあり方を検討している。これに対し本調査研究は、地域レベル（いわばボトムアップのアプローチ）でベストプラクティスの実行を促進しようとするものであるが、両者は相互に関連するため、本調査研究については「我が国における海洋政策の調査研究」事業と密接に連携を取りながら進めることとした。

3 研究体制

平成 22・23 年度に引き続き、「沿岸域の総合的管理モデルに関する調査研究委員会」を設置し、3回の委員会を開催した。

委員会の構成は、以下のとおりである。

平成24年度「沿岸の総合的管理モデルに関する調査研究委員会」委員名簿

敬称略・五十音順

氏名	所 属 / 役 職
* 來生 新	放送大学 教授
磯部 作	日本福祉大学子ども発達学部心理臨床学科 教授
佐々木 剛	東京海洋大学 海洋政策文化学科 准教授
中田 英昭	長崎大学大学院 水産・環境科学総合研究科長
中原 裕幸	社団法人海洋産業研究会 常務理事
松田 治	広島大学 名誉教授
八木 信行	東京大学大学院農学生命科学研究科 准教授
寺島 紘士	海洋政策研究財団 常務理事

* 委員長

(別紙)

沿岸域総合管理の概念

「沿岸域総合管理」の概念については様々な考え方があるが、PEMSEAなどの国際的な取り組みや、2000年に「21世紀の国土のグランドデザイン」推進連絡会議が決定した「沿岸域圏総合管理計画策定のための指針」の内容を踏まえると、当財団としては、沿岸域における諸課題を効果的に解決していくためには、以下の各項目を含む「沿岸域総合管理」を実施していくことが必要であると考えます。

(1) 対象となる沿岸域の設定

地域の関係者が協議して、自然的社会的条件からみて一体的に施策が講じられることが相当と認められる沿岸域の海域と陸域を「沿岸域」として設定する。

(2) 地域が主体となった取り組み

「沿岸域総合管理」は、地域の実情を最もよく知る地域の関係者が主体となって進めるべきである。従って、「沿岸域総合管理」は、関係地方公共団体（都道府県又は市町村）が中心になり、関係行政機関、事業者、住民、NPO等の関係者が連携・協力して取り組む。

(3) 総合的な取り組み

地域の関係者は、既存の分野ごと・縦割の枠を超えて、沿岸域の問題に総合的に取り組み、様々な施策を幅広く活用して持続可能な沿岸域の管理を推進し、関係者の利益の最大化（できる限り、より多くの関係者の利益の増進）を図る。

(4) 計画的・順応的な取り組み

「沿岸域総合管理」は、地域が直面している課題に対応するため、予め関係者が合意の上で沿岸域総合管理計画を地域の計画として策定し、これに基づいて計画的に沿岸域の管理を推進する。計画の策定にあたっては、目標を明確にし、また、計画の実施にあたっては、目標の達成状況を評価し、必要に応じて計画を見直し、PDCAサイクルによる順応的管理を確立する。

(5) 協議会等の設置

関係地方公共団体を中心となり、関係行政機関、事業者、住民、NPO等の沿岸域に関わる多様な関係者の代表者で構成される協議会等を設置して合意形成を図り、沿岸域総

合管理の計画を策定し、関係者が一致協力して計画を推進する。

(6) 地方公共団体の計画への位置づけ

関係地方公共団体は、協議会等が策定した計画について、その実効性を担保するため、当該地方公共団体の計画等に位置づける、又は、何らかの形で地域の計画として認定する。

第2章

1. 各サイトにおける沿岸域総合管理への取組状況

(1) 三重県志摩市

①サイトにおける取組状況

1) 地域の状況と沿岸域総合管理への取組

志摩市では、平成23年8月に発足した「志摩市里海創生基本計画策定委員会」での協議を経て、平成24年3月、「志摩市里海創生基本計画（志摩市沿岸域総合管理計画）（以下、基本計画と略す）」が策定された。基本計画では、「稼げる！遊べる！学べる！新しい里海のまち・志摩」を掲げ、海域と海域に影響を与える陸域を一体の「沿岸域」ととらえ、市民や関係者が一丸となって沿岸域の総合的な管理体制を構築することで、『自然の恵みの利用と保全』を効率よく進め、地域の産業振興を図り、農林水産物や観光資源、地域の文化や住環境などを含む「志摩市そのもののブランド化」を確立することを最終的な目的としている（基本計画の概要は巻末の参考資料を参照）。

志摩市は、基本計画を進めるための「志摩市里海創生推進協議会（以下、協議会と略す）」を平成24年5月に設立し、平成25年2月までの間に合計4回の協議会を開催してきた。協議会の委員構成は次頁に示す通りであり、学識経験者、観光関係者、漁業関係者、三重県、環境省自然保護官事務所、志摩市役所関連部局等の代表から構成されている。

これまでの協議により、基本計画に基づき、関係者が連携した取り組みを進めていくことが協議会で確認された。

志摩市は、今年度の里海創生基本計画の成果として、「里海のまち宣言」を事務局が作成した後、協議会で議論・合意する予定である。



図2-1 三重県志摩市と周辺海域（志摩市里海創生基本計画より抜粋）

表 2-1 志摩市里海創生推進協議会委員名簿

平成24年8月22日現在

	氏名	役職
1	高山 進	三重大学大学院生物資源学研究科教授
2	松田 治	広島大学名誉教授
3	山崎勝也	志摩市自治会連合会 会長
4	坂下啓登	志摩市商工会 会長
5	木村圭仁朗	志摩市観光協会 会長
6	井上作廣	三重外湾漁業協同組合 常務理事
7	棚原勝明	鳥羽磯部漁業協同組合 理事
8	伊藤健也	三重県真珠養殖連絡協議会 会長
9	濱村治幸	鳥羽志摩農業協同組合 代表理事理事長
10	北井美智子	志摩市女性の会 会長
11	中村幸孝	鵜方浜里海美化ボランティア 事務局
12	原条誠也	立神真珠研究会
13	藤田和也	環境省中部地方環境事務所 志摩自然保護官
14	頓部邦夫	伊勢県民センター 所長
15	山田浩且	三重県水産研究所 研究管理監
16	山下 茂	志摩市総務部長
17	川口富弥	志摩市企画部長
18	中村孝司	志摩市建設部長
19	南 広行	志摩市農林水産部長
20	西岡徳雄	志摩市商工観光部長
21	稲葉和美	志摩市生活環境部長
22	濱口 卓	志摩市上下水道部長
23	川面仁志	志摩市教育部長

順不同・敬称略

(出典：志摩市資料)

協議会の開催実績と主な論点は以下の通りである。

- 第1回志摩市里海創生推進協議会：平成24年8月22日
協議会の役割や、里海創生基本計画のポイントなどが事務局より説明され、協議会委員の紹介と、今後の取り組み計画が議論された。
- 第2回志摩市里海創生推進協議会：平成24年10月9日
主として今後の基本計画に関する取り組みの進め方について議論が行われた。協議会委員が代表している各団体でどのような取り組みを進めているか、また、質問や今後の期待も含めて意見交換が行われた。
- 第3回志摩市里海創生推進協議会：平成24年12月3日
協議会の役割について、再度協議会委員の間での共通認識を構築するとともに、協議会の今後の進め方について議論した。さらに、3グループに分かれたワークショップが行われ、水産物、自然景観、農産物の各テーマについてどのように取り組みを進めて行くのが良いか活発な議論が行なわれた。今後の進め方について事務局である志摩市里海推進室より説明があり、「新しい里海創生のまちの宣言」の内容について協議会で検討を進めて行くことが合意された。
- 第4回志摩市里海創生推進協議会：平成25年2月4日
新しい里海創生のまち宣言（仮称）の目的の共有や作り方、新しい里海創生に向けた事業計画個票の取りまとめ作業スケジュールの調整、および新しい里海の創生に向けた各種の取り組み状況と成果の共有方法が議論された。
- 第5回志摩市里海創生推進協議会：平成25年3月28日
里海創生基本計画に基づく具体的な取り組み内容の検討、新しい里海創生のまち宣言の原案に対する意見交換等が行われた。

2) 当財団と地域との協力

昨年度に引き続き、志摩市と海洋政策研究財団が共同で研究会（名称は昨年度に引き続き「志摩市総合沿岸域管理研究会」）を開催し、沿岸域総合管理の実現に向けた課題や志摩市里海創生推進協議会の進め方について議論した。また、当財団は今年度合計4回開催された「志摩市里海創生推進協議会」にオブザーバーとして参加し、協議会の進め方等について助言してきた。

研究会の開催実績と主な論点は以下の通りである。

- 第1回志摩市総合沿岸域管理研究会：平成24年6月6日（志摩市にて開催）

志摩市関係者 6 名、岡山県、備前市および日生町漁業協同組合関係者 13 名、当財団から 2 名が出席し、沿岸域総合管理に関する志摩市と備前市のお互いの取り組みについて情報交換を行った。

- 第 2 回志摩市総合沿岸域管理研究会：平成 24 年 8 月 3 日（東京にて開催）
志摩市農林水産部里海推進室より室長および担当者の計 3 名、当財団から 4 名が出席し、志摩市里海創生推進協議会の協議会構成員の選出状況、今年度の協議会計画等について議論した。
- 第 3 回志摩市総合沿岸域管理研究会：平成 24 年 8 月 22 日（志摩市にて開催）
志摩市農林水産部里海推進室より室長および担当者の計 3 名、協議会委員である高山進先生（三重大学）、松田治先生（広島大学）、当財団から 4 名が出席し、第 1 回志摩市里海創生推進協議会の議論の進め方について議論した。
- 第 4 回志摩市総合沿岸域管理研究会：平成 24 年 10 月 2 日（志摩市にて開催）
志摩市農林水産部里海推進室より室長および担当者の計 3 名、協議会会長である高山進先生（三重大学）、協議会副会長である志摩市商工会会長坂下啓登氏、当財団から 1 名が出席し、市内における里海創生に関する取り組み状況のとりまとめ結果と、第 2 回志摩市里海創生推進協議会の議論の進め方について議論した。
- 第 5 回志摩市総合沿岸域管理研究会：平成 24 年 12 月 3 日（志摩市にて開催）
志摩市農林水産部里海推進室より室長および担当者の計 3 名、協議会会長である高山進先生（三重大学）、協議会委員である松田治先生（広島大学）、海洋政策研究財団より 3 名の出席により、第 3 回志摩市里海創生推進協議会の進め方について議論した。
- 第 6 回志摩市総合沿岸域管理研究会：平成 25 年 2 月 4 日（志摩市にて開催）
志摩市農林水産部里海推進室より室長および担当者の計 3 名、協議会会長である高山進先生（三重大学）、協議会委員である松田治先生（広島大学）、海洋政策研究財団より 3 名の出席により、第 4 回志摩市里海創生推進協議会の進め方について議論した。
- 第 7 回志摩市総合沿岸域管理研究会：平成 25 年 3 月 8 日（東京にて開催）
志摩市農林水産部里海推進室より室長および担当者の計 2 名、海洋政策研究財団より 5 名の出席により、第 5 回志摩市里海創生推進協議会の進め方について議論した。

②まとめ

これまで、市役所や地域の関係者が沿岸域の問題について話し合う研究会や計画の

策定・実施に関する協議会が設置され、市役所が中心になって沿岸域総合管理計画である里海創生基本計画を策定し、沿岸域総合管理の実施段階に至った。

今後、協議会委員の間での協議を通じて基本計画の進め方に関する共通認識の構築と協議会委員が合意できる具体的な実行内容（取り組み）を明確にした上で、里海創生基本計画を基に、沿岸域総合管理の実施に取り組んでいく必要がある。

(2) 岡山県備前市（日生町）

①サイトにおける取組状況

1) 地域の状況と沿岸域総合管理への取組

備前市日生地区は、岡山県の南東部に位置し瀬戸内海に面した本土部と日生諸島（計13島）からなる漁師町である。日生の漁業者は、海洋環境問題への意識が高く約30年も前からアマモ場の再生や海底ゴミの回収などを行っている。最近では、日生町漁業協同組合・岡山県・備前市・NPO法人里海づくり研究会議・生活協同組合おかやまコープ・日生町観光協会などが協働してアマモ場の再生活動や里海に関する講習会などのイベントを精力的に開催している。

現在日生の沿岸域では、岡山県東備地区水産環境整備事業（海洋牧場）と備前市市道日生頭島線離島架橋事業（日生頭島線）という2つの大きな事業が進められている。海洋牧場は、漁師を取り巻く社会や自然の変化に対応しつつ、持続可能な水産資源を確保していくための事業である。事業の対象海域（図2-2）では、アマモ場再生による幼稚仔保育場や魚礁を利用した成魚生息場の整備等を行うとともに、漁師だけでなく遊漁者や一般観光客の海域利用も考慮した調整が進められている。より多くの人々に海洋牧場の役割を周知していくために、観光客や消費者を対象にした広報活動も検討されている。海洋牧場の施設整備は2014年3月に完了する予定である。

日生頭島線事業は、本土から鹿久居島を経由して頭島まで橋を結ぶことで離島の社会環境を改善することを目的に進められている（図2-2）。日生頭島線が開通すると、航路だけでなく陸路での移動が可能になるため、海況が悪い時でも交通の常時性が確保できる。また、現在船で約40分かかっている移動時間を車で約10分に短縮できるため、火災や救急などの緊急時への対応も円滑になる。これまでに鹿久居島と頭島を結ぶ全長300mの「頭島大橋」が完成し、2007年には鹿久居島内の道路の供用が始まっている。現在、本土と鹿久居島を結ぶ765mの「日生大橋（仮称）」の建設が進められており、2015年3月には事業が完了する予定である。

海洋牧場や日生頭島線の完成は、地域の人々の流れを大きく変える可能性がある。日生を含む備前市は、少子高齢化が鮮明な地域である。備前市の人口は、近年自然増加も社会増加も見られておらず、65歳以上の人口の割合は32%で全国の23.3%を大きく上回る。この少子高齢化の波は、日生の海を守ってきた漁師達にも押し寄せている。一方で、日生・日生諸島への観光客は増えつつあり、2008年以降、毎年423,000人を上回る観光客が訪れている¹。特に、全国のB級グルメの王者を決める2012年「第7回B-1グランプリ in 北九州」で日生産の牡蛎をふんだんに使ったお好み焼き「カキオコ」は5位に入賞し、日本経済新聞が独自に行なった「食べ歩きが楽しい漁港ランキング(2012年10月28日付)」では、日生の漁港が6位に取り上げられ、2013年2月24日に備前市や日生町漁業協同組

¹ 備前市（2012）「平成23年度版 備前市の統計」p20.

合などの協力のもと開催された「ひなせかき祭」では、約5万人の観光客を動員するなど、水産業に絡んだ観光業の注目が高い。

これまで離島であった地域が本土と接続することで日生では、海洋牧場周辺にも観光客などの利用者が増加することが予想される一方、人の流れを管理すべく地元の人々は減少傾向にある。こうした変化の中で生じうる課題について話し合い、陸海域を一体的に捉えた新たな管理の仕組みづくりを進めるために、当財団は平成22年度から日生を沿岸域総合管理のモデルサイトに設定し、地域関係者の協力のもとで備前市沿岸域総合管理研究会をこれまでに計9回開催している。



図 2-2 日生沿岸域マップ (H25年2月時点)

2) 当財団と地域との協力

a) 共同研究会の開催等

当財団は、岡山県農林水産部水産課、備前市産業部農林水産課、日生町漁業協同組合と協力しつつ「備前市沿岸域総合管理研究会」を開催し、備前東商工会や日生町観光協会の代表者の参加のもと、当地域にふさわしい沿岸域総合管理について検討してきた。研究会では、関係者の間で特に関心の高い海洋牧場海域に関する利用と管理を中心に、架橋後の地域の姿を念頭にした沿岸域総合管理の話し合いを進めている。本年度行ってきた主な活動は、以下の通り。

- ・ 第8回備前市沿岸域総合管理研究会：平成24年4月17日（備前市）

本研究会は、日生の沿岸域管理のリーダー的存在であった日生町漁業組合の本田組合長が亡くなってから始めて開催された。研究会では、これまでの経緯、仕切り直し、スケジュール等が協議された。研究会には、岡山県農林水産部水産課、備前市産業部農林水産課、日生町漁業協同組合、ベネフィットホテル(株) 古代体験の郷まほろば、日生町観光協会、海洋政策研究財団が参加した。またオブザーバーとして、エイト日本技術開発、東京大学公共政策大学院が参加した。研究会の後、当財団の寺島常務以下4名は、西岡備前市長と面談を行い、沿岸域総合管理の取り組みに向けた備前市の対応について意見交換を行った。

- ・ 第1回志摩市沿岸域総合管理研究会：平成24年6月6日（志摩市）

日生町漁業協同組合の関係者、岡山県、備前市の担当者らが、沿岸域総合管理において先進地である三重県志摩市を訪問し、志摩市沿岸域総合管理研究会に参加するとともに、お互いの取り組みについての情報交換を行った。当財団も両地域の調整に当たるとともに、オブザーバーとして研究会に参加した。

- ・ 漁業関係者との協議：平成24年7月～平成25年1月（備前市）

岡山県農林水産部水産課、備前市産業部農林水産課の取りまとめのもとで漁業関係者を中心とした小規模の話し合いが計4回（遊漁船業者が参加した回も含む）行なわれ、オブザーバーとして海洋政策研究財団、東京大学公共政策大学院が参加した。この話し合いは、海洋牧場の管理に関する意思統一をまずは日生町漁業協同組合内で図る必要があるという認識から、具体的にどの海域の利用を制限するのかについて検討した。話し合いを通して、漁業者だけでなく遊漁船業者も水産資源を回復させるために禁漁区等を設けることについて賛成していること等を確認した。

- ・ 備前市沿岸域総合管理コア研究会：平成24年11月7日（東京都）

備前市沿岸域総合管理研究会の主要な関係者である岡山県農林水産部水産課、備前市産業部農林水産課、海洋政策研究財団が参加し、それぞれの立場から現状の確認と今後の研究会の進め方について協議した。4月の研究会から間があいたが、その間、漁業者との会議が進められていたことや備前市の来年度のスケジュールなどについての話し合いがおこなわれた。

- ・ 現地調査：平成24年12月17日～18日（備前市）

日生町観光協会とベネフィットホテル(株) 古代体験の郷まほろばの関係者に、研究会の課題や方向性についての聞き取り調査を行った。更に、それぞれの関係者の意見をまとめた上で、岡山県水産課や備前市農林水産課と打ち合わせを行なった。聞き取り調査では、それぞれの立場や状況は異なるが、日生を良くしていきたいという思いは共通のもので、

そのために研究会のような話し合いの場が重要だということが分かった。

- ・ 第9回備前市沿岸域総合管理研究会及びコア研究会：平成25年2月26日（備前市）
コア研究会では、研究会で話し合う内容についての事前確認が行なわれた。研究会では、研究会のこれまでの取り組みと今後の進め方について協議された。本研究会は、今年度最後かつ3ヵ年事業最後の研究会であり、これからの道筋を整理する重要な場となった。これまでは異なる意見を集約していく作業を中心に行なってきたが、今後はロードマップを作成しそれをもとに具体的なテーマについて議論していくという方向性が定まった。研究会には、岡山県農林水産部水産課、備前市産業部農林水産課、日生町漁業協同組合、ベネフィットホテル（株）古代体験の郷まほろば、日生町観光協会、海洋政策研究財団が参加し、オブザーバーとして東京大学公共政策大学院が参加した。

研究会の構成メンバー

海洋政策研究財団
岡山県農林水産部水産課
備前市産業部農林水産課
日生町漁業協同組合
ベネフィットホテル（株）古代体験の郷まほろば
備前東商工会
日生町観光協会

オブザーバー

(株) エイト日本技術開発
東京大学公共政策大学院

研究会の実績

年度	年・月・日	内容（場所）	詳細
H22	2010・07・02	第1回（東京）	課題の共有
	2010・10・06	第2回（日生）	財団調査研究事業及び沿岸域総合管理の説明
	2010・12・17	第3回（日生）	今後の検討方法等についての協議
	2011・01・18	第4回（日生）	漁協臨時総会開催、適正利用協議会再開、進捗状況報告
H23	2011・05・19	第5回（日生）	今後の進め方の協議
	2011・08・26	第6回（日生）	海洋牧場構想案の説明、GIS作成検討
H24	2011・09・28	第7回（日生）	海洋牧場構想体系図の検討、GIS作成検討
	2012・04・17	第8回（日生）	各関係者の役割を整理、スケジュール調整
	2013・02・26	第9回（日生）	今後の進め方の整理

b) 海洋マップの作成

当財団は、海洋牧場の管理の検討に資するため、海洋牧場海域における現在の海域利用の状況及び今後の多面的海域利用の構想を視覚的・一覽的に表現できる海洋空間計画マップを（株）エイト日本技術開発中国支社の協力と岡山県農林水産部水産課の助言を得て随時改良・作成している。本年度は、海洋牧場周辺海域の遊漁船業者の利用状況を視覚的に捉えるための情報を整理し、漁場情報や漁業者の話し合いをもとに海洋マップを改良した（図 2-3、2-4）。また、海洋牧場の海洋マップに加えて日生の沿岸域を一体的にとらえるための沿岸域マップも作成した（図 2-2）。今後も研究会等の話し合いの進捗に合わせて、マップの更なる充実化を進め協議の場で利用していく。

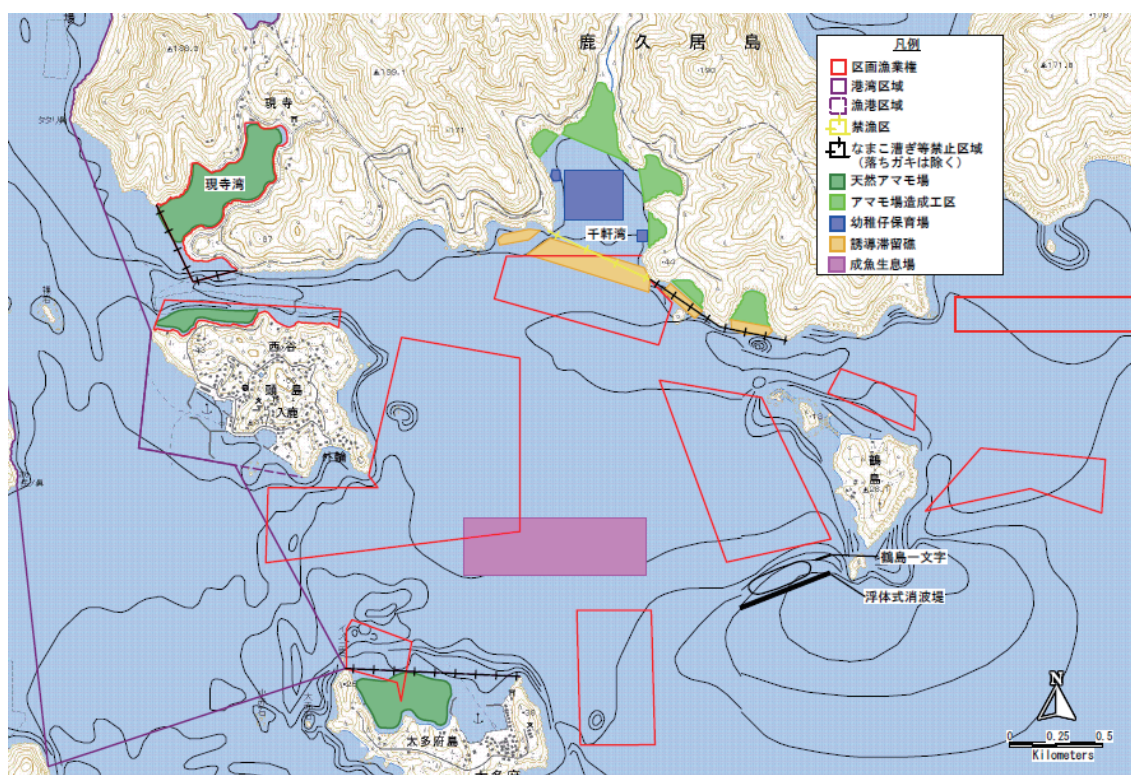


図 2-3 海洋牧場の海洋マップ (H25 年 3 月時点)

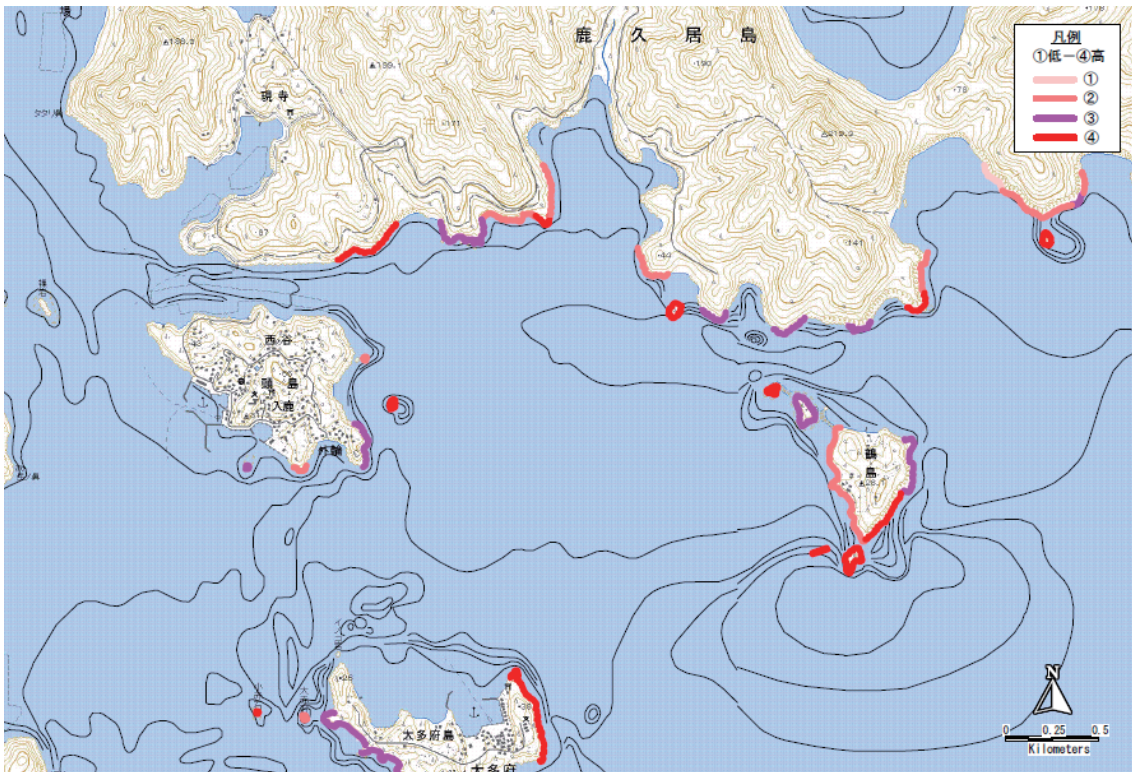


図 2-4 海洋牧場周辺海域の遊漁船業者の利用状況 (H25 年 3 月時点)

c) iJFF プロジェクト海洋空間計画ワークショップ

備前市沿岸域総合管理研究会に参加している東京大学大学院公共政策学連携研究部が主催した iJFF (Integrating Joint Fact-Finding into Policy-making Processes) 海洋空間計画ワークショップが平成 24 年 10 月 11 日 (木) ～10 月 13 日 (土) にブリティッシュコロンビア大学 (バンクーバー、カナダ) で開催され、岡山県農林水産部水産課や海洋政策研究財団もワークショップに参加した。ワークショップでは、カナダやアメリカの海洋空間計画に関与している専門家との意見交換や情報交換が行なわれた。

②まとめ

備前市日生町の沿岸域総合管理研究会は、平成 22 年度から漁業者をはじめとする地域関係者の関心にもとづいて、県や市の担当部局が調整を行なう形で開催されてきた。平成 23 年度からは、観光関連団体も研究会に参加するなど研究会の基盤が着実に整ってきている。この協力体制は、研究会の始動に大きく貢献された日生町漁業協同組合の本田組合長の逝去等、関係者の変更がある中でも崩れることなく続いている。故本田組合長の意思を継ぐためにも、この協力体制を継続していく必要があることを新組合長や理事をはじめとする漁業関係者や観光関連団体の方々も感じている。

今年度は、研究会とは別に漁業関係者や遊漁船業者を対象にした小規模の話し合いの場が数回設けられたことで、海洋牧場の具体的な管理に踏み込んだ議論も進んだ。中でも、

漁業者のみならず遊漁船業者も水産資源を回復させるために禁漁区等を設けることについて賛成していることが分かったことは、大きな成果である。今後は、より実効性のある海域管理を目指し、海洋マップ等を利用して関係者間で合意された内容をなんらかの枠組みの中でフォーマライズしていく必要がある。また、観光客や市民などの一般の方々から海洋牧場の管理内容・対象・趣旨を理解してもらった上で賛同や協力を得ていくための広報活動を推進して行くことも重要である。

研究会は、日生の将来について関係者間で協議できる重要な場を提供している。これまでの研究会では、日生の多様な意見を集め将来の沿岸域の全体像を整理していく作業が行われてきた。この作業を経て今後はロードマップを作成し、具体的なテーマについて一つずつ整理していくという方向性が定まった。持続的に沿岸域総合管理を進めていくためには、現実的な管理体制を導入していくための具体的なテーマと対策について、引き続き関係者と協議を重ねて認識を共有していくことが重要である。海洋牧場の海域利用のルール策定や実施に加え、今後も研究会を通して架橋の完成に向けた海と陸を一体にとらえた地域作りに関する話し合いを継続していく必要がある。

(3) 福井県小浜市

①サイトにおける取組状況

1) 地域の状況と沿岸域総合管理への取組

小浜市（図 2-5）は、日本海岸に位置し、閉鎖性の湾である小浜湾を有する人口約 3 万人の都市で、近年人口は減少傾向にある。観光入込客数は最近 10 年間で倍増しており、豊かな海産物や歴史・文化、高速道路網の整備のメリットを活かした観光振興による地域の活性化が望まれている。漁業関係者らにより運営される民間の宿泊型漁村体験交流施設は、レジャー客や修学旅行生などの受け入れ先としても広く活用が図られている。

一方、小浜湾については、漁業関係者等は、環境の悪化が進み、漁業の不振につながってきているとの見方を持っており、このような背景から、水産高校、地元 NGO 等により藻場の造成など自然再生への取組が続けられている。

小浜市では、食育の促進、水産業を核とした地域の活性化のため、地産地消の促進や、海洋環境の現状把握が課題と考えている。また、これまで、地域資源である海を活かした地域振興に向けて広く市民・関係者により協議できる場がなかったことから、沿岸域総合管理のサイトとしての取組に市が中心となり着手したことに対する関係者の期待は高いと言える。市民活動が盛んな地域でもあり、平成 24 年 11 月には、地元 NGO（アマモマーメイドプロジェクト）が中心となり、「全国アマモサミット」を誘致・開催し、市民や行政も巻き込みながら盛況を得たところである。



図 2-5 小浜市の位置図

「小浜湾海の健康診断評価委員会」委員名簿
(敬称略)

委員	所属
○松田 浩	国立大学法人 広島大学 名誉教授
廣石 伸互	福井県立大学 海洋生物資源学部 教授
富永 修	福井県立大学 海洋生物資源学部 教授
高垣 守	福井県水産試験場 主任研究員
小坂 康之	福井県立小浜水産高等学校 教諭
樽谷 晃和	小浜市漁業協同組合 参事
濱詰 眞二	小浜市漁業協同組合 漁業者

○印:委員長候補

主催: 海洋政策研究財団

(共同事務局: 小浜市農林水産課)

開催実績

＝平成 23 年度＝

第 1 回委員会 平成 24 年 1 月 26 日

第 2 回委員会 平成 24 年 3 月 16 日

＝平成 24 年度＝

第 1 回委員会 平成 24 年 6 月 28 日

第 2 回委員会 平成 24 年 11 月 19 日

第 3 回委員会 平成 25 年 2 月 6 日

小浜市沿岸域総合管理研究会 名簿

	所 属	役 職	氏 名
1	福井県立大学 海洋生物資源学部	教授	廣石 伸互
2	福井県立大学 海洋生物資源学部	教授	富永 修
3	国立大学法人 広島大学	名誉教授	松田 浩
4	小浜市漁業協同組合	参事	樽谷 晃和
5	小浜市漁業協同組合	漁業者(熟練者)	濱詰 眞二
6	小浜市漁業協同組合	漁業者(若者)	大住 徳博
7	小浜市商工会議所	専務理事	清水 博敬
8	若狭おばま観光協会	副会長	時岡 節夫
9	阿納体験民宿組合	代表	下壘 忠彦
10	(市民団体) アマモサポーターズ	代表	西野 ひかる
11	小浜市観光釣船組合	組合長	山崎 博
12	福井県立小浜水産高等学校	教諭	小坂 康之
13	福井県立小浜水産高等学校	教諭	平山 裕章
14	水産教育支援団体		山口 貞夫
15	れいなん森林組合	事業管理部長	池上 成志
16	近畿地方整備局福井河川国道事務所	調査第一課長	紀本 孝市
17	福井県嶺南振興局小浜土木事務所	技術次長	鰐淵 浩司
18	福井県嶺南振興局林業水産部	部長	川端 秀治
19	小浜市商工観光課	課長	竹田 茂芳
20	海洋政策研究財団	特任研究員	大塚 万紗子
21	海洋政策研究財団	研究員	塩入 同
	事務局	事務局長 (小浜市農林水産課長)	河野 研

事務局: 小浜市農林水産課 海洋政策研究財団

開催実績

＝平成 23 年度＝

研究会 平成 23 年 11 月 8 日

研究会 平成 23 年 11 月 8 日

第 1 回研究会 平成 24 年 3 月 16 日

※この回から小浜市沿岸域総合管理研究会として開催

＝平成 24 年度＝

第 1 回研究会 平成 24 年 6 月 28 日

第 2 回研究会 平成 24 年 12 月 14 日

第 3 回研究会 平成 25 年 2 月 6 日

図 2-6 小浜市における沿岸域総合管理の検討体制と活動実績

(出典: 小浜湾海の健康診断評価委員会資料、小浜市沿岸域総合管理研究会資料)

2) 当財団と地域との協力

当財団は、平成 22 年 12 月より小浜市を訪問し、市役所、県立小浜水産高等学校、福井県立大学（海洋生物資源学部）、漁業協同組合、市民団体等の関係者と、地域における自然再生や海洋教育の取組み等について意見交換を重ねてきた。小浜市においては、市民団体や漁業者を中心に海の環境についての地元関係者の関心が特に高いことを踏まえ、平成 23 年 12 月からは、小浜市における沿岸域総合管理を考えるための具体的な取組みの一つとして、市や地元関係者も巻き込みながら当財団が考案した「海の健康診断」の手法を活用した海洋環境の実態把握に着手した。

平成 24 年 3 月には、市と共同で第 1 回「小浜市沿岸域総合管理研究会」を開催（図 2-6）し、市や国県の関係部局のほか、広く地元の漁業・観光業・林業関係者、地元県立大学の有識者、水産高校教諭、市民団体代表らと交え、海の健康診断の中間成果なども用いながら、海を活かした地域づくりに向け議論を展開してきた。

平成 25 年 2 月には、2 年後を目途にこの研究会を市が主体的に開催する「協議会」へ発展させることで意見がまとまった。また、沿岸域総合管理の取組における PDCA サイクルによる運営の必要性、地域目標となるキーワード（大きな目標）を掲げることの必要性などについて認識を共有することができた。このほか、これまで進められてきた、海の健康診断の結果が「小浜湾海の健康診断評価委員会」から報告され、今後研究会として取り上げるべき課題（図 2-7）が明確化した。

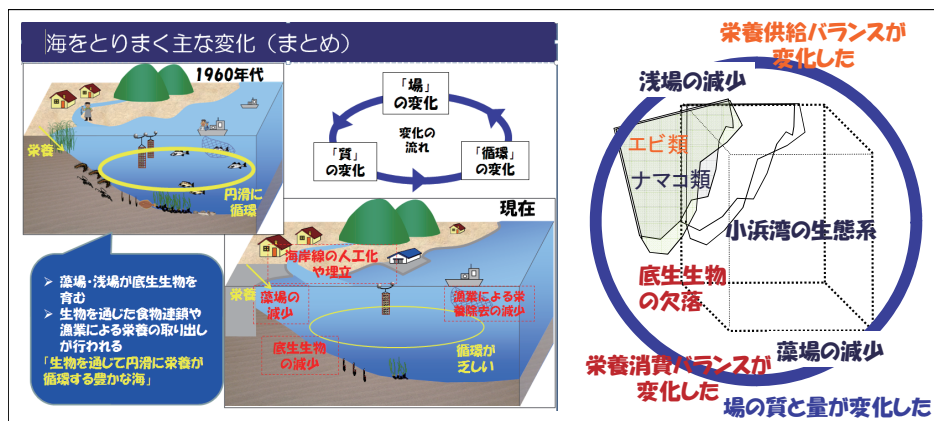


図 2-7 小浜湾海の健康診断評価委員会による報告結果の概要
（出典：平成 24 年度第 3 回小浜市沿岸域総合管理研究会資料）

当財団は、研究会の議題設定や議論の方向性について事務局である市へ事前の議論を通じて助言を行ったほか、市長、副市長、地域政策の意思決定に関係のある地域の方々とも意見交換を行い、沿岸域総合管理の実施にかかる多面的な支援を行ってきた。

研究会の開催実績と主な議論の内容は、以下のとおりである。

- 第1回研究会：平成24年6月28日（小浜市にて開催）

今後の研究会を進める上で、事務局は、①検討スケジュール・検討内容と役割分担について、②議題を環境保全・再生に議論を絞り込み効果的に議論を進めることなどについて、参加者へ投げかけを行い意見交換を実施した。

その結果、特に②については、「総合的視点」に立った議論が図られるべきという意見が地元関係者などから示された。その上で、研究会での議論がしっかりと市の施策に反映されるようするにはどうしたらよいかなどの役割分担の議論に発展した。また、地域は沿岸域総合管理の役割を行政だけに負わせることは望んでおらず、漁業者や研究者、市民団体などの役割を位置付けていきたいという前向きな意見が参加者から示され、次回以降の検討の方向性を得た。

- 第2回研究会：平成24年12月14日（小浜市にて開催）

事務局は議題設定に向けた事前アンケートを行い、この結果を基に事務局から、①沿岸域総合管理の取組に向けた理想像、課題を設定する必要性について、②検討スケジュールとして平成25年度末を目途に研究会としての提言をとりまとめることについて、参加者へ議題を投げかけ、意見交換を実施した。

その結果、沿岸域総合管理の取組に向けた理想像や目標と市の既存計画との間にいかに整合性を図るのか、また、研究会における取組をどのようにPRするのかなどの意見が示された。

- 第3回研究会：平成25年2月6日（小浜市にて開催）

事務局は議題設定に向けた事前アンケートを行い、研究会参加者のそれぞれの活動分野で考える個別課題を明らかにし、沿岸域の理想像・現状・問題点について意見交換を実施した。また、この意見交換に先立ち、「小浜湾海健康診断評価委員会」から、健康診断結果（小浜湾を取り巻く社会と環境の変遷実態）の概要が報告された。

その結果、健康診断結果も踏まえた意見を交わすことができ、湾を取り巻く社会と環境の変遷実態に関する情報が共有され、課題や目標を議論するための新たな糸口を得ることができた。また、今年度の研究会を締めくくるにあたり、この研究会を2年後を目途に市が主体的に開催する「協議会」へ発展させることで意見がまとまった。このほか、沿岸域総合管理の取組を展開する上では、PDCAサイクルによる運営の必要性や地域目標となるキーワード（大きな目標）を掲げる必要性などについて認識が共有され、市の広報紙（図2-8）などを活用したPRの準備があることも市から明らかにされた。



漁業、林業などの各種団体や有識者、行政機関など関係者 21 人が参加して沿岸域総合管理研究会を開催しました。同研究会は、海洋環境の悪化や水産業が衰退している現状を踏まえ、平成 24 年 3 月に発足。「海を生かしたまちづくり」の実現に向けて、さまざまな分野から活発な意見が交わされました。

図 2-8 市の広報紙による研究会活動の P R
(出典：平成 25 年 3 月広報おばま)

②まとめ

これまで、幅広い分野の関係者を交え研究会が開催され、議論が交わされたことは、今後、市における地域協議会の設置なども見据えた初期段階の活動組織として十分な役割を果たすに至っていると考えられる。

すでに市役所内部における各部署との協力体制も確立しており、このことから、沿岸域総合管理の取組にかかる活動が、近隣の自治体の共感も得ながら、地域にしっかりと根付いた組織として自立させることが今後の重要な課題である。また、市における継続的な人材確保や、これにかかる国県による支援体制の拡充も取組の継続性を確保する上で重要な課題であると考えられる。

(4) 岩手県宮古市

①サイトにおける取組状況

1) 地域の状況と沿岸域総合管理への取組

岩手県宮古市においては、安全なまちづくり、水産業の再建等を含め、陸域と海域とを一体にとらえた地域の復興・再生が求められている。東日本大震災以降の宮古市の動向を以下に示す。

- 平成 23 年 6 月 1 日、「宮古市震災復興基本方針」が策定された。
- 同 6 月 20 日に震災復興の総括・企画調整を専門的に行う組織として「復興推進室」が設立された。
- 同 10 月 31 日、宮古市東日本大震災復興計画【基本計画】が策定された。計画の策定にあたっては、外部検討組織の意見を参考にするとともに、市民の意見を反映させるため、市民懇談会やアンケート、パブリックコメントを実施された。
- 平成 23 年 12 月 7 日に成立した「東日本大震災復興特別区域法」に基づく「東日本大震災復興交付金」を活用した復興事業の実施に向け、平成 23 年 3 月 26 日復興庁に対して第 1 回目の復興交付金事業計画が提出された。
- 平成 24 年 3 月 30 日に策定した宮古市東日本大震災復興計画【基本計画】に掲げた目標を達成するための具体的な実現手段を示した宮古市東日本大震災復興計画【推進計画】が策定された。
- 平成 24 年 3 月 30 日「宮古市東日本大震災復興計画（基本計画）」の下位計画として「宮古市東日本大震災地区復興まちづくり計画」が策定された。



図 2-9 岩手県宮古市

2) 当財団と地域との協力

<平成 22 年度（震災前）>

平成 22 年 12 月、宮古市において、市、岩手県沿岸広域振興局が海洋政策研究財団と共同で「平成 22 年度沿岸域総合管理研究会」を開催し、県、市の職員、水産関係者等と地域の実態や課題について意見交換を行った。

<平成 23 年度>

- 平成 23 年 12 月 13 日、宮古市の復興対策に関わる職員（復興推進室、水産課）に、これまでの該当事業に関する当財団と宮古市の取り組みや海域の地方公共団体への編入の考え方等について説明し、次の展開として、地域の協力を得ながら宮古市において、被災後の海域環境や防災体制の状況等を総合的に把握する取り組みを行うことを検討していることを伝え、当該事業のサイトとしての取り組みの可能性について検討した。
- 平成 24 年 1 月 18 日、当該事業のサイトとしての具体的な取り組みとして「海の健康診断」の手法を活かした沿岸域環境の評価の実施について宮古市の関係課（復興推進室・水産課・港湾振興室）に提案し、同市と財団の協力による取り組みの開始に関する協議を行い、取り組みを進めていくことに合意した。
- 平成 24 年 3 月 23 日、宮古市と共同調査研究会「平成 23 年度沿岸域総合管理研究会」を開催し、海域の市町村の区域への編入、海の健康診断等による沿岸域の総合的評価等について協議した。

<平成 24 年度>

- 平成 24 年 7 月 19 日、海を活かした復興・まちづくりに役立てるため「海の健康診断」等による宮古市沿岸域の総合的評価委員会を開催し、復旧・復興計画への提案並びに環境モニタリング計画の作成に関する検討を開始した。
- 平成 24 年 7 月 19 日、海を活かした地域の復興のあり方について検討する平成 24 年度沿岸域総合管理研究会を開始した。
- 平成 24 年 11 月 8 日、平成 24 年度沿岸域総合管理研究会において復興に向けて沿岸域総合管理の手法の活用方策により解決すべき課題等について協議した。
- 平成 24 年 11 月 8 日、「海の健康診断」等による宮古市沿岸域の総合的評価委員会において、その評価結果をもとにした沿岸域総合管理の推進に関する検討を開始した。
- 平成 25 年 3 月 4 日、平成 24 年度沿岸域総合管理研究会において、「海の健康診断」等による宮古市沿岸域の総合的評価委員会でとりまとめた調査結果の報告を行った。また、これまで 3 年間の宮古市における沿岸域総合管理における当財団と宮古市の取り組みの状況を取りまとめ、今後の同市における沿岸域総合管理の推進に向けての協議を行った。

宮古市沿岸域総合管理研究会 参加者名簿

小笠原 徳（岩手県沿岸広域振興局 経営企画部海洋担当 主任主査）
菊池 和也（岩手県沿岸広域振興局 経営企画部産業振興課 主事）
伊藤 孝雄（宮古市産業振興部 水産課 課長）
嶋崎 愛子（宮古市産業振興部 水産課 主任）
佐々木 直（宮古市産業振興部 水産課 水産振興担当）
松下 寛（宮古市産業振興部 環境課 課長）
三上 巧（宮古市市民生活部 環境課 主査）
関口 憲史（宮古市市民生活部 環境課 主任）
中島 勝也（宮古市産業振興部 産業支援センター 港湾振興室 主事）
浜田 修氏（岩手大学三陸復興推進機構 宮古エクステンションセンター
プロジェクトマネージャー）
寺島 紘士（海洋政策研究財団 常務理事）
市岡 卓（海洋政策研究財団 政策研究グループ グループ長）＊第1回開催のみ
大塚 万紗子（海洋政策研究財団 特任研究員）
田上 英明（海洋政策研究財団 政策研究グループ 研究員）

（オブザーバー）

中田 英昭（長崎大学大学院 水産・環境科学総合研究科長）＊委員長
山下 洋（京都大学フィールド科学教育研究センター 教授）
平野 拓郎（いであ株式会社 理事 技師長）
風間 崇宏（いであ株式会社 名古屋支店 生態解析部 グループ長）
高橋 敦（いであ株式会社 国土環境研究所 環境技術部 技師）

「海健康診断」等による宮古市沿岸域の総合的評価委員会 参加者名簿

（委員）

中田 英昭（長崎大学大学院 水産・環境科学総合研究科長）＊委員長
山下 洋（京都大学フィールド科学教育研究センター 教授）
小松 輝久（東京大学大気海洋研究所 准教授）
田村 直司（岩手大学 三陸復興推進機構釜石サテライト産学官連携
コーディネーター 三陸復興担当）
大河内 裕之（水産総合研究センター 東北区水産研究所宮古庁舎
資源増殖グループ長）

後藤 友明（岩手県水産技術センター，主任専門研究員）
芳賀 徹（宮古漁業協同組合 指導課指導係長兼増殖係長）
畠山 昌彦（田老町漁業協同組合 総務指導課長）
高坂 勇一（重茂漁業協同組合 種苗生産課長）

（オブザーバー）

小笠原 徳（岩手県沿岸広域振興局 経営企画部海洋担当 主任主査）
菊池 和也（岩手県沿岸広域振興局 経営企画部産業振興課 主事）
伊藤 孝雄（宮古市産業振興部 水産課 課長）
佐々木 直（宮古市産業振興部 水産課 水産振興担当）
嶋崎 愛子（宮古市産業振興部 水産課 主任）
松下 寛（宮古市産業振興部 環境課 課長）
三上 巧（宮古市市民生活部 環境課 主査）
関口 憲史（宮古市市民生活部 環境課 主任）
中島 勝也（宮古市産業振興部 産業支援センター 港湾振興室 主事）
浜田 修氏（岩手大学三陸復興推進機構 宮古エクステンションセンター
プロジェクトマネージャー）
平野 拓郎氏（いであ株式会社 理事 技師長）
風間 崇宏氏（いであ株式会社 名古屋支店 生態解析部 グループ長）
高橋 敦氏（いであ株式会社 国土環境研究所 環境技術部 技師）

（事務局）

寺島 紘士（海洋政策研究財団 常務理事）
市岡 卓（海洋政策研究財団 政策研究グループ グループ長）＊第1回開催のみ
大塚 万紗子（海洋政策研究財団 特任研究員）
田上 英明（海洋政策研究財団 政策研究グループ 研究員）

②まとめ

宮古市では陸と海を一体的にとらえた沿岸域の復興に向けて話し合う沿岸域総合管理研究会が開催され、復興への沿岸域総合管理活用に向けた土台作りを進めている。

震災後の復興事業として、ライフラインの整備や防災に関する課題等に向けた取り組みが精力的に進められているが、震災以前から岩手県の産業振興指針等に示されているように「環境」や「防災」だけでなく、「産業振興」についても推進されることが求められている。海を活かし、海域・陸域を一体化した取組みが地域作り、まちづくりにどう貢献できるかという地域活性化の視点は各モデルサイトで共通した課題であるが、宮古市では「復興」という文脈の中で、地域活性化をどのように実現していけるか考える必要がある。

今後、沿岸域総合管理研究会及び「海の健康診断」の手法を活かした沿岸域環境の評価の実施において、沿岸域総合管理について協議・研究をすすめてきた成果をもとにして、地域が主体となって実施する沿岸域総合管理のモデルとなる取組みを促進し、沿岸域総合管理の考え方を活かした地域の復興・再生を話し合う協議会等の設置や沿岸域総合管理計画の策定等が求められる。

(5) 高知県宿毛湾（宿毛市・大月町）

①サイトにおける取組状況

1) 地域の状況と沿岸域総合管理への取組

宿毛湾は、四国南西部、豊後水道南東部に位置し、幅約 10km、奥行き約 8km、西側に開けている湾である。愛媛県南部の西海半島を北側に、高知県南西部の大月半島を南側に向けたリアス式の湾で、全体としてらっぱ状に開いており、湾内には、沖の島、姫島、鶴来（うぐる）島、柏島を擁している。湾口南部の島々は沖の島海域公園を中心に足摺宇和島国立公園に、湾奥の島々は宿毛湾県立自然公園にそれぞれ指定されている。

水深が深く、豊後水道から黒潮が流れ込み、海水の交換が良いことと、背後地にある深い山々から流れ込む栄養塩によって、豊かな漁場となっている。年間平均水温は摂氏 21 度と温暖である。一本釣りをはじめ、定置網、刺し網漁などの漁船漁業が中心である。また、深い湾入のため波浪が穏やかで養殖漁場としても恵まれていることから、宿毛湾では養殖が盛んで、ブリは高知県内生産量のほぼ 10 割、カンパチは 3 割、マダイは 5 割、シマアジは 6 割を占める¹。

磯釣りに適した場所も多い。柏島付近は約 1,000 種類と魚種が豊富で、平均 20m という透明度、日本有数の規模を誇る珊瑚群集があること、熱帯魚も多く見られることから、磯釣り、シュノーケリング、ダイビングなど海洋レジャーも盛んである。特に柏島では観光資源を活かして「自然体験型・環境教育型」の海洋教育、海洋エコ・ツアーを推進している。また、一般的な状況として、漁業者とダイバーは係争となることが多いが、宿毛湾、特にダイバーに人気の柏島にはダイビングサービスが約 20 軒もあり、漁業者にとっての脅威となっていたが、大月町役場と地元 NPO を交えて数十回も話し合いが行われ、その結果として、漁業者とダイバーが協力してモイカの産卵所としての杉の枝を海底に沈め、モイカの増殖に協働で取り組むこととなり、これがお互いの信頼関係を修復するきっかけとなったという。

しかしながら、ここ数年で宿毛湾の透明度はやや低下してきており、また、赤潮の発生、貝毒、磯焼け等の問題が表面化し始めており、この点は両自治体が沿岸域総合管理に関心を持った理由のひとつになっている。

宿毛湾の沿岸をまわってみると、リアス式の海岸の襲の一つ一つに漁業集落がある。以前はそれらの集落それぞれに漁協があるような状態であったという。平成 13 年に宿毛市、大月町にあった 16 漁協が「すくも湾漁業協同組合」として合併し、平成 24 年 3 月 31 日現在の規模は、理事 21 名、監事 4 名、職員 57 名、組合員数 1,819 名、出資金は 4 億 3 千万円強である²。宿毛市と大月町はいわゆる「平成の大合併」の折に合併する方向で準備をしていたため、両自治体に位置していた漁協がまとまって、「すくも湾漁協」と

¹ JF すくも湾漁協ホームページ <http://www.sukumobay.com>

² 同上

なったのである。その結果、宿毛市と大月町の水産課は連動して活動する機会が多く、コミュニケーションもよいことから、沿岸域総合管理研究会もその恩恵を受けており、2つの自治体にまたがっているにもかかわらず、スムーズな会議運営が可能となっている。

また、「すくも湾漁業協同組合」では2012年12月、中央市場に冷凍冷蔵施設を新設している。漁価低迷が問題になっている中で、漁獲物の高鮮度保持による販売価格の向上が目的である。

陸域の地形としては、宿毛市の286.15平方キロメートル、大月町の103.02平方キロメートルのうち、約80%を森林が占めている。宿毛市の中心には、愛媛県に源を持つ松田川が縦貫して、宿毛湾に注いでいる。流域面積232.0平方キロメートル、流路延長51.1kmの二級河川で、下流には宿毛市街と豊かな平野を形成している。松田川の中流域には治水対策として、坂本ダムが建設され、平成13年2月に竣工したばかりである。

宿毛市の陸域の産業としては、林業、および温暖な気候を活かしたブロッコリー、オクラなど野菜の露地栽培や、海に面した南斜面における柑橘類などの果樹栽培が盛んであることが挙げられる。特に、当地の風光名物「だるま夕日」の名前にちなんだ「だるま文旦」は、糖度・酸味センサーによる品質管理を徹底し、当地のブランド品として売り出し中である。

一方、大月町の陸域の自然環境は温暖多雨で、林業の他、稲作、葉たばこの栽培、施設園芸を中心とする農業が営まれている。夏の台風、冬の季節風は強く、大月町柏島の各民家では、竹製の巻き簀を常備しており、台風到来の可能性があるときは、家の周りを巻き簀で覆い、窓ガラスが割れるのを防ぐほどである。強風の、農林漁業などの一次産業に及ぼす被害が常に心配されている地域である。しかし、最近では、こうした強風を資源として活用、丘陵地帯に風力発電施設を誘致して、陸域の新しい産業としている。

平成25年3月時点の宿毛市の人口は22,487人で、平成15年の人口25,097人に比較して1割以上減少している。大月町では平成17年の人口は6,437人、うち65歳以上の高齢者の人口は2,296人と全体の35.7%を占めており、10年前の平成7年の27.9%に比べて、大幅に増加している。平成25年3月1日時点の人口は5,926人と平成17年に比べて、約1割弱減っており、典型的な少子高齢化の自治体である。

自治体の総合計画に関して、宿毛市は平成23年12月に宿毛市振興計画を策定している³。一方、大月町は平成19年～平成28年の10年間の第6次総合計画を策定しており、前期と後期を5年ずつで区切っている。さらに、毎年翌3年間の計画をローリングで作成している⁴。

宿毛市の交通であるが、宿毛駅が開業したのは平成9年である。当初、当時の市の中心部であった現在の東宿毛駅を宿毛市の中心駅として予定し、愛媛県側への延伸も考慮した中間駅として計画されていたが、実際には、市の中心部から西方に約1km離れた現在の

³ <http://www.city.sukumo.kochi.jp>

⁴ <http://www.town.otsuki.kochi.jp>

位置へと変更が行われた。宿毛駅の西に位置する市の中心部と、東に位置する臨港部の片島地区の双方に便宜を図ったため、と言われるが、市の中心部が寂れ始めており、求心力を失っているかにみえる。宿毛駅から中村駅まで第三セクターの土佐くろしお鉄道、中村駅から岡山駅まで JR 四国旅客鉄道を利用することで、宿毛駅から岡山駅まで 4 時間半で到達することができる。また、宿毛―神戸・大阪・京都間には夜行バスが走行している。

片島地区には、昭和 59 年の片島港と小筑紫港の統合によって誕生した重要港湾の宿毛湾港がある。小筑紫港は 1,100 余年前の延喜の時代より船舶避難港として構築された古い港である。昭和の時代は木材類の商港として、現在は四国西南部の物流拠点港としての役割を担っている。また、大分県佐伯港との間に 1,000 トンと 1,500 トンのフェリーが合計 1 日 6 便就航している。

大月町には鉄道がなく、主要な公共交通手段はバスである。



図 2-10 宿毛湾沿岸域マップ

2) 当財団と地域との協力

a) 沿岸域総合管理モデルサイトとしての立ち上げまでの経緯

サイト立ち上げまでの現地調査、関係者との意見交換等の状況は以下のとおりである。

- ・ 平成 24 年 7 月 2 日、高知でのサイトの立ち上げについて、高知大学深見公雄副学長、高知大学吉用武史国際・地域連携センター特任講師、(財)黒潮生物研究財団黒潮生物研究所岩瀬文人専務理事・研究所長、NPO 法人黒潮実感センター神田優センター長らと情報交換を行った。
- ・ 平成 24 年 8 月 7 日、黒潮生物研究所岩瀬文人研究所長、黒潮実感センター神田優センター長の紹介で、宿毛市役所を訪問。平成 23 年 12 月に市長に就任した沖本 年男宿毛市長に、沿岸域総合管理について説明した後、意見交換を行った。沖本市長は、就任以前から海域、陸域流域圏の環境保全に対しても強い関心を持っていたことから、宿毛市と大月町で「宿毛湾沿岸域総合管理研究会」を立ち上げ、宿毛湾沿岸域の環境

の保全と地域の活性化を計っていくことで賛同を得た。

- ・ 平成 24 年 8 月 8 日、黒潮実感センター神田センター長と大月町役場を訪問。沿岸域総合管理のメリット等を説明。大月町水産課とセンター長は、地元の漁業者とダイバー間の利害調整等に関して、既に数十回におよぶ話し合いをしてきた経緯があり、お互いの信頼関係は強い、とのことであった。
- ・ 平成 24 年 8 月末、宿毛市と大月町が話し合いを行い、海洋政策研究財団と沿岸域総合管理を進めることで合意した旨、海洋政策研究財団に報告があった。
- ・ 平成 24 年 9 月 27 日、高知大学深見副学長、黒潮生物研究所岩瀬所長、黒潮実感センター神田センター長、宿毛市、大月町と海洋政策研究財団とで沿岸域総合管理研究会の準備委員会を開催。今後の進め方について協議した。

b) 宿毛湾がサイトとして相応しいと考えた理由

- ・ 漁業者等の関係者が赤潮の発生など海域環境の悪化について問題意識を持っており、一方で、森林管理者等も流域圏の一体的管理に対する関心が高く、彼らの協力を得られる可能性があるなど、環境の問題を契機として沿岸域総合管理の取組みを広く展開できる見込みがあること。
- ・ 宿毛市および大月町が、流域圏管理を含めた活動により海域環境を改善するなど宿毛湾沿岸域の問題について強い関心を示しており、両自治体が主体となった取組みが期待できること。
- ・ 高知大学をはじめ黒潮生物研究所や黒潮実感センターなど、地元の教育・研究機関の専門家による支援が期待できること。

c) 宿毛湾沿岸域総合管理研究会の開催

- ・ 平成 24 年 11 月 28 日、第 1 回宿毛湾沿岸域研究会を宿毛市役所にて開催した。また、研究会に先立ち、海洋政策研究財団寺島常務理事が沖本宿毛市長と意見交換を行った。
- ・ 平成 25 年 2 月 5 日、宿毛湾沿岸域研究会「海の健康診断」作業部会を立ち上げ、その第 1 回会合を宿毛市役所にて開催した。作業部会委員長には広島大学名誉教授松田治氏を選任、沿岸域総合管理を始めるにあたり、沿岸域の現状を把握するために、海洋政策研究財団が開発した「海の健康診断」手法を使って調査し、その結果を沿岸域総合管理のために活用することを確認した。平成 25 年度末までに成果を出し、その中で、モニタリングなど地域住民が持続的に取り組める内容も含めて探っていくことで合意した。また、調査する宿毛湾の範囲として、北側は高知と愛媛県の境から南側は大月町柏島とすることを決定した。
- ・ 平成 25 年 3 月 1 日、第 2 回宿毛湾総合沿岸域管理研究会を宿毛市役所にて開催。沿岸域総合管理の考え方と宿毛湾以外の 4 つのモデルサイト、また、宿毛湾とその

流域圏の環境および産業に関連して現存する地域の4つの協議会について情報を共有した。沿岸域総合管理計画を市や町の総合計画にどう位置づけるか、陸域と海域の立体的管理、環境・生物多様性に軸をおいた地域経済の活性化、海洋教育・人材の育成などを含め、平成25年度中に沿岸域総合管理計画を創ることで合意した。

d) 研究会メンバーについて

宿毛湾沿岸域総合管理研究会のメンバーは下記のとおり小さくスタートする。協議会になる段階で参加者を増やす予定である。

宿毛市	酒谷 幸夫	宿毛市産業振興課 課長補佐兼監理係長
	福島 篤史	宿毛市産業振興課 水産振興係長
	松岡 博之	宿毛市商工観光課
大月町	松田 耕一	大月町役場 産業振興課 水産振興係長
	山本 沙也加	大月町役場 産業振興課 水産振興係
高知県	織田 純生	高知県水産振興部 宿毛漁業指導所 所長
	大山 隼人	高知県水産振興部 宿毛漁業指導所 主査
漁協	濱田 満幸	すくも湾漁業協同組合 指導共済課
有識者	深見 公雄	高知大学理事（教育担当）・副学長
	石塚 悟史	高知大学 国際・地域連携センター准教授
	岩瀬 文人	財)黒潮生物研究財団 黒潮生物研究所専務理事・研究所長
	神田 優	NPO(法人)黒潮実感センター センター長
財団		

②まとめ

3年間の沿岸域の総合管理モデル事業の最終年度後半でのサイト立ち上げであったが、宿毛市、大月町、高知県水産振興部、高知大学、黒潮生物研究所、黒潮実感センター、漁業関係者等の熱心な参加者に恵まれ、平成26年度をめざした協議会立ち上げに向けて、ロードマップが描ける状態になった。

今後の流れとしては、平成25年度の研究会では、沿岸域の各データの整理、また、協議会としてどういう行動に活かしていくか、何を達成していくかについて目標を設定し、計画を策定し、体制を整え、平成26年度から、流域圏の農林関係者などより多様な利害関係者や教育関係者からなる宿毛湾沿岸域総合管理協議会を立ち上げる予定である。また、沿岸域のデータの一部を地元で継続的に収集する方法も考えていく。

現在はまだ議論にあがっていないが、宿毛湾沿岸域は東南海地震による津波の影響

が想定されており、防災についても議論する必要があるように思われる。

また、高知県は県庁に「おもてなし課」を設置しているほど、観光に注力していること、馬路村や砂浜美術館などに見られるように、商品とアイデアを「売れるデザイン」に落とし込む能力に長けている人材に恵まれていることなどから、四国の端に位置する宿毛市と大月町を擁する宿毛湾沿岸域を高知県の「はしっこのまち」として、どのようにアピールし、経済的自立に結びつけていくかについて、活発で創造的な議論が期待される。

各サイト等の概況

別紙

サイト一覧

以下の5地域について、地元地方公共団体の了解を得て、サイトとして選定し、沿岸域総合管理に関する取組みを進めている。

	サイト	地域の状況と取組みの特徴	対応状況
1	三重県志摩市	<p>(地域の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・英虞湾再生プロジェクト、自然再生協議会等による取組み等の実績あり。 ・平成22年度までは市庁内部にプロジェクトチームを設置し、関係部局が連携して「新しい里海」創生のための沿岸域の総合的取組の取組みを進めてきた。 ・平成23年4月、沿岸域の総合的取組を担当する里海推進室が発足した。 ・同年8月、「志摩市里海創生基本計画策定委員会」が発足した。 ・平成24年3月、志摩市里海創生基本計画(志摩市沿岸域総合管理計画)を策定した。 ・平成24年5月、志摩市里海創生推進協議会が設置された。 ・市長が強力なリーダーシップを発揮している。 <p>(取組みの特徴)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・閉鎖性海域の環境改善や、地域産業(真珠養殖業、漁業、観光等)の振興、これを通じた地域の活性化が課題となっている。 ・市が中心となって、沿岸域総合管理に関する計画を策定するなど主体的に取組みを推進している。 	<p>平成22年度から、サイトとして、地元地方公共団体と当財団からなる研究会の開催などの取組みを実施している。</p> <p>平成23年度は、志摩市里海創生基本計画策定委員会へのオブザーバー参加等により、基本計画づくりに関する助言等をおこなった。</p> <p>平成24年度から、策定された基本計画の実施段階に入り、志摩市里海創生推進協議会へのオブザーバー参加等により、進め方についての助言等をおこなっている。</p>

各サイト等の概況

サイト一覧(つづき)

地 域	サイト候補地	地域の状況	対応状況
2	岡山県備前市(日生町)	<p>(地域の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者が中心となったアママ場再生の取り組みの実績あり。現在は、海洋牧場を整備中。 ・離島への架橋計画の進捗も踏まえ、交流の拡大による地域の活性化、新たな海域利用のあり方の検討等が課題となっている。 ・漁業者の意識が高く、中心的な役割を果たしていくことが期待される。 <p>(取組みの特徴)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水産業、観光業等の連携・協力による地域の活性化が課題となっている。 ・漁業者の発意による取組みを県・市の担当部局が支援している。 	<p>平成22年度から、サイトとして、地元地方公共団体と当財団からなる研究会の開催などの取組みを実施している。</p>

各サイト等の概況

サイト一覧(つづき)

地域	サイト候補地	地域の状況	対応状況
3	福井県小浜市	<p>(地域の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食育、水産業を核とした地域の活性化、地産地消の促進が課題。 ・市、水産関係者、水産高校、県立大学、NPO等を中心に沿岸域総合管理による地域づくりに関心・意欲がある。 ・小浜湾の環境評価の実態把握を進めることに、特に強い関心がある。 <p>(取組みの特徴)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水産業、観光業等の連携・協力による地域の活性化が課題となっている。 ・教育・研究機関、NPO等からの問題意識を市が汲み上げ、市の施策につなげようとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度から、小浜湾の海洋環境の実態把握のための「小浜湾湾海の健康診断」に2ヶ年計画で着手し、今年度その最終結果を得るとともに、市民とともに地元沿岸域管理について考えるため「小浜市沿岸域管理研究会」を市と財団が共同で立ち上げこれまで議論を深めてきた。 ・研究会で、市と地元関係は、地元の沿岸地域のそもそもの課題を再認識し、これを共有し、「課題への取組(PDCA)の方法」と「目指すべき沿岸域の地域目標を掲げる必要性」を認識した。 ・平成26年度には、研究会が市の行政にコミットできる「透明性が確保された協議会」へ発展されるよう、現在研究会での議論を深めている。

各サイト等の概況

サイト一覧(つづき)

地域	サイト候補地	地域の状況	対応状況
4	岩手県宮古市	<p>(地域の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災の発生前から、三陸地域において、岩手県の主導による海洋資源を活かした産業振興への取組みが進展。 ・大震災の発生により、地域の主力産業である水産業が甚大な被害を受け、水産業の再生、災害に強い地域づくり、地域の復興が課題となっている。 <p>(取組みの特徴)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海域と陸域を一体としてとらえた地域の復興が重要な課題となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大震災の発生前、岩手県の協力を得て、宮古市において沿岸域総合管理に関する研究会を開催した。 ・平成23年度末、「海の健康診断」の手法を活かした沿岸域の総合的評価を行うこと及び当事業のサイトとして位置づけることで合意した。 ・平成24年3月、陸域と海域を一体にとらえた地域の復興・再生を推進するため沿岸域総合管理研究会を再開した。
5	高知県宿毛市・大月町 毛湾	<ul style="list-style-type: none"> ・赤潮や貝毒、磯焼け、マグロの養殖による環境への影響等の問題に対処し、豊かな海を取り戻すことが課題。 ・海の豊かさや森・川との関係の関心。 ・大月町は風力発電等エネルギー施策に関心。 	<ul style="list-style-type: none"> ・閉鎖性の湾である宿毛湾の内側を対象範囲として、沿岸域総合管理研究会を設置し検討を行うとともに、「海の健康診断」の考え方に基づいた海域環境の評価を実施(これを適正に実践するための評価委員会を設置)することで合意。

1 三重県志摩市

1 基礎情報(自然・社会の状況)

①関係する地方公共団体

- ・三重県志摩市
(2004年浜島町、大王町、志摩町、阿児町、磯部町の5町が合併)

②沿岸域の人口

- ・57,754人(志摩市人口, 2010年5月1日現在)

③沿岸域の産業

- ・水産業(真珠養殖, 漁業), 観光業が盛んである。
- ・市内の太平洋沿岸では小型漁船を使用した沿岸漁業が盛んに行われている。
- ・英虞湾や矢湾では、真珠やかき、あおさなどの養殖業が中心となっている。
- ・平成3年から、漁業の漁獲量、養殖業の収穫量ともに、全体的に減少傾向にある。
漁業漁獲量: 19,988t(平成3年)→12,318t(平成20年)
養殖業収穫量: 5,442t(平成3年)→3,617t(平成20年)
- ・観光入込客数は平成6年の796万人を最高に、その後は減少傾向が続き、近年は400万人前後で推移している。(平成6年には志摩スペイン村が開業した。)

④沿岸域の文化、歴史、土地や海域の利用その他社会の状況

- ・1893年に御木本幸吉がアコヤガイを用いて世界で初めて半円真珠をつくることに成功
- ・伝統行事では、和具の「潮かけ祭り」や波切りの「わらじ祭」、浜島の「伊勢えび祭」など、海に関連した行事が多数存在する。
- ・食文化としては「きんこ」や「てこね寿司」など、豊富な海の幸、山の幸から生まれた志摩市特有の食文化が形成されている。

⑤沿岸域の地勢、気象・海象、生態系など自然・環境の状況

- ・全域が伊勢志摩国立公園、気候温暖、英虞湾・的矢湾・太平洋に面するリアス式の海岸線とならかなかな丘陵地。
- ・絶滅危惧種指定種が計52種、記録されている。
- ・三重県内でアカウミガメの産卵が最も多く確認されており、浜島町から国府白浜までの太平洋沿岸が産卵場となっている。

2 沿岸域における問題点等

①顕在化している問題点

- ・生活排水、真珠養殖等が原因により海底環境が悪化
(下水道接続率: 48.8% / 平成21年度末)
- ・アコヤガイのフン、死骸等が海底の環境悪化を招くことが指摘されている)
- ・干潟消失による海の浄化能力の減少
(かつて湾内に約269haあった干潟の約70%が干拓により消失)
- ・地域産業(養殖業、漁業、観光業)の衰退
→1③参照

②将来に向けての問題意識

- ・志摩市総合計画(後期基本計画)において、「新しい里海の創生」を位置づけ
- ・豊かな「自然の恵み」の保全と管理を進め、沿岸域資源を持続可能な形で活用し、地域の魅力の向上と発信(地域ブランディング)を実現する。
- ・「稼げる里海」・「学べる里海」・「遊べる里海」
(いずれも「志摩市里海創生基本計画案」より)

3 関係者とその動き

- ①関係者の関心・意欲(地方公共団体の担当者、産業界、住民、NGO等)
- ・志摩市長(大口秀和氏)が沿岸域総合管理による新しい里海創生に熱意。
- ・志摩市農林水産部里海推進室が、計画策定など取組みの中心。
- ・三重県水産研究所水圏環境研究課が英虞湾の環境再生に関わる調査研究等において中心的な役割を果たしている。
- ・志摩の海を守る会(真珠養殖業者)
- ②取組み体制(協議会、地方公共団体内部のプロジェクトチーム等)
- ・市庁舎内に関係部署を横断する「志摩市里海創生プロジェクト」設立(2010年5月)
- ・沿岸域の総合的管理を担当する里海推進室が発足(2011年4月)
- ・「志摩市里海創生基本計画策定委員会」が発足(2011年8月)
- ・「志摩市里海創生推進協議会」が設立(2012年5月)
- ③政治的意欲の盛り上がり(首長、議員等の関心・意欲)
- 大口市長他職員2名は、2009年11月にフィリピンで開催されたPEMSEA東アジア海洋会議に参加し、バタアンで開催されたPNLNG(PNNG(PEMSEA地方政府ネットワーク)において日本の自治体として始めて参加した。PNLNG総会では志摩市長が、「志摩市でも東アジア諸国と同じように海の環境問題に直面していること、今後の取り組みに活かしていきたい」とスピーチをおこなった。

これ以降、同市長のイニシアティブによる沿岸域総合管理への取り組みが加速。2012年10月に同市長が再選され、PNLNG年次フォーラムの志摩市への誘致の動きが出ている。

1 三重県志摩市（つづき）

4 沿岸域管理に関する取組みの状況

- ①行政が主体となった取組み
 - ・三重県地域結集型共同研究事業（2003～2007年）
 - ・JST社会技術研究開発事業（2003～2007年）
 - ・JST実装支援事業（2009～2011年度）
 - 「住民参加型の干潟再生体制の構築」
 - ・環境省・里海創生支援モデル事業開始（2009～2010年度）
 - 「英虞湾いきもの調査隊事業」
- ②産業界、住民、NGO等が主体となった取組み
 - ・OPRF「海の健康診断」事業開始（2009～2010年度）
- ③関係者からなる協議会等が主体となった取組み
 - ・英虞湾自然再生協議会（2007年設立）
- ④総合的なビジョン、計画等に基づく取組み
 - ・志摩市総合計画（後期基本計画）において、「新しい里海を創生していくため、沿岸域が一体となった総合的管理的取り組みを進める」ことが明記された
 - ・「志摩市里海創生基本計画」策定（2012年3月）
 - ・2012年8月に第1回志摩市里海創生推進協議会、10月に第2回協議会、12月に第3回協議会、2013年2月に第4回協議会が開催された。
- ⑤研究機関との連携・協力による取組み
 - ・三重県水産研究所との連携（JSTの支援による干潟再生試験等）
- ⑥その他（③～⑤以外で）地域の関係者の連携・協力による取組み

5 沿岸域総合管理の実施に向けての展望、課題等

これまで、市役所や地域の関係者が沿岸域の問題について話し合う研究会や計画の策定・実施に関する協議会が設置され、市役所が中心になって沿岸域総合管理計画である里海創生基本計画を策定し、沿岸域総合管理の実施段階に至った。

今後、協議会委員の間での協議を通じて基本計画の進め方に関する共通認識の構築と協議会委員が合意できる具体的な実行内容（取り組み）を明確にした上で、里海創生基本計画を基に、沿岸域総合管理の実施に取り組んでいく必要がある。

参考文献等

- ・志摩市総合計画（後期基本計画）
- ・平成21年度森川海を一体的な管理に関する調査研究報告書
- ・第3回森川海/流域圏合同委員会発表資料（三重県志摩市産業振興部水産課水産資源係 係長浦中秀人氏）
- ・第7回英虞湾自然再生協議会配布資料
- ・志摩市HP（<http://www.city.shima.mie.jp/index.html>）
- ・志摩市里海創生基本計画

2 岡山県備前市（日生町）

1 基礎情報(自然・社会の状況)

- ①関係する地方公共団体
岡山県、備前市（2005年3月22日に備前市・日生町・吉永町が合併）
- ②沿岸域の人口（H24.10現在）
・備前市：38,284人
・旧日生町地区：7,826人
- ③沿岸域の産業
・漁業（カキ養殖、小型底びき網、小型定置網、刺網等）
・耐火物製造業（備前焼、レンガ、セラミック、ファイレンセラミックス）
・観光業（旅館・宿泊施設、食事処、魚市場等）
- ④沿岸域の文化、歴史、土地や海域の利用その他社会の状況
「日生千軒漁師町」とうたわれた日生は、古くから水産業や海運業が盛んな場所であった。豊かな漁場を持つ日生の人々は縄文・弥生時代より漁撈活動に従事し、室町時代中期には京や大阪まで海産物を運んでいた記録が残るなど、古くから漁業集落として知られてきた。日生の漁師は、江戸時代には関西や四国地方の海域にまで出漁し、明治以降は国内各地のみならず朝鮮半島や台湾まで進出した記録が残っている。これは、狭い漁場を守るために生まれた漁業協同組合の一家族一組合員という制度や、それゆえ組合員になれぬものが漁を行うには他地域へ移住せざるを得なかったという必然性等により醸成された日生の漁師の進取の気性を物語るものである。現在日生では小型底びき網、小型定置網、刺網等の漁業のほかには養殖業も盛んである。特にカキ養殖は盛んで、日生町漁業協同組合の生産金額の8割以上を占めるとされる。近年では、漁業を中心とした地域の特性を生かし、産官一体となった観光開発にも力が入れられている。

備前市では合併以降毎年1～2%程度の人口減少が続き、日生地区でも人口減少は進行しつつある。また、備前市における65歳以上の人口の割合（高齢化率）はH24年時点で32%であり、地域全体として高齢化も進んでいる。

⑤沿岸域の地勢、気象・海象、生態系など自然・環境の状況

備前市全体の面積は258.23平方kmであり、うち日生地区は35.91平方kmを占める。山地が海岸線近くまで迫るため、日生地区の市街地は海に近い限り限られた平野部分を中心に広がり、瀬戸内海を望む沿岸域には入り江や岬があり組んだ海岸線が伸びる。目の前には、有人・無人を含めた大小13にわたる日生諸島があり、瀬戸内海国立公園の一部をなす。中でも鹿久居島、頭島、大多府島、鴻島などは市民生活や産業にとって重要な位置づけにある。気候は典型的な瀬戸内海型気候であり、年間を通じて温暖・少雨で過ごしやすい。日生諸島を含め入り組んだ海岸線が広がる日生の沿岸海域は好漁場として知られている。

2 沿岸域における問題点等

①顕在化している問題点

- ・環境の悪化によるアマモ場の大幅な喪失
 - ・埋め立て等の沿岸開発による干潟や自然海岸の消失
 - ・生息環境の悪化による水産資源の減少
 - ・水質悪化
 - ・海洋ごみ
 - ・伝統漁法である「つぼ網」(小型定置網)の衰退
 - ・深刻ではないが、漁業の後継者確保の難しさ
 - ・経験に基づく生態学的知識の喪失
- ②将来に向けての問題意識
- ・市の総合計画では、市の基本理念を『海とみどりと炎のまち』と定め市における海洋の重要性は掲げられているが、沿岸域に関する具体的なビジョン等は示されていない。
 - ・東備地区水産環境整備事業指定海域の管理についての懸念。多面的な海域利用のあり方や周知の方法を県庁、市役所、漁業協同組合が中心となり、検討中(当財団も助力として、地域利害関係者と海洋空間利用・管理マップを作成中)。

3 関係者とその動き

- ①関係者の関心・意欲(地方公共団体の担当者、産業界、住民、NGO等)
・日生町漁業協同組合と岡山県、備前市の水産関係者は、沿岸域における課題に対して高い意識を持っている。
- ・沿岸域と深く関わる備前東商工会や日生町観光協会、鹿久居島にある体験学習施設「古代体験の郷 まほろば」といった水産関係以外の関係者も、沿岸域の地域振興に大きな関心を寄せている。
- ・H24年5月に岡山県と日生町漁協に生活協同組合おかやまコープ、NPO法人里海づくり研究会議を加えた4者がアマモ場造成に関わる協定が締結。
- ・今後はこれまで関わりがなかった遊漁産業や市民グループといった関係者との連携も必要となろう。
- ②取り組み体制(協議会、地方公共団体内部のプロジェクトチーム等)
・東備地区海洋牧場適正利用協議会(別名:海洋牧場検討協議会)が設置されているが現在、研究会を中心に議論が進められている。顧問として備前市長が、委員として岡山県水産課、備前市農林水産課が参加。
- ③政治的意欲の盛り上がり(首長、議員等の関心・意欲)
・備前市(農林水産課等)は沿岸域の総合的管理的の重要性を認識している。市の政策として沿岸域総合管理は現時点では取り上げられていないが、次期総合計画の方向性に注目していく必要がある。
- ・漁業協同組合と市とのつながりは強く、漁協の取り組みは市としてもこれまで通り積極的に支援していく、というのが基本姿勢。

2 岡山県備前市（日生町）（つづき）

4 沿岸域管理に関する取組みの状況

①行政が主体となった取組み

・東備地区水産環境整備事業（平成14年度～25年度）：アマモ場再生や飼料培養礁の設置による幼稚仔保育場、魚礁を利用した成魚生息場の整備を行うことで、海域における水産資源の増大を図る。事業主体は岡山県、全体事業費26億5千万円。

②産業界、住民、NGO等が主体となった取組み

・日生町漁協によるアマモ場再生：かつては600haほどあった日生周辺のアマモ場は一時12haまで減少したが現在では200ha以上に回復。昭和60年から日生町漁協が中心となりアマモ場再生の取り組みが行われており、これまでに約9000万粒超の播種が行われている。
 ・日生町漁協による海底ごみの回収：昭和57年頃より小型底びき網船による海洋ごみの回収が行われている。ごみは漁協により処理施設まで運ばれている。

③関係者からなる協議会等が主体となった取組み

・市道日生頭島線活用プロジェクト会議

④総合的なビジョン、計画等に基づく取組み

・備前市総合計画（平成19年度～28年度）では、市の基本理念を『海とみどりと炎のまち』と定め市における海洋の重要性は掲げられているが、沿岸域に関する具体的なビジョン等は示されていない。しかし、平成25年度4月に予定されている市長選の後に、新総合計画を策定する予定があり、その中に陸海域を一体的に捉えた活動を盛り込むための調整が行われている。

・備前市都市計画マスタープラン（平成22年3月）では、備前市を中山間ゾーン、産業文化ゾーン、海洋ゾーンの3つの区域に分け、日生周辺地区を海洋ゾーンとした。海洋ゾーンは、豊かな自然や良好な景観と生活が融合したゾーンを旨し、地域の適正な保全と連携の強化、生活環境の維持や水産業、観光の振興などに努めることを掲げている。
 ・備前市過疎地域自立促進計画（平成22年度～27年度）では、沿岸域に対する具体的な言及はないものの、漁業や沿岸域の観光資源を活用した住民主体の取組強化をまちづくりの基本指針として示している。

・東備西播定住自立圏共生ビジョン（平成23年3月）では、『備前市は、備前焼や旧閑谷学校等の伝統文化の保存、発展を図るとともに、豊かな山海の恵みを圏域の活性化に活かしていく。』という目標が掲げられている。

⑤研究機関との連携・協力による取組み

・岡山県農林水産総合センター水産研究所と日生町漁協はアマモ場再生を二人三脚で進めてきた。

・日生諸島の海洋調査では、岡山大学、岡山理科大学等の研究者や学生と繋がりが深い。
 ・オプザバーとして研究会に東京大学公共政策大学院が参加。

⑥その他(③～⑤以外)地域の関係者の連携・協力による取組み

・NPO法人里海づくり研究会、生活協同組合おかやまコープ

5 沿岸域総合管理の実施に向けての展望、課題等

・今後、海洋牧場の整備や離島への架橋が進むことにより、本土と離島の間でヒトとモノの動きが活発することが予想されることから、体験型観光施設の活用や漁業者との連携などを通して利害関係者参加型の地域づくりが一層重要な課題になってくると考えられる。

・沿岸域総合管理を進めるため、まず地元関係者の間で特に関心の高い海洋牧場海域に関する利用と管理について、陸海域を一体的に捉えながら新たな仕組みづくりをおこなっていく。こうした取り組みを通して、沿岸域に関わる幅広い関係者の間で沿岸域管理に関する意識を高め、地域振興を含むより総合的な視点から調整を進めていく。

・研究会を重ねることに、より幅広い関係者が主体的に参加するようになつた。今後はより広い関係者が議論へと参加できるような仕組みを徐々に作っていく必要がある。

・実効性のある海域の管理を行うためには、関係者間で合意された内容をなんらかの枠組みの中でフォーマライズし周知していく必要がある。そのため、現実的な枠組みを実現するための課題について関係者と協議して、その実現を図る。

・海域利用のルールの策定や実施という具体的な施策に加え、沿岸域総合管理を市の継続的な取り組みとしていくため、備前市との協議を継続していく。

・現在作成中の海洋マップの更なる充実化を進め、入手可能な海洋データや海域の利用状況に関するデータを随時地図に追加していく。

参考文献等

- ・備前市総合計画
- ・備前市都市計画マスタープラン
- ・備前市過疎地域自立促進計画
- ・東備西播定住自立圏共生ビジョン
- ・備前市ホームページ
- ・窪田和美 1998 『日生漁業史及日生漁業組合概況書』をめぐって」、龍谷大学社会学論集第18号
- ・窪田和美 2000 「瀬戸内沿岸漁村の社会構造—明治から大正期の岡山県和気郡日生村」、龍谷大学社会学紀要第16号

3 福井県小浜市

1 基礎情報(自然・社会の状況)

- ①関係する地方公共団体
 - ・福井県小浜市 (他の小浜湾を囲む自治体、大飯町、高浜町)
- ②沿岸域の人口
 - ・31,593人(平成24年2月1日現在)
 - 人口は漸次減少傾向
- ③沿岸域の産業
 - ・第3次産業が増加し、第1次産業は昭和50年から平成7年の20年間で労働人口が1/2以下に減少。平成17年時点の構成比率で3次産業65%、2次産業30%、1次産業5%、このうち水産業人口も減少傾向にあり、全体のうちの割合は1%程度である。
 - ・近年の漁獲量は1,000t前後で推移し、このうちカレイ、ふぐ養殖などが特に盛んである。
 - ・福井県内では漁家数は上位に位置するが、経営規模が中小の漁家が多くを占め、特に小型定置網と海面養殖などを主体とした漁業が展開されている。
 - ・福井県が策定(2010年)した「ふくい魚・元気な販売戦略」に沿って、「若狭かれい」、「若狭ぐじ」、「若狭ふぐ」などをブランド戦略を積極的に展開している。
 - ・小浜市では、後継者育成のため、指導漁業士(H21年時点8人)の増加を図るとともに、漁村体験交流施設(ブルーパーク阿納)での活動にも力を入れている。(市総合計画)
 - ・観光業は平成10年から平成21年までの間で、年間入込み客数(81万人)→158万人、観光消費額(42億円→78億円)でこのうち約7割が宿泊によるものである。(市統計資料)
- ④沿岸域の文化、歴史、土地や海域の利用その他社会の状況
 - ・江戸時代には北陸・山陰・京阪を結ぶ要衝地として栄えた
 - ・国指定を受けた若狭塗、市指定を受けた若狭塗箸が代表する伝統工芸産業
 - ・平成23年に、市制60年目(1951年施行)を迎えた
 - ・平成23年5月「第5次小浜市総合計画」を策定(平成32年度末までの10ヵ年計画)
 - ・総合計画には「夢無限大・感動小浜(地域力を結集した協働のまちづくり)」掲げる
 - ・沿岸は海岸保全区域指定(水・国土保全局、港湾局、水産庁、農地振興局)
 - ・湾東部約4分の1が小浜漁港(第3種:小浜市管理)、湾西部約4分の1が和田港湾区域(地方:県管理)、北部に大島漁港(第2種:おおい町管理)がある。
- ⑤沿岸域の地勢、気象・海象、生態系など自然・環境の状況
 - ・市北側に国定公園指定を受けた若狭湾、南側に小浜湾を有する
 - ・一級河川北川が湾中央に注ぐ
 - ・湧水が豊富で、漁港近まで水汲み場がある。
 - ・地元漁業者も海底湧水の存在意義を経験的に認識している。

2 沿岸域における問題点等

①顕在化している問題点

- ・日本で最初に設置された水産高校である福井県立小浜水産高校が平成25年度より県の普通科高校と統合されることとなり、今後、教育範囲を水産だけでなく海洋に拡大する意欲がある。
 - ・漁価の下落による漁業収入の減少(漁獲高は過去20年間ほぼ横ばい)への対応が懸案。
 - ・平成24年度までの「小浜湾海の健康診断調査」を通じ、湾を取り巻く環境変遷の実態把握がなされたため、この結果を活用し、市民レベルで小浜市沿岸域のそもそもの問題が共有され、今後の沿岸域総合管理にかかわる行政施策が立案され、確実に展開されるよう、周知の方法も含め地元では、これら情報発信の方法なども模索中。
- #### ②将来に向けての問題意識
- ・市の総合計画では、食を活かした観光政策、付加価値の高い漁業、体験型漁業の推進等を施策に掲げている。
 - ・小浜水産高校、福井県立大学、地元市民団体(アマモマーメイドプロジェクト)、漁業体験民宿(ブルーパーク阿納)関係者が、沿岸域問題を総合的に扱える横断的な部局の必要性を認識。

3 関係者とその動き

- ①関係者の関心・意欲(地方公共団体の担当者、産業界、住民、NGO等)
 - ・平成23年度より、小浜湾の海洋環境の実態把握のための「小浜湾海の健康診断」に2ヶ年計画で着手し、今年度その最終結果を得た。
 - ・平成23年度より、市民とともに地元沿岸域管理について考えるため「小浜市沿岸域管理研究会」を市と財団が共同で立ち上げこれまで議論を深めてきた。
 - ・これまでの研究会において、市と地元関係は、地元の沿岸地域のそもそもの課題を再認識し、これを共有し、「課題への取り組み(PDCA)方法」と「目指すべき沿岸域の地域目標を掲げる必要性」を認識した。
 - ・このことから、平成26年度には、この研究会が市の行政にコミットできる「透明性が確保された協議会」へ発展されるよう、現在研究会での議論を深めている。
 - ・平成24年11月には、地元市民団体(アマモマーメイドプロジェクト)が中心となり、「全国アマモサミット」を誘致し行政を巻き込みながら開催され盛況を得た。
- ②取組み体制(協議会、地方公共団体内部のプロジェクトチーム等)
 - ③政治的意欲の盛り上がり(首長、議員等の関心・意欲)
 - ・平成24年7月に再選した市長も、「小浜湾海の健康診断評価委員会」、「小浜湾沿岸域管理研究会」のいずれについても前向きにとらえている。
 - ・沿岸域総合管理研究会には、地元漁協、商工会、観光協会など、地域産業を取りまとめる団体も参加し議論がなされる。

3 福井県小浜市（つづき）

4 沿岸域管理に関する取組みの状況

- ①行政が主体となった取組み
 - ・平成25年2月6日 第3回小浜市沿岸域管理研究会 開催
- ②産業界、住民、市民団体等が主体となった取組み
 - ・小浜水産高校ダイビング部のよびかけによる『アマモマーメイドプロジェクト』
 - ・2004年から開始し現在に至る。2005年には市民団体「アマモサポーターズ」が設立され、活動が進められて。2007年に「山川里湖海☆人わかざWAKKAフォーラム」が結成され、さらなるネットワーキング化が図られた。
 - ・平成24年11月には、地元市民団体（アマモマーメイドプロジェクト）が中心となり、「全国アマモサミット」を誘致し開催され、盛況を得た。
- ③関係者からなる協議会等が主体となった取組み
- ④総合的なビジョン、計画等に基づく取組み
 - ・第5次小浜市総合計画（H23年度～H32年度）
食を活かした観光政策の推進
付加価値の高い漁業、体験型漁業の推進
海底耕運など資源保全の推進
- ⑤研究機関との連携・協力による取組み
 - ・小浜水産高校、県栽培漁業センター、県立大（海洋生物資源学部）との連携により、漁業経営の安定化と振興を図る。
- ⑥その他（③～⑤以外で）地域の関係者の連携・協力による取組み

5 沿岸域総合管理の実施に向けての展望、課題等

- ・地元では、食育の促進、水産業を核とした地域の活性化のため、地産地消の促進や、海洋環境の現状把握が課題と考えている。
- ・市（農林水産課）は、予算編成作業時期や総合計画の見直しのタイミングも見据えながら、まずは、平成26年度にこの研究会が市の行政にコミットできる「透明性が確保された協議会」へ発展できることを見据えながら、現在研究会での議論を深めている。
- ・今後、地域の課題と、その対処の方向性を研究会での議論を通じ認識を深めながら、沿岸域総合管理を展開するうえで「目標やテーマ」などを練るとともに、市の既存計画や既存の地域活動を考慮しつつ、どのように市の計画を立てていくのかなどを検討する必要がある。
- ・小浜湾海の健康診断の調査結果から、湾を取り巻く環境変遷の実態把握がなされた。今後、周知の方法や情報発信の方法などについても検討し、この結果を活用して市民レベルで小浜市沿岸域のそもそもの問題が広く共有され、今後の沿岸域総合管理にかかる行政施策が立案され、確実に展開されるよう取組んでいく必要がある。

参考文献等

- ・第5次小浜市総合計画（H23～32年度）「夢無限大おぼま」
- ・福井県立小浜水産高等学校学校要覧2010
- ・小浜水産高等学校資料
- ・アマモサポーターズ資料
- ・福井県立大学：文部科学省「質の高い大学教育推進プログラム」採択『海と湖を舞台とするやる気触発プログラム』DVD

4 岩手県（宮古市）

1 基礎情報(自然・社会の状況)

- ① 関係する地方公共団体
隣接自治体：盛岡市、花巻市、遠野市、下閉伊郡(岩泉町、山田町)上閉伊郡(大槌町)姉妹都市：黒石市(青森県)八幡平市(岩手県)多良間村(沖繩県 宮古郡)
- ② 沿岸域の人口
6万301人(平成22年11月1日 住民基本台帳より) 人口密度：46.9人/km²
- ③ 沿岸域の産業
 - ・漁業、港湾・物流、観光
 - ・純生産額：5,941億円(県全体の約2割)
 - ・一人当たりの市町村所得：210万6千円(県平均(238万4千円)を下回る)
- ④ 沿岸域の文化、歴史、土地や海域の利用その他社会の状況
 - ・津波災害の多発地域
 - ・古来より漁業が中心として栄える。特産品はサケ、ワカメ、シイタケ
 - ・戊辰戦争の宮古湾海戦の舞台
 - ・市町村合併：宮古市、田老町、新里村の3市町村が合併(平成17年6月6日)
- ⑤ 沿岸域の地勢、気象・海象、生態系など自然・環境の状況
 - ・地形：面積：1,260km² 東西64km 南北50km
 - ・地勢：盛岡市より直線距離で約90km、バスで約2時間
 - ・海岸線地形：岩手県リアス式海岸の北端
 - ※宮古市以北：直線の海岸線(海蝕崖、海岸段丘などの隆起海岸が発達)
 - ・宮古湾：幅3km、長さ6km。宮古港が西岸にある。観光地の浄土ヶ浜も湾内にある。
ワカメ、カキなど養殖がおこなわれている。

【地震の状況(気象庁発表)】

- ・発生時刻 平成23年3月11日 14時46分ごろ
- ・震源地 三陸沖(牡鹿半島の東南東約130km付近)
- ・震源の深さ、規模 約24km マグニチュード9.0(暫定値)
- ・震度 震度5強/茂市 震度5弱/五月町、鎌ヶ崎、長沢、田老、川井、門馬田代
- 【津波の概況(気象庁発表)】
- ・第1波 到達時間 平成23年3月11日 14時48分 高さ 0.2m
- ・最大波 到達時間 平成23年3月11日 15時26分 高さ 8.5m以上

【被災状況】※1月25日現在

死者526人、負傷者33人、行方不明者111人
家屋倒壊数4,675戸(全壊、半壊)、一部破損、床上・床下浸水は含まず

2 沿岸域における問題点等

＜震災前＞

- ① 顕在化している問題点
 - ・不便なアクセス(陸の孤島)
 - ・産業振興・地域の活性化が課題
- ※三陸地域の純生産額：5,941億円(県全体の約2割)
同地域の一人当たり市町村所得：210万6千円(県平均(238万4千円)を下回る)
- ② 将来に向けての問題意識
 - ・「森・川・海」とひとが共生する安らぎのまち」を目標に宮古市総合計画を策定
 - ・水産物のブランド化、観光漁業、漁業経営の近代化
 - ・体験・交流や静養・癒しを取り入れた観光の質的向上
 - ・地域連携の強化
- ＜震災後の状況＞
 - ・国が平成23年7月に策定した「東日本大震災からの復興の基本方針」においては、震災からの復興を担う行政主体は、住民に最も身近で、地域の特性を理解している市町村が基となっている。
 - ・地域の主力産業である水産業が甚大な被害
 - ・水産業の再生、災害に強い地域づくり、地域の復興が課題

3 関係者とその動き

- ① 関係者の関心・意欲(地方公共団体の担当者、産業界、住民、NGO等)
 - ・岩手県及び宮古市では、被災前から、沿岸域を活性化するため海洋産業振興に積極的に取り組んでおり、沿岸域総合管理への強い関心が示された。
 - ・震災後は、陸域と海域を一体にとらえた地域の復興・再生が求められている。
- ② 取り組み体制(協議会、地方公共団体内部のプロジェクトチーム等)
 - ・震災前、岩手県が「いわて海洋資源活用研究会」を設置、沿岸5市、地方振興局、その他の関係機関及び研究機関が参加。
 - ・震災後の平成23年6月20日、宮古市において震災復興の総括・企画調整を専門的に行う組織として復興推進室が設立された。
- ③ 政治的意欲の盛り上がり(首長、議員等の関心・意欲)
 - ・「震災から一年が経ち、復興への歩みを強めようとしているなか、われわれは海との関係を今一度問い直されていると感じています。」(宮古市長、OPRF ニュースレター-278号)

4 岩手県（宮古市）つづき

4 沿岸域管理に関する取り組みの状況

①行政が主体となった取り組み

<被災前の状況>

- ・平成22年、宮古市総合計画の策定
同計画の基本構想では、市の将来像を「森・川・海」とひとが共生する安らぎのまち」としている。これは、本市の持つ豊かな自然とひととの共生を基調とし、これらを積極的に生かしながら、心の豊かさやゆとりを実感し自らの個性と能力を発揮していくことのできるまちづくりを進めていこうとするものである。

<被災後の状況>

- ・平成23年6月1日、「宮古市震災復興基本方針」を策定
- ・平成23年10月31日、「宮古市東日本大震災復興計画（基本計画）」を策定
- ・平成24年3月30日、【基本計画】に掲げた目標を達成するための具体的な実現手段を示した宮古市東日本大震災復興計画【推進計画】が策定された。
- ・平成24年3月30日 「宮古市東日本大震災復興計画（基本計画）」の下位計画として「宮古市東日本大震災地区復興まちづくり計画」が策定された。
- ・復興計画の策定にあたっては、外部検討組織の意見を参考にするとともに、市民の意見を反映させるため、市民懇談会やアンケート、パブリックコメントの実施をした。

②産業界、住民、NGO等が主体となった取り組み

<被災前の状況>

- ・平成21年7月、沿岸地域における地域振興を研究するために、
県内の産学官24機関で構成される「いわて海洋コンソーシアム」を設置
- ③関係者からなる協議会等が主体となった取り組み

④総合的なビジョン、計画等に基づく取り組み

上記①参照。

⑤研究機関との連携・協力による取り組み

<被災前の状況>

- ・平成22年12月、宮古市において、市、岩手県沿岸広域振興局が海洋政策研究財団と共同で「沿岸域総合管理研究会」を開催し、県、市の職員、水産関係者等と地域の実態や課題について意見交換を行った。
- <被災後の状況>
 - ・平成23年11月、津波防災の日シンポジウム～減災、次世代につなぐ教訓～開催
東北大学大学院工学研究科の今村文彦教授が「東日本大震災による津波被害の実態と教訓」と題して基調講演
 - ・平成24年1月、宮古市と海洋政策研究財団との間で、海を活かした復興・まちづくりに役立てるため、両者が協力して、「海の健康診断」等による沿岸域の総合的評価を行うことについて合意（県も協力する意向）。

4. 沿岸域管理に関する取り組みの状況（つづき）

・平成24年3月、陸域と海域を一体にとらえた地域の復興・再生を推進するため沿岸域総合管理研究会を再開した。

・平成24年7月、沿岸域総合管理研究会及び海を活かした復興・まちづくりに役立てるため「海の健康診断」等による宮古市沿岸域の総合的評価委員会を開催し、復旧・復興計画への提案並びに環境モニタリング計画の作成に関する検討を開始した。

・平成24年11月、沿岸域総合管理研究会及び「海の健康診断」等による宮古市沿岸域の総合的評価委員会を開催し、総合的評価を踏まえた沿岸域総合管理の推進について検討を開始した。

・平成25年3月、沿岸域総合管理研究会において、「海の健康診断」等による宮古市沿岸域の総合的評価委員会できりとまとめた調査結果の報告を行った。また、これまで3年間の宮古市における沿岸域総合管理における当財団と宮古市の取り組みの状況をとりまとめ、今後の同市における沿岸域総合管理の推進に向けての協議を行った。

⑥その他(③～⑤以外で)地域の関係者の連携・協力による取り組み

・平成22年3月、「いわて海洋資源活用研究会」により「岩手県三陸海域における海洋資源の利活用に関する調査報告書」が取りまとめられた。

5 沿岸域総合管理の実施に向けての展望、課題等

・海と陸とを一体的にとらえる沿岸域総合管理の考え方を如何に今後の復興への取組に活かしていくかが課題となっている。

・宮古市では震災後の復興事業として、ライフラインの整備や防災に関する課題等に向けた取り組みが精力的に進められている。一方、震災以前から岩手県の産業振興指針等に示されているように「環境」や「防災」だけでなく、「産業振興」についても推進していくことが求められている。海を活かし、海域・陸域を一体化した取組みが地域作り、まちづくりにも貢献できるかという地域活性化の視点は各モデルサイトで共通した課題であるが、宮古市では「復興」という文脈の中で、地域活性化をどのように実現していくか考える必要がある。

参考文献等

- ・宮古市ホームページ
- ・宮古市総合計画（平成18年）
- ・ウィキペディア：宮古市
- ・いわて県民計画（小冊子版）（H21年12月）
- ・いわて三陸海洋産業振興指針（H21年12月）
- ・岩手県三陸海域における海洋資源の利活用に関する調査報告書（H22年3月）

5 高知県 宿毛市・大月町（宿毛湾）

1 基礎情報(自然・社会の状況)

- ①関係する地方公共団体
・宿毛市(286.15km²)・大月町(103.02km²)
- ②沿岸域の人口
・宿毛市: 22,583人(H24)大月町: 5,989人(H24)人口は漸次減少傾向(10年で約10%減)
- ③沿岸域の産業
・第一次産業には人口の約15%に従事。農業はオクラ、ブロッコリー等露地栽培、文旦等果樹栽培、漁業は鯛・鯛・カンパチ・クロマグロの養殖、高知県の水揚の半分以上を占める。第三次産業には人口の約65%に従事。観光(磯釣り、ダイビング他)など。
- ④沿岸域の文化、歴史、土地や海域の利用その他社会の状況
貝塚があり、居住に適した温暖な地。対明貿易の基地として繁栄。農林水産業を中心に発展。宿毛湾港を活用した地域の産業開発・観光振興が課題。
- ⑤沿岸域の地勢、気象・海象、生態系など自然・環境の状況
足摺宇和海国立公園に属する。宿毛市の84%、大月町の70%が森林。黒潮が豊後水道に流れ込む入口である宿毛湾は魚種が豊富で、磯釣りも盛ん。また、大月町の海は透明度も高く、珊瑚や熱帯魚が豊富に見られ、ダイビングスポットとして人気。

2 沿岸域における問題点等

- ①顕在化している問題点: 宿毛湾の赤潮や貝毒、磯焼け、マグロ養殖による環境への影響、オニヒトデによる珊瑚の食害など。
- ②将来に向けての問題意識: 漁獲量低下の原因とされる宿毛湾の環境悪化を調査し、また、森・川・海の健全な物質循環を調査し、豊かな海や川を取り戻すことが課題。

3 関係者とその動き

- ①関係者の関心・意欲(地方公共団体の担当者、産業界、住民、NGO等)
・宿毛市産業振興課、大月町産業振興課、共にも、沿岸域総合管理の必要性をよく認識し、意欲も高い。
- ・高知大学副学長、黒潮生物研究所理事、黒潮実感センター所長は強力な支援者。
- ②取組み体制(協議会、地方公共団体内部のプロジェクトチーム等)
・H24 宿毛市・大月町が沿岸域総合管理研究会を立ち上げ、また、基礎となるデータを「海の健康診断」の考え方を活かした海洋環境評価で得ることに同意。
- ・H25 協議会準備を開始、H26に協議会を立ち上げるという目標。
- ③政治的意欲の盛り上がり(首長、議員等の関心・意欲)
・H24年に就任した宿毛新市長は環境問題に関心が高く、最初の訪問で面会、理解を示す。

4 沿岸域管理に関する取組みの状況

- ①行政が主体となった取組み
・大月町と黒潮実感センターによる漁業者と遊漁者・ダイバー間の調整
- ②産業界、住民、NGO等が主体となった取組み
・オニヒトデの駆除などによる珊瑚保全活動。
・漁業者・ダイバー・住民の協業によるアオリイカの増殖活動。
- ③関係者からなる協議会等が主体となった取組み
④総合的なビジョン、計画等に基づく取組み
- ⑤研究機関との連携・協力による取組み
・高知大学との連携・協力で沿岸域総合管理研究会を開始
- ⑥その他(③～⑤以外で)地域の関係者の連携・協力による取組み

5 沿岸域総合管理の実施に向けての展望、課題等

- ・3年間の沿岸域モデル事業の最終年度後半でのサイト立ち上げであったが、宿毛市、大月町、高知大学、黒潮生物研究所、黒潮実感センター、漁業関係者等々熱心な参加者に恵まれ、今後の協議会立ち上げに向けて、ロードマップが描ける状態になった。(現時点で、協議会立ち上げは平成26年度を想定している)。

参考文献等

- ・宿毛市ホームページ
<http://www.city.sukumo.kochi.jp/index.html>
- ・宿毛市振興計画(H23策定)
<http://www.city.sukumo.kochi.jp/gyousei.php?eid=00094>
- ・大月町ホームページ
<http://www.town.otsuki.kochi.jp/>
- ・黒潮実感センターホームページ
<http://www.orguesta.org/kuroshio/>
- ・黒潮生物研究財団ホームページ

各サイト等の概況

その他の地域一覧

	地域	地域の状況	対応状況
1	長崎県(大村湾)	<ul style="list-style-type: none"> ・県による「大村湾環境保全・活性化行動計画」の策定・推進など湾の環境回復・地域の活性化に向けた取組みの実績あり。 ・推進体制として、「大村湾環境ネットワーク」が整備されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・サイトとしての取組に合意するには至っていないが、地方ネットワーク会議への参加等、当財団や他の地方公共団体との交流が積極的に行われている。
2	沖縄県八重山郡竹富町	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年3月に、地方公共団体として初の海洋基本計画を策定済み。 ・同計画にある23の施策項目の実施計画の策定と、施策の実施に取り組んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・サイトとしての取組に合意するには至っていないが、地方ネットワーク会議への参加等、当財団や他の地方公共団体との交流が積極的に行われている。
3	香川県小豆郡小豆島町	<ul style="list-style-type: none"> ・町長のリーダーシップのもと、他の瀬戸内海の自治体との連携による海上交通の整備や交流人口拡大のための施策を積極的に展開。 ・海域環境の問題について、これまでの取組み実績は少ないが、関心は高い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・サイトとしての取組に合意するには至っていない。

1 長崎県（大村湾）

1 基礎情報(自然・社会の状況)

- ① 関係する地方公共団体
 - ・長崎市、佐世保市、諫早市、大村市、西海市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町の5市5町(564km²)
- ② 沿岸域の人口: 約27万7千人(平成21年3月)、県人口の19%
- ③ 沿岸域の産業: 漁業、農業、観光業(全国有数の観光施設・ハウステンボスが所在)等
- ④ 沿岸域の文化、歴史、土地や海域の利用その他社会の状況
 - ・昭和40年以降、都市化が進展、人口が増加。
- ⑤ 沿岸域の地勢、気象・海象、生態系など自然・環境の状況
 - ・面積約320km²(琵琶湖の半分)。2本の細い水路で外海につながる二重の閉鎖性海域。
 - ・スナメリ、カブトガニなど希少野生動植物が生息・成育。
 - ・都市化、人口増加により水質が悪化。

2 沿岸域における問題点等

- ① 顕在化している問題点
 - ・排出基準の強化等により、湾の水質は改善しているものの、依然として環境基準を超過。漁獲高が減少。
 - ② 将来に向けての問題意識
 - ・湾の環境保全、希少野生動植物の生息・生育環境の保全が課題。
 - ・このために、里海創生による海域の環境保全と再生を推進。

3 関係者とその動き

- ① 関係者の関心・意欲(地方公共団体の担当者、産業界、住民、NGO等)
 - ・県主導による長年の取り組みの実績と推進体制がある。
- ② 取り組み体制(協議会、地方公共団体内部のプロジェクトチーム等)
 - ・県庁内に部局横断的な連携・推進組織として「大村湾環境保全・活性化推進本部」あり。
 - ・関係する団体、事業者、行政、住民の連携組織として「大村湾環境ネットワーク」あり。
- ③ 政治的意欲の盛り上がり(首長、議員等の関心・意欲)
 - ・大村市長や時津町長が前向きな関心を寄せている。

4 沿岸域管理に関する取り組みの状況

- ① 行政が主体となった取り組み
 - ・水質汚濁防止法及び県公害防止条例による工場・事業場排水規制
 - ・「大村湾水質保全要綱」(昭和60年～平成17年)による生活雑排水の排出抑制対策
 - ・「大村湾環境保全・活性化行動計画」(第1期行動計画)→④参照
 - ・第2期行動計画→④参照
- ② 産業界、住民、NGO等が主体となった取り組み
 - ・「大村湾環境ネットワーク」
- ③ 関係者からなる協議会等が主体となった取り組み
 - ・「大村湾をきれいにする会」(県、関係市町及び漁協組合長会で構成)が、ゴミの除去作業、住民に対し水質保全に関する啓発活動を実施。
- ④ 総合的なビジョン、計画等に基づく取り組み
 - ・平成15年に県が「大村湾環境保全・活性化行動計画」(第1期行動計画)策定。
 - ・平成21年3月から、里海創生による海域の環境保全と再生を目指す第2期行動計画を策定・推進。
 - (第2期計画の基本的方向: 1)流域全体の一体的な環境保全による里海づくり 2)生物多様性の保全による里海づくり 3)水産や観光などの産業の振興による里海づくり 4)住民参加による里海づくり)
 - ⑤ 研究機関との連携・協力による取り組み
 - ・平成21年度から2カ年で、海洋政策研究財団と共同で「『海の健康診断』を活用した大村湾の環境評価に関する調査研究」を実施。「生態系の安定性」と「物質循環の円滑さ」に着目しながら大村湾の健康状態を診断し、診断結果に基づいて大村湾の環境回復に向けた具体的な方策(処方箋)を提示した。
 - ⑥ その他(③～⑤以外で)地域の関係者の連携・協力による取り組み
 - ③②参照。

5 沿岸域総合管理の実施に向けての展望、課題等

- ・沿岸市町の関係者は大村湾における沿岸域総合管理の必要性を認識しつつも、地元としてサイトとしての取組に合意するには至っていない。

参考文献等

- ・「第2期大村湾環境保全・活性化行動計画」(平成21年3月/長崎県)
http://www.pref.nagasaki.jp/kankyo/measure/plan/omurabay_index.html
- ・平成22年度「『海の健康診断』を活用した大村湾の環境評価に関する調査研究」報告書(平成23年3月/海洋政策研究財団・長崎県)
<http://www.sof.or.jp/jp/report/pdf/ISBN978-4-88404-262-2.pdf>

2 沖縄県八重山郡竹富町

1 基礎情報(自然・社会の状況)

- ①関係する地方公共団体
 - ・沖縄県八重山郡竹富町
- ②沿岸域の人口
 - ・4,094人(竹富町人口, 2010年2月末現在)
- ③沿岸域の産業
 - ・観光業, 農業(畜産業, サトウキビ, バイナップル, マンゴー)
- ④沿岸域の文化、歴史、土地や海域の利用その他社会の状況 & ⑤沿岸域の地勢、気象・海象、生態系など自然・環境の状況
 - ・2008年町政施行60周年
 - ・竹富島を東端、仲御神島(なかのかみしま)を西端とし東西42km、鳩間島を北端、波照間島と南端とし南北40kmの16の島々(有人島9、無人島7)からなる。
 - 竹富島: 重要伝統的建造物群保存地区に指定
 - 小浜島: サトウキビ産業, リゾート
 - 黒島: 3,000頭の黒牛
 - 波照間島: 最南端の有人島。サトウキビ産業
 - 鳩間島: ドラマ「瑠璃の島」舞台
 - 由布島: 水牛観光
 - 西表島: 県内では沖縄本島に次いで2番目の大きさ。西表石垣国立公園に指定
 - 新城島(あらぐすくじま): 観光地化されていない

2 沿岸域における問題点等

- ①顕在化している問題点
 - ・生活インフラ整備に係るコスト増 (飲料水の海底送水整備)
 - ・海岸漂着ごみ
 - ・海上輸送にかかるとの安全性
 - ・漁業資源の減少
 - ・オニヒトデによるサンゴの食害
- *「離島の保全等」をはじめ、海洋基本法の12の施策と深く関係する課題が多い
- ②将来に向けての問題意識
 - ・海洋基本計画の策定済み(2011年3月)。今後、本計画にある23の施策項目の実施計画の策定と、施策の実施に取り組んでいる

3 関係者とその動き

- ①関係者の関心・意欲(地方公共団体の担当者、産業界、住民、NGO等)
 - ・竹富町企画財政課企画係

3 関係者とその動き(つづき)

- ・社団法人日本海難防止協会
- ・株式会社水圏科学コンサルタント
- ②取組み体制(協議会、地方公共団体内部のプロジェクトチーム等)
 - ・竹富町海洋基本計画策定委員会の開催
- ③政治的意欲の盛り上がり(首長、議員等の関心・意欲)
 - ・竹富町長(川満栄長市)

4 沿岸域管理に関する取組みの状況

- ①行政が主体となった取組み
- ②産業界、住民、NGO等が主体となった取組み
 - ・NPO法人南の島々(ふるさと)・守り隊 による鳩間島『宝の島プロジェクト』
 - * 日本財団支援プロジェクト。2010年度で終了。
- ③関係者からなる協議会等が主体となった取組み
 - ・石西礁湖自然再生協議会
 - * 竹富町がかかわっているのは生活・利用に関する検討部会(生活安全航路の検討)
- ④総合的なビジョン、計画等に基づく取組み
 - ・竹富町総合計画第4次基本構想・第7次基本計画(上位計画)
 - ・第4次竹富町国土利用計画(関連計画)
 - ・竹富町海洋基本計画の策定(平成23年3月策定)
 - ・同計画を踏まえ、竹富町版海洋保護区の制定に向けた取組等を行っている。
- ⑤研究機関との連携・協力による取組み
 - ・東京大学海洋アライアンスイニシヤティブ事業「島嶼における海洋保護区のあるあり方と意義」第1回ワークショップ開催(約70名の関係者参加)
- ⑥その他(③～⑤以外で)地域の関係者の連携・協力による取組み
 - ・平成25年2月、「地方自治体の海洋政策に関するシンポジウムー海域管理のための財源を考える」を主催。

5 沿岸域総合管理の実施に向けての展望、課題等

- ・隣接する石垣市においても、平成23年度から「海洋基本計画」の策定作業を開始。
- ・将来的には、与那国町、石垣市と広域連携(八重山広域海洋基本構想)を目指している。

参考文献等

- ・「国境・離島・海洋から考える新しい邦づくり検討会議」発表資料(竹富町企画財政課企画係 小瀨 啓由氏)
- ・竹富町HP(<http://www.taketomi-islands.jp/>)
- ・石西礁湖自然再生協議会HP(<http://sekiseisyouko.com/icms.cgi/07f647d347>)

3 香川県小豆郡小豆島町

1 基礎情報(自然・社会の状況)

- ① 関係する地方公共団体
 - ・香川県小豆郡小豆島町(歳入・歳出81億1000万円)
- ② 沿岸域の人口
 - ・15,771人(小豆島町人口, 2012年5月1日現在)、高齢者人口比率33%
 - ・転出が減り、転入が微増。この2年は205人減/年に留まっている。
- ③ 沿岸域の産業
 - ・観光業(寒霞渓、「二十四の瞳」,「八日目の瞳」,小豆島88箇所霊場、オリーブ園)他体験型観光、マリンレジャー)、農業(オリーブ、電照菊、スモモ)、漁業(小型底曳網、刺し網、延縄、釣り、小型定置網、のり養殖など)、食品(醤油、佃煮、素麺、オリーブ製品)、石材業
 - ・第一次産業500人、第二次産業2,821人、第三次産業4,511人。
- ④ 沿岸域の文化、歴史、土地や海域の利用その他社会の状況
 - ・日本書紀に阿豆枳辞摩(あづきま)として登場。吉備国児島郡、天領の後、明治維新後、倉敷県、兵庫県などに属しながら、最終的に香川県の所轄となる。
 - ・平成18年3月内海町と池田町が合併して小豆島町となる。
 - ・古くから、瀬戸内海の海上交通の要衝であり、現在も4港を要し、年間延べ100万人余が乗降する。
 - ・上水道有収率約85%。簡易水道74.6%。
- ⑤ 沿岸域の地勢、気象・海象、生態系など自然・環境の状況
 - ・面積: 95.63km²。
 - ・温暖な瀬戸内海性気候。
 - ・花崗岩を中心とした、水質・水はけのよい土壌。4つのダム。
 - ・平野が少なく、傾斜地が多い。
 - ・瀬戸内海国立公園内に位置する。

2 沿岸域における問題点等

- ① 顕在化している問題点
 - ・人口減。若者の島離れ。
 - ・観光客数微減(2000年110万人、2009年106万人)
 - ・海運の衰退(運賃の高さなど利便性に課題)。海上交通の復興をめざす。
 - ・海洋環境の悪化(栄養塩の不足による海苔養殖の色落ちなど)
- ② 将来に向けての問題意識
 - ・町としては、今後、海にもっと目を向けていくべきと認識。

3 関係者とその動き

- ① 明確な現町長の政治的意志。小豆島出身のUターン。地方から日本を変える志。
- ② 瀬戸内海に面した他の自治体との連携を重視。19自治体による「瀬戸内海の復権意見交換会」(2010年10月)における共同宣言に基づき、1)海を活かした観光振興 2)航路の維持・創設 3)瀬戸内海の環境保全 4)高速通信網の活用 に取り組んでいる。
- ③ 海上交通については、2011年7月、神戸～小豆島間のフェリー航路を復活させた。関西方面を中心に観光客が増加し、経済効果大(同7～9月で約3億円と試算)。
- ④ Uターン、Jターン、Uターンをしやすい環境を整備。
 - ・都会と地方に住まう二地域住居を促進(「帰りたい島、住みたいくなる島」)。
 - ・地域活性化総合特区制度の活用。
 - ・「瀬戸内国際芸術祭2013」への参加および「福武ハウス」の誘致で世界に情報発信
 - ・「小豆島地域興し協力隊」の創設(特別交付税措置を活用)
- ⑤ 町長自身のイニシアティブにより、地元企業(株)ベネッセコーポレーション、ジャンボレフェリー(株)、地元大学等との関係を強化し、町の活性化につなげようとしている。
- ⑥ 町の総合計画としては、平成20年4月に策定された「オリーブライフ小豆島」(計画期間:10年間)がある。平成24年で前期計画が終了するが、後期計画策定の予定は不明。

4 沿岸域管理に関する取組みの状況

- ① これまで町では「沿岸域」という感覚が希薄だったと認識しているが、「海を活かしたまちづくり」には関心がある。
- ② 海の環境保全、持続的利用についても、これまで余り意識されておらず、海の環境についての取組みは少ない。
- ③ ノリの色落ち問題については、香川大学と共同で対策の研究を進めている。適切な栄養塩の供給が必要と認識。
- ④ OPRFとの意見交換を通じ、海の健全な環境の上に小豆島ブランドが成立しているということを町長自身が改めて認識し、「海の健康診断」「沿岸域の総合的管理」に興味を持った。

5 沿岸域総合管理の実施に向けての展望、課題等

- ・沿岸域総合管理の必要性について理解。特に、「海の健康診断」実施には高い関心を持っている。サイトとしない場合でも、町の求めに応じ、何らかの協力について検討していくことが必要か。

参考文献等

- ・小豆島町HP (<http://www.town.shodoshima.lg.jp/>)
- ・塩田町長ブログ
- ・Ship & Ocean Newsletter No.262 (2011年7月5日) 塩田町長寄稿「海と島の復権」
- ・その他町提供資料

2. モデル事業を通じた沿岸域総合管理の効果・課題の考察について

(1) モデル事業における沿岸域総合管理に向けた取組の評価・分析

本モデル事業では、5つのサイトを選定して沿岸域総合管理に向けた取組を行ってきたが、それぞれのサイトの概要、取組の進捗状況等は〈別表〉のとおりである。

別表の「サイトの概要」中「主要な関係者とその動向」に見られるとおり、沿岸域総合管理には地域の様々な関係者が関わるものであり、特にその実施開始に至るまでの形成過程においては、それぞれの地域の実情に応じて、様々な主体がイニシアティブをとることがあり得る。例えば、三重県志摩市においては、行政実務担当者や大学等の研究者、事業者等の様々な関係者による、長年にわたる基礎的な取組が行われてきており、そのような取組を沿岸域総合管理に結びつける上で市長の強力な政治的意思が重要な役割を果たしている。また、岡山県備前市（日生）においては、漁業者の発意による取組を県・市の担当部局が支援しており、福井県小浜市では、地域の教育・研究機関、NPO等からの問題意識を市が汲み上げ、市の施策につなげようとしている。沿岸域総合管理を実現するためには、個別分野毎の縦割りの取組を超えた総合的な取組みを行う必要があり、そのためには鳥瞰的な視点を持った主体が活躍することが重要であるが、そのような主体は地方公共団体に限られるものではなく、事業者や教育・研究機関、NPO等の民間主体ということも十分にあり得る。従って、沿岸域総合管理の実施開始に至る過程の段階においては、地域の多様な主体による取組を尊重し、多様な道筋を許容するのが適切である。

一方で、本事業の目的である、沿岸域総合管理のモデルとなる取組の推進のためには、沿岸域総合管理の実施開始に至った段階において、モデルとして最低限満たすべき構成要素を明確にする必要がある。将来的に沿岸域総合管理の本格的な普及を図るためには、沿岸域総合管理の制度化を目指す必要があると考えられるが、制度化を行うためにも、共通の構成要素を明確化することが不可欠である。

そこで、当財団は、本事業を実施するにあたり、PEMSEA（東アジア海域環境管理パートナーシップ）などの国際的な取組みや、2000年に「21世紀の国土のグランドデザイン」推進連絡会議が決定した「沿岸域圏総合管理計画策定のための指針」の内容を踏まえ、沿岸域総合管理の概念を整理した。

以上を踏まえ、別表において各サイトにおける取組の進捗状況を評価するにあたっては、当財団が沿岸域総合管理の概念として整理した中に含まれる以下の要素が満たされているかどうかを考慮した。

①対象となる沿岸域の設定

地域の関係者が協議して、自然的社会的条件からみて一体的に施策が講じられることが相当と認められる沿岸域の海域と陸域を「沿岸域」として設定する。

②地域が主体となった取組み

「沿岸域総合管理」は、地域の実情を最もよく知る地域の関係者が主体となって進めるべきである。従って、「沿岸域総合管理」は、関係地方公共団体（都道府県又は市町村）が中心になり、関係行政機関、事業者、住民、NPO等の関係者が連携・協力して取り組む。

③総合的な取組み

地域の関係者は、既存の分野・縦割の枠を超えて、沿岸域の問題に総合的に取り組み、様々な施策を幅広く活用して持続可能な沿岸域の管理を推進し、関係者の利益の最大化（できる限り、より多くの関係者の利益の増進）を図る。

④協議会等の設置

関係地方公共団体が中心となり、関係行政機関、事業者、住民、NPO等の沿岸域に関わる多様な関係者の代表者で構成される協議会等を設置して合意形成を図り、沿岸域総合管理の計画を策定し、関係者が一致協力して計画を推進する。

⑤計画的・順応的な取組み

「沿岸域総合管理」は、地域が直面している課題に対応するため、予め関係者が合意の上で沿岸域総合管理計画を地域の計画として策定し、これに基づいて計画的に沿岸域の管理を推進する。計画の策定にあたっては、目標を明確にし、また、計画の実施にあたっては、目標の達成状況を評価し、必要に応じて計画を見直し、P DCAサイクルによる順応的管理を確立する。

⑥地方公共団体の計画への位置づけ

関係地方公共団体は、協議会等が策定した計画について、その実効性を担保するため、当該地方公共団体の計画等に位置づける、又は、何らかの形で地域の計画として認定する。

別表から分かるとおり、三重県志摩市は、上記の全ての要素について十分な進捗が見られ、沿岸域総合管理の実施を開始する段階に至ったと言える。この志摩市の事例により、沿岸域総合管理の実施開始段階での一つのモデルを具体的に提示することが出来たと言える。志摩市においてこのようなモデルとしての取組が実現した要因としては、市長の強力なリーダーシップにより市役所が中心的な役割を果たしたこととともに、以前から地域の産業関係者や大学関係者等幅広い関係者が積極的な取組を行ってきたことにより、沿岸域総合管理の取組に向けた環境が整えられてきたものと考えられる。一方、岡山県備前市（日生）、福井県小浜市、岩手県宮古市、高知県宿毛市・大月町の4つのサイトについては、「対象となる沿岸域の設定」、「地域が主体となった取組み」、「総合的な取組み」「協議会等の設置」等の要素についてそれぞれ一定の進捗が見られ、沿岸域総合管理の実施に向けた準備が進展しているが、いずれのサイトも「計画的・順応的取組」等の要素については道半ばであり、現時点で沿岸域総合管理の実施を開始する段階に至ったとは言えない。ただし、これら4つのサイトにおいても、例えば岡山県備前市（日生）の漁業関係者や福井県小浜

市の教育・研究機関やNPOのように、地域の多様な関係者の積極的な取組が沿岸域総合管理の形成過程で大きな役割を果たしていることは、留意されるべきである。繰り返しながら、沿岸域総合管理の実施開始に至る過程の段階においては、地域の多様な主体による取組を尊重し、多様な道筋を許容することが適切である。

(2) モデル事業を通じた沿岸域総合管理の効果・課題の考察

1) これまでのモデル事業の取組による効果等

本モデル事業では、これまでの取組により、5つのサイトを選定するという目標を達成し、我が国において沿岸域総合管理を具体化するための第一歩を踏み出すことが出来た。特に、三重県志摩市においては、上記のとおり、市役所や地域の関係者が沿岸域の問題について話し合う研究会や計画の策定・実施に関する協議会が設置され、市役所が中心になって沿岸域総合管理計画である里海創生基本計画を策定し、沿岸域総合管理の実施を開始する段階に至ることが出来た。この取組を通じて志摩市は日本政府をはじめ国内外からの関心を集め、同市への視察が増加するとともに、国際会議等の場で同市の取組を発表する機会も増加し、沿岸域総合管理への関心を高めるのに大きく貢献した。

また、それ以外の各サイトにおいても、沿岸域総合管理に向けた取組を行う過程では、地域の関係者の沿岸域総合管理に対する関心が高まり、沿岸域の問題について話し合う沿岸域総合管理研究会が開催される等、沿岸域総合管理の実施に向けた土台作りが進んでいる。

更に、沿岸域総合管理としての里海創生を打ち出した志摩市においては企業の社会貢献活動が活発となり、また、小浜市では地元市民団体が中心となって「アマモサミット」を誘致するといった副次的効果も見られた。

2) 沿岸域総合管理を推進する上での課題

上記のとおり、三重県志摩市以外のサイトはいずれも沿岸域総合管理の実施段階に至っておらず、今後それぞれのサイトにおいて実施段階に移行させていくことが大きな課題である。これらのサイトでは、何らかの形で地域の関係者による積極的な取組が行われているが、沿岸域総合管理の実施段階に移行するためには、関係地方公共団体である都道府県又は市町村（特に市町村）が中心的な役割を果たしつつ、このような取組を統合していくことが重要であると考えられる。そこで、今後各サイトでは、多様な関係者の代表者で構成される協議会等を設置して総合的な取組体制を整え、沿岸域総合管理計画の策定に取組むことにより、早期に沿岸域総合管理の実施段階に至ることが期待される。また、地方公共団体の総合計画への沿岸域総合管理の位置付けについては、総合計画の策定期間により直ちには難しいサイトもあるが、今後の総合計画改訂のタイミング等を捉えて何らかの形で沿岸域総合管理を地域の計画に位置付け、地域振興や海を活かしたまちづくりといった、より総合的な視点から管理を行う必要がある。

志摩市については、今後、里海創生基本計画を基に、地域の関係者が沿岸域総合管理を着実に推進し、その実施を通じて沿岸域が抱える問題を具体的に解決していくことが必要である。また、PDCA サイクルで取組むことに対する関係者の共通認識を確固たるものとし、沿岸域総合管理の取組を永続的なものとしていくことも必要である。志摩市以外のサイトにおいても、沿岸域総合管理の実施段階に移行した際には、同様の取組を行い、沿岸域総合管理を通じてそれぞれの地域における多様な課題に対処していくことが必要となる。その上で、各サイトにおける沿岸域総合管理の実施を通じて、沿岸域が抱える問題をどれだけ解決できたのかといった観点から、沿岸域総合管理の効果を検証していく必要がある。

更に、サイト以外の地方においても今後沿岸域総合管理に向けた取組を広げていくことが必要である。そのためには、沿岸域総合管理のモデルとしての各サイトにおける沿岸域総合管理の実施を着実に推進するとともに、地方公共団体が相互に情報を共有できるような地域のネットワーク化等を通じてそのような取組を広く示していくことが必要である。また、国において、それらモデル的な取組を参考として、国の指針と技術的・財政的支援の下、地方公共団体が沿岸域総合管理計画の策定・実施を行う等の沿岸域総合管理の制度化を行うことが必要である（第3章参照）。

なお、以上においては、市町村を中心とする取組を取り上げてきたが、これ以外にも、長崎県のように複数の市町村に囲まれた閉鎖性海域（大村湾）の広域的な環境問題に対して都道府県レベルで取組もうとする動きがある。また、本州等の沿岸域の他に、沖縄県竹富町のように離島から成る地域において住民の生活や経済活動と不可分の海域を含めて総合的な管理の取組を進める動きも見られる。また、本事業のサイトでは、概ね閉鎖性海域の環境改善や地域産業の振興、これらを通じた地域の活性化が課題となっているが、沿岸域総合管理により取組むべき課題はこれらだけではない。例えば、現在必要性が高まっている洋上風力発電等の海洋エネルギーの導入を促進するためにも沿岸域総合管理の手法は有効であると考えられる。今後、本事業のサイトとは異なる地域特性や、異なる課題領域に係る多様な取組についても、沿岸域総合管理のあり方を検討していく必要がある。

1. モデルサイトの概況

	①基礎情報 (社会・自然の状況)	②沿岸域における問題点・課題	③主要な関係者とその動向
①三重県 志摩市	<p>・社会状況：伊勢志摩国立公園に指定された風光明媚な自然環境、的矢かさや真珠養殖など海の恵みを生かした産業を有し、これらに支えられた観光地でもある。平成16年、5町が合併。</p> <p>・自然環境：全域が伊勢志摩国立公園に指定されている。気候は温暖で、英虞湾・的矢湾・太平洋に面するリアス式の海岸線となだらかな丘陵地からなる。</p>	<p>・生活排水、真珠養殖等が原因により海底環境が悪化。</p> <p>・干潟消失による海の浄化能力の減少(かつて湾内に約269haあった干潟の約70%が干拓により消失)。</p> <p>・地域産業(養殖業、漁業、観光業)の衰退</p> <p>・閉鎖性海域の環境改善や、地域産業の振興、これを通じた地域の活性化が課題。</p>	<p>・志摩市長(大口秀和氏)が沿岸域総合管理による新しい里海創生に熱意を持ちリーダーシップを発揮。</p> <p>・三重県水産研究所水圏環境研究課が英虞湾の環境再生に関わる調査研究等において中心的な役割。志摩の海を守る会(真珠養殖業者)も以前から環境改善に関する勉強会などを実施。</p>
②岡山県 備前市 (日生地区)	<p>・社会状況：日生地区は、古くから水産業や海運業が発展。現在はカキ養殖が盛ん。漁業を生かした観光産業にも力が入れられている。備前市は日生町を含む3市町が平成17年に合併。</p> <p>・自然環境：日生地区の沿岸域には有人・無人を含めた大小13にわたる日生諸島があり、瀬戸内海国立公園の一部をなす。年間を通じて温暖・少雨。</p>	<p>・周辺地域の埋め立てや開発による干潟、自然海岸の消失、環境の悪化によるアマモ場の消失、水質悪化、海洋ごみ、水産資源の減少。</p> <p>・伝統漁法であるつぼ網の衰退、人口減少や高齢化。</p> <p>・海洋牧場整備に伴う新たな海域利用のあり方方の検討や、架橋計画の進展を踏まえた交流の拡大による地域の活性化等が課題。</p>	<p>・漁業者の意識が高く、中心的な役割を果たしていることが期待される。</p> <p>・漁業者の発意による取組を県・市の担当部局が支援している。</p> <p>・県庁、市役所、漁業協同組合が中心となり海洋牧場の利用のあり方を検討中(当財団も助力として、海洋空間利用・管理マップを作成中)。</p>
③福井県 小浜市	<p>・社会状況：第3次産業が増加する一方で1次産業が減少、水産業人口も減少傾向で全体の1%程度。漁獲量はほぼ横ばい(カレイ、ぶぐ養殖など)。近年の市町村合併はない。</p> <p>・自然環境：一級河川北川が小浜湾中央に注ぎ湧水が豊富。沿岸部の埋立により多くの藻場が消失した。</p>	<p>・漁価の下落による漁業収入の減少と漁業者の遊漁業へ移行、市における漁業担当専門家の不足</p> <p>・河川管理(ダムの堆砂問題)や土砂管理問題、水質問題などがある。</p> <p>・沿岸域では、藻場の再生が特に課題となっている。市全体としては、食育、水産業を核とした地域の活性化等が課題。</p>	<p>・教育・研究機関、NPO等からの問題意識を市が汲み上げ、市の施策につなげようとしている。</p> <p>・市長も、このような活動を前向きにとらえている。</p> <p>・地元市民団体(アマモマーマードプロジェクト)が中心に「全国アマモマミット」を誘致し開催する(3効果・課題等参照)。</p>
④岩手県 宮古市	<p>・社会状況：古来より漁業が中心として栄える。特産品はサケ、ワカメ、シイタケ。平成17年に3市町村が合併。</p> <p>・自然環境：岩手県リアス式海岸の北端。宮古湾には、養殖施設、港灣、観光地の浄土ヶ浜がある。津波災害の多発地域。</p>	<p>・大震災前から、不便なアクセス(陸の孤島)、内陸との所得格差等が問題となっており、産業振興・地域の活性化が課題であった。</p> <p>・大震災により地域の主力産業である水産業が甚大な被害。水産業の再生、災害に強い地域づくり、地域の復興が課題。</p>	<p>・岩手県及び宮古市では、被災前から、沿岸域を活性化するため海洋産業振興に積極的に取り組んでおり、沿岸域総合管理への強い関心が示された。</p> <p>・震災後は、陸域と海域を一体にとらえた地域の復興・再生が求められている。(宮古市において震災復興の総括・企画調整を専門的に行う復興推進室を設立。)</p>
⑤高知県 宿毛市 大月町	<p>・社会状況：農業・水産業を中心に発展してきた。現在はオクラ・ブロッコリの栽培、鰯・鯛・カンパチ・クロマグロ等の養殖が盛ん。釣り・スキューバダイビングなど海の観光も盛ん。近年の市町村合併はない。</p> <p>・自然環境：宿毛市の84%、大月町の70%が山林で、その活用は課題。温暖で過ごしやすい。大月町の山間部は風力が強く、風力発電設備を設置。</p>	<p>・海洋環境の悪化。赤潮や貝毒、磯焼け、マグロ養殖による環境への影響。オニヒトデによる珊瑚の害など、水産資源の減少。</p> <p>・人口減少と高齢化。</p> <p>・遊漁者・ダイバーと漁業者の調整。</p> <p>・上記要因による環境への影響を調査し、豊かな海を取り戻すことが課題。</p>	<p>・関係地方公共団体(宿毛市役所：産業振興課、大月町：産業振興課、高知県：宿毛漁業指導所 所長ほか)が中心的役割を果たし始めている。</p> <p>・地域の幅広い関係者(すくも湾漁業協同組合、高知大学 副学長、(財)黒潮生物研究所 理事、黒潮実感センター 所長等)が積極的に沿岸域の問題に取り組んでいる。</p>

2. 沿岸域総合管理の実施に向けた進捗状況

	サイト活動開始	①対象となる沿岸域の設定	②地域が主体となった取組	③総合的取組	④協議会等設置	⑤計画的・順応的取組	⑥地方公共団体の計画への位置づけ
①三重県 志摩市	H22.4	「里海創生基本計画」において、海域と陸域をともに含む「沿岸域」を具体的に設定(陸域は市域全体、海域は共同漁業権範囲内)。	市役所が中心となり、地域の関係者が連携・協力して取組んでいる。	地域の関係者による幅広い取組が行われ、市役所内に「里海推進室」が設置される等総合的な取組体制が整っている。	「里海創生基本計画」の策定にあたり「里海創生基本計画策定委員会」を、同計画の実施段階では「里海推進協議会」を設置した。	沿岸域総合管理計画としての「里海創生基本計画」を平成24年3月に策定した。	「志摩市総合計画」において、「新しい里海の創生」を位置づけ、それに基づいて「里海創生基本計画」を策定した。
②岡山県 備前市 (日生地区)	H22.7	沿岸域総合管理研究会では、広域漁場整備事業(海洋牧場)周辺の沿岸域を対象としている。	漁協が約30年間アママ場の再生活動を継続。岡山県の調整のもと漁業者を中心とする地域関係者と海洋牧場完成に向けた協議も行われている。	地域の関係者による幅広い取組が始まっている。	協議会は設置されていないが、県や市が中心となった沿岸域総合管理研究会においてには地域の多様な関係者が参加している。	沿岸域総合管理計画は策定されていないが、海洋牧場構想から広がる沿岸域管理に関する目標等が継続的に協議されている。	H25年4月以降に市の新総合計画を策定する予定があり、その中に陸海域を一体的に捉えた活動を盛り込むための調整が行われている。
③福井県 小浜市	H23.12	沿岸域総合管理研究会では、小浜湾等及び小浜市域を対象としている。	市役所が中心となり、地域の関係者が連携・協力して取組んでいる	地域の関係者による幅広い取組が始まっている。	協議会は設置されていないが、沿岸域総合管理研究会を2年後を目途に市が開催する「協議会」に発展させる方向である。	沿岸域総合管理計画は策定されていないが、PDCAサイクルによる運営や目標を掲げる必要性について認識が共有されている。	地方公共団体の計画には位置付けられていない。
④岩手県 宮古市	H22.12 (H24.3再開)	沿岸域総合管理研究会では、宮古、田老、重茂地区を対象としている。	県や地域の関係者の協力によりサイトとなったが、市役所は復興関係業務で極めて多忙な状況。	関係部署の連携は始まっている。	協議会は設置されていないが、市が中心となって沿岸域総合管理研究会を開催している。	沿岸域総合管理計画は策定されていない。	地方公共団体の計画には位置付けられていない。
⑤高知県 宿毛市 大月町	H24.9	海域の範囲については、宿毛湾の内側とすると合意された。陸域に関しては、まだ確定はしていないが、松田川の流域圏を含むことで検討中。	市・町が中心となり、地域の漁業関係者、NPO、教育・研究機関が連携・協力して、取り組むことが決まった。	市・町、地域の関係者により、松田川流域圏を含む陸域と海域を対象とした幅広い取組が始まっている。	平成26年度の協議会設置に向け、宿毛湾沿岸域総合管理研究会で市・町、研究者、漁業関係者が協議会のあり方について意見交換を始めた。	平成25年度に沿岸域総合管理計画を策定する予定。	地方公共団体の計画には位置付けられていないが、宿毛市長の沿岸域総合管理に対する期待が高いため、可能性は高いと考える。

3. 効果・課題等

	①これまでの取組による効果等	②沿岸域総合管理を推進する上での課題
①三重県 志摩市	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所や地域の関係者が沿岸域の問題について話し合う研究会や計画の策定・実施に関する協議会が設置され、市役所が中心になって沿岸域総合管理計画である里海創生基本計画を策定し、沿岸域総合管理の実施段階に至った。 ・日本政府をはじめ国内外からの関心を集め、志摩市への視察が増加するとともに、国際会議等の場で志摩市の取組を発表する機会も増加し、沿岸域総合管理への関心を高めるのに大きく貢献した。 ・志摩市における企業の社会貢献活動が増加した(③その他参照)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・里海創生基本計画を基に、地域の関係者が協議して具体的な実施方法を検討し、沿岸域総合管理の実施に取り組んでいく必要がある。 ・地域の関係者が沿岸域総合管理への取組を着実に推進し、沿岸域が抱える問題を具体的に解決していくことが必要である。また、PDCAサイクルで取組むことに対する関係者の共通認識を確固たるものとし、沿岸域総合管理への取組を永続的なものとする必要がある。
②岡山県 備前市 (日生地区)	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業者等地域の関係者の関心が高まって取組が始まり、沿岸域の問題について話し合う沿岸域総合管理研究会が開催され、県・市の担当部局が地域の関係者を支援する形で、沿岸域総合管理の実施に向けた土台作りが進んでいる。 ・沿岸域総合管理研究会を重ねることに、より幅広い関係者(商工会、観光協会等)が主体的に参加し始めている。 ・海洋牧場の利用のあり方を検討するため、県庁や市役所、大学・研究機関、漁業者等関係者との連携のもと、海洋空間利用・管理マップの作成に取り組んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な関係者の代表者で構成される協議会等を設置して総合的な取組体制を整え、沿岸域総合管理計画の策定に取り組む必要がある。 ・地域の計画に沿岸域総合管理を位置付け、地域振興を含む、より総合的な視点から管理を行う必要がある。 ・海洋牧場や架橋の完成に向けて、沿岸域総合管理を通じた適切な管理や海と陸を一体にとらえた地域作りが一層重要になる。
③福井県 小浜市	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所と水産高校、県水産試験場、県立大やNPO等地域の関係者との間で沿岸域の問題について沿岸域の問題について話し合う沿岸域総合管理研究会が開催され、沿岸域総合管理の実施に向けた土台作りが進んでいる。 ・市役所や大学・研究機関、漁業関係者との連携のもと、海の健康診断による小浜湾の環境評価に取り組んでいる。 ・平成24年11月に、市の支援のもと地元市民団体が中心に誘致した「全国アマモサミット」が開催された。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な関係者の代表者で構成される協議会等を設置して総合的な取組体制を整え、沿岸域総合管理計画の策定に取り組む必要がある。 ・当面、小浜湾の海洋環境の改善に軸足を置きつつ、食を活かしたまちづくり等都市の施策を沿岸域総合管理を通じて実現することを目指すとともに、将来的に地域の計画に沿岸域総合管理を位置付け、より総合的な視点から海を活かしたまちづくりに取組む必要がある。
④岩手県 宮古市	<ul style="list-style-type: none"> ・陸と海を一体的にとらえた沿岸域の復興に向けて話し合う沿岸域総合管理研究会が開催され、復興への沿岸域総合管理活用に向けた土台作りが進んでいる。 ・市役所や大学・研究機関、漁業関係者との連携のもと、海の健康診断等を活用した沿岸域の総合評価に取り組んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の復興への取組の中で、沿岸域総合管理の手法を活かして解決すべき具体的な課題について、地域の関係者と話し合って整理する必要がある。その上で、多様な関係者の代表者で構成される協議会等を設置して総合的な取組体制を整え、沿岸域総合管理計画の策定に取り組む必要がある。 ・当面、復興における具体的な課題の解決を沿岸域総合管理を通じて実現することを目指すとともに、将来的に地域の計画に沿岸域総合管理を位置付け、より総合的な視点から海を活かしたまちづくりに取組む必要がある。
⑤高知県 宿毛市 大月町	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所・町役場と県水産振興部、漁協、大学、研究所、NPO等地域の関係者との間で宿毛湾沿岸域の問題および今後の宿毛湾における沿岸域管理の進め方について話し合う沿岸域総合管理研究会が開催され、沿岸域総合管理の実施に向けた土台作りが進んだ。 ・平成25年度には、沿岸域総合管理計画および沿岸域の現状を海の健康診断の手法を使って調査することを決めた。 ・平成26年度からは教育関係者なども含めた協議会を立ち上げる予定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度に予定されている多様な関係者の代表者で構成される協議会等の設置に向けて準備して総合的な取組体制を整え、沿岸域総合管理計画の策定に取り組む。 ・沿岸域の現状について「海の健康診断」の手法を用いて、基礎的データを収集し、海を活かしたまちのあり方を、より幅広い関係者間で議論するとともに、将来的に地域の計画に沿岸域総合管理を位置付け、より総合的な視点から海を活かしたまちづくりに取組む必要がある。

3. 効果・課題等

	<p>③その他(副次的効果、参考事項等)</p>
<p>①三重県 志摩市</p>	<ul style="list-style-type: none"> 沿岸域総合管理の取組に誘発された企業の社会貢献活動として、日本エレクトロニクスによる植樹活動、合歡の郷ホテル&リゾートおよびホテル近鉄アークアヴィア伊勢志摩による干潟再生活動への協力、ホンダによる海岸清掃活動が行われている。 沿岸域総合管理の一環である干潟再生事業で、生物の種類や量の回復を確認した。周辺漁業者から「漁場環境が良くなった」、「かきの身が大きくなった」という評価と、取組の継続に対する要望を受けた。 沿岸域総合管理の一環として、地域コミュニティの核となる「渚の交番」の設置が検討されている。
<p>②岡山県 備前市 (日生地区)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 海洋牧場整備においては、幼稚魚の生息場として重要な藻場の保護を目的に当該海域を漁業及び遊漁の制限区域とすること等が検討されている。その検討に資するため、海洋牧場海域における現在の海域利用の状況及び今後の多面的海域利用の構想を視覚的・一覽的に表現できる海洋空間計画マップを随時改良し、作成している。 より多くの人々に海洋牧場の活動を周知していくために、日生町漁協が運営している魚市場「五味の市」の一部を展示スペースにするなど、観光客や消費者を対象にしたPR活動の検討が始まっている。 NPO法人里海づくり研究会や生活協同組合おかもやまコープが日生町漁協、岡山県、備前市などと協働でアマモ場再生や里海に関する講習会や体験型のイベントを開催している。
<p>③福井県 小浜市</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度に策定された市の総合計画では、食を活かした観光政策、付加価値の高い漁業、体験型漁業の推進等が施策に掲げられている。 既存の海洋データが、大学や水産試験場などに、分散しており、今後の観測体制の構築など長期的視点も含め、役割分担などの明確化が必要。
<p>④岩手県 宮古市</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国が平成23年7月に策定した「東日本大震災からの復興の基本方針」においては、震災からの復興を担う行政主体は、住民に最も身近で、地域の特性を理解している市町村が基となるとしている。 平成23年10月に宮古市東日本大震災復興計画の基本計画、平成24年3月に推進計画が策定された。
<p>⑤高知県 宿毛市 大月町</p>	<ul style="list-style-type: none"> 沖本宿毛市長は、環境保全しながらの経済活性化に関心が高く、最初の訪問で市長から沿岸域総合管理に対する期待と、市として宿毛湾域の沿岸域総合管理に取り組む決意を引き出すことができた。 平成24年度・25年度で沿岸域総合管理研究会を重ね、平成26年から協議会を立ち上げる、という予定である。平成25年度は沿岸域総合管理計画を策定、また、沿岸域総合管理の開始時点の沿岸域の状態を、「海の健康診断」の手法を使った作業部会で調査する。 1次産業の組合長が情報交換と分野横断的連係を図っている。

3. 沿岸域総合管理の普及・拡大

(1) 地域のネットワーク化

①沿岸域総合管理に関する地方公共団体ネットワーク会議

当財団は、沿岸域総合管理に関する地域のネットワーク化を促進するために、地域が主体となり沿岸域問題に取り組んでいる地方公共団体を主たる対象に、「沿岸域総合管理に関する地方公共団体ネットワーク会議」を開催した。具体的な内容は以下の通り。

1) 名称

第2回沿岸域総合管理に関する地方公共団体ネットワーク会議

2) 日程

平成24年7月25日(水) 10:00～17:00 (懇親会 17:00～19:00)

3) 会場

第2オカモトヤビル 7階会議室(東京都港区虎ノ門1-22-16)

4) 参加者

沿岸域総合管理に関心を有する地方公共団体の政策担当者、関係省庁の職員等、約30名が参加した。地方公共団体からは、岩手県、三重県志摩市、岡山県、沖縄県竹富町、香川県小豆島町、関係省庁からは、内閣官房総合海洋政策本部事務局、国土交通省、海上保安庁、環境省が参加し、その他関係組織として、大学等研究機関の研究者や弁護士等が参加した。

5) 内容

まず、海洋政策研究財団の寺島常務理事が開催の趣旨説明と沿岸域総合管理に関する政策について紹介した後、市岡卓政策研究グループ長が海洋政策研究財団の取組みについて紹介した。続いて、地域における沿岸域の取組みや課題について、各地方公共団体(岩手県、志摩市、岡山県、竹富町)が発表を行ない、国の取組みについて内閣官房総合海洋政策本部事務局が説明を行なった。更に、有識者からのコメントとして放送大学の來生新副学長が沿岸域管理をめぐる課題について整理し、東アジア海域パートナーシップ(PEMSEA)会議議長のチュア・ティア・エング博士がPEMSEAの経験を紹介した。最後に、参加者はそれぞれの発表を踏まえた意見交換を行なった。

6) まとめ

今回のネットワーク会議は、2012年3月19日に開催された会議に続く第2回目の会議となった。翌日から予定されていたチュア博士の沿岸域総合管理の講義を前に、各地域での取組みや課題について活発な意見交換が行なわれた。今後も、本ネットワーク会議を通して地方公共団体間の情報交換が促進し、関係者間のネットワークが強化していくことが期待される。

②各サイトや関係者間の交流

今年度は、本事業のサイト関係者や関係組織の交流が全国各地で見られた。こうした取り組みは、沿岸域総合管理に関する情報交換やネットワークの進展と捉えることが出来る。具体的な交流の例は、以下の通り。

1) 平成 24 年 6 月 6 日 (志摩市)

第 2 章の各サイトにおける沿岸域管理への取り組み状況でも記述されている通り、本事業のサイト関係者である日生町漁業協同組合、岡山県、備前市が、三重県志摩市を訪問し、第 1 回志摩市沿岸域総合管理研究会に参加するとともに、お互いの取り組みについての情報交換を行った。当財団も両地域の調整に当たるとともに、オブザーバーとして研究会に参加した。

2) 平成 24 年 11 月 10 日 (土)

アマモの生い茂る豊かな海を子供達の未来に残すために、アマモ場の再生活動に携わる関係者約 250 人が「全国アマモサミット in 若狭」の会場である小浜水産高等学校に集まった。本サミットには、本事業の委員である広島大学の松田治名誉教授やサイト関係者である小浜市漁業協同組合、アマモサポーターズ、小浜水産高等学校、岡山県日生町漁業協同組合が参加し、各地のアマモ場再生活動についての紹介や情報交換を行なった。

(2) 地域の取組に関する情報発信

① ブログ「ICM 海を活かしたまちづくり～沿岸域の総合的管理をめざして～」

我が国における沿岸域総合管理の取組はまだ緒についたばかりであることから、本ブログを通して、地域における取組の状況を随時発信し、他地域の参考に供することによって、沿岸域総合管理の考え方や手法に対する認識・理解を広め、全国における地域レベルでの沿岸域総合管理の実施を支援することを目的として、平成 22 年 12 月、映像ブログ「ICM 海を活かしたまちづくり～沿岸域の総合的管理をめざして～」を開設した。本ブログでは、沿岸域の総合的管理モデル事業のモデルサイトである地域を中心に、各地域における沿岸域総合管理の取組状況、例えば各地の沿岸域の現状、当財団との研究会の開催状況、計画策定など地域の取組状況、関連イベント等を動画で撮影し、3分～5分ほどの短い映像クリップ編集して、発信している。

また、平成 25 年 1 月より、動画ブログのみならず、静止画と文章を組み合わせたブログの発信も行うこととした。これにより、より迅速にタイムリーに、しかも多頻度で情報を発信できるようになった。

平成 24 年 12 月 26 日から平成 25 年 3 月 20 日まで、105 件の記事を発信し、この 27 ヶ月間でのブログページビューは約 37,700 回である。インターネットの特質から、当ブログを訪問する人は国内に限らず、世界に広く分布が見られた。特に東北大震災の後には、宮古市の記事に関しては、海外からのアクセスも多く、町や漁業の復旧状況や漁業関係者のインタビューに対する関心が高いことが証明された。各ブログの再生回数は上昇傾向にあり、発足当初はイベント的なものがよく視聴されていたが、最近では、研究会や協議会など、じっくりと視聴するような内容のものもよく見られるようになった。沿岸域総合管理の内容や進め方に対する興味が強くなっているように思われる。

他のホームページからのリンクの要望や他のブログでの高い評価を受け、日本海事新聞のコーナー記事「発信塔」で度々紹介されるなど、次第に認知度が高まってきている。

② 啓発映像DVD・教育映像DVDの製作

平成 24 年度までに撮影したモデルサイトや各地域の映像を構成・編集して、以下の啓発映像 DVD、教育映像 DVD を製作した。本 DVD についても、沿岸域管理に関心を持つ全国の関係者に広く配布し、沿岸域総合管理の理解と浸透を図っている。

- ① 沿岸域の活性化に向けて（約 25 分）
- ② 沿岸域総合管理 ICM の実践（約 30 分）

本年度は、3 年間の事業の締めくくりとして、沿岸域の現状の課題を見つめ直し人々の実地的な力となるよう、また、これまでの経過を詳細に映像に留めることで、沿岸域の活性化に向けた具体的なツールとなるよう取材をおこなった。沿岸域総合管理の意義と有用性、沿岸域総合管理の概念とプロセス、仕組み作りの実際などについて、わかりやすく伝わる

構成内容とした。

ブログ「ICM海を活かしたまちづくり - 沿岸域の総合的管理をめざして -」



CANPANブログ検索

Google™カスタム検索

検索

×

ICM 海を活かしたまちづくり - 沿岸域の総合的管理を目指して -

最近、陸と海にまたがる「沿岸域」を一体としてとらえ、幅広い関係者が協力し、海の世界・資源や魅力を最大限に活かした地域づくりを行う「沿岸域の総合的管理」が各地で始まっています。このブログは、このような取り組みを応援する海洋政策研究財団が、各地の「沿岸域の総合的管理」への取り組みの状況を紹介し、沿岸域の地域づくりに取り組む全国のみなさまに情報を共有していただくことを目的として運営しています。

<< 2013年01月 >>

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

カテゴリアーカイブ

- 三重県志摩市 (28)
- 岡山県備前市 (日生 (ひなせ)) (16)
- 岩手県宮古市 (17)
- 大村湾 (1)
- 福井県小浜市 (6)
- 沿岸域総合管理地方公共団体ネットワーク (4)
- 沿岸域総合管理カリキュラム (1)
- 宿毛湾 (宿毛市・大月町) (3)

最新記事

- 黒潮実感センター神田優氏「第98回海洋フォーラム」で講演
- 「新しい里海のまち・志摩」に向けて
- 「第3回志摩市里海創生推進協議会」開催
- 「平成24年度第2回小浜市沿岸域総合管理研究会」開催
- 「第1回宿毛湾沿岸域総合管理研究会」開催
- 新規モデルサイト宿毛湾：宿毛市長訪問
- 「海洋牧場」完成にむけ、海域の利用方法が話し合われました
- 小浜市をテーマに東京海洋大学で「地域活性化論」講義
- 沿岸域の総合的管理モデル事業打合せ
- 謹賀新年
- 第2回 志摩市里海創生推進協議会開催

黒潮実感センター神田優氏「第98回海洋フォーラム」で講演 [2013年01月29日 (Tue)]

2013年1月22日。
海洋政策研究財団では、四方を海に囲まれた海洋国日本の発展のためには、海洋に関する情報の共有や意見の交換、また、必要なことを海洋政策に反映させる力の集結が必要であると考え、その時々々の海洋に関する社会の関心事項の中からテーマを選定して、概ね月1回のペースで「海洋フォーラム」を開催しています。(スチールは講演者を紹介する当財団寺島常務理事)



この日、98回目を迎えた海洋フォーラムは、「宿毛湾と持続可能な里海づくり」という内容で、講師は宿毛湾沿岸域総合管理研究会のメンバーである黒潮実感センター神田優センター長。(スチールは講演中の神田優氏)



神田氏は、高知大学で栽培漁業を学び、東京大学海洋研究所にて博士課程修了後、四国の最西南端に位置するダイビングスポットとして有名な大月町柏島に移住。(スチール左側が柏島。人口約500人)



プロフィール



OPRFチームICM
プロフィール
ブログ

リンク集

- 海洋政策研究財団
- 海洋政策研究財団のブログ
- 海洋政策は今 寺島結士ブログ
- 日本財団
- 日本財団ブログ・マガジン
- BOAT RACE official web
- Ocean Policy Research Foundation Blog

RSS RSS 1.0

RSS RSS 2.0

(3) 沿岸域総合管理に関する集中講義の開催

本事業の一環として、東アジアパートナーシップ会議議長チュア・ティア・エング博士による沿岸域総合管理に関する集中講義を実施し、沿岸域の問題に取り組む地方公共団体の職員を中心に東アジア地域における沿岸域総合管理の実践経験から得られた知見を共有する場を設けている。

平成 22 年度においては、平成 22 年 6 月に 3 日間、また、平成 23 年度においては、平成 23 年 10 月に 2 日間、「沿岸域総合管理に関する集中講義」を行ってきた。

平成 24 年度は、平成 24 年 7 月 26 日～27 日の 2 日間に亘り、下記のとおり実施した。

1) 名称

平成 24 年度沿岸域総合管理に関する集中講義

2) 日程

平成 24 年 7 月 26 日(木)～7 月 27 日(金)

3) 会場

日本財団ビル 2 階会議室(東京都港区赤坂 1-2-2)

4) 参加者

沿岸域総合管理に関心を有する地方公共団体の政策担当者、関係省庁の職員等、約 30 名が参加した。地方公共団体からは、岩手県、三重県志摩市、沖縄県竹富町、関係省庁からは、内閣官房総合海洋政策本部事務局、国土交通省が参加し、その他関係組織として、大学等研究機関の研究者やサイトの NPO 等が参加した。

5) 内容

7 月 26 日(木)

- | | |
|-------------|---|
| 9:30～10:00 | 日本の沿岸域総合管理の取組み
(海洋政策研究財団 寺島常務理事) |
| 10:00～12:30 | 第 1 講「沿岸域総合管理とは何か」
第 2 講「なぜ沿岸域総合管理を行うのか」
第 3 講「どのように沿岸域総合管理のプログラムを開始し、策定し、実施するか」 |
| 12:30～13:30 | 昼食休憩 |
| 13:30～16:45 | 第 4 講「誰が沿岸域総合管理に関わるべきか」
第 5 講「どのような管理上・技術上の専門性が求められるか」
第 6 講「どのような財源が必要か、また、利用できるか」 |
| 16:45～17:00 | 討論 |
| 17:00～18:00 | 意見交換会 |

7月27日(金)

9:30~12:30	第7講「恩恵は何か、また、誰が恩恵を受けるのか、」 第8講「沿岸域総合管理プログラムの策定・実施にはどれくらいの時間を要するか」 第9講「沿岸域総合管理の実施をどう評価するのか」
12:30~13:30	昼食休憩
13:30~16:45	第10講「沿岸域総合管理の実施コードとは何か」 第11講「国際協定を地域で実行するためにどうやって沿岸域総合管理を適用するのか」 第12講「日本において沿岸域総合管理を実施する課題ときっかけは何か」
16:45~17:00	まとめ

6) まとめ

今回の集中講義は、平成22年、平成23年に続き、第3回目の講義となった。講師のチュア博士は、モデルサイトである志摩市を何度か訪れたこともあり、また、前日のネットワーク会議にも出席して各サイトでの沿岸域総合管理の進捗状況等を聞かれていたことから、日本の事例にも触れ、アジアにおける取り組みや課題との比較も交えるなど、興味深い講義となった。出席者からも、多くの具体的な質問がでて、熱気のある講義となった。

この翌日、博士は「食のまちづくり」を掲げている小浜市のサイトを訪問。松崎晃治小浜市長と意見交換を行った後、海の体験学習で成果を上げている阿納ブルーパークを見学した。また、御食国若狭おばま食文化館では、市職員から食育で先進的な活動を行っている小浜市の食育の考え方について説明を受けた。

第3章 沿岸域総合管理の推進に関する提言

はじめに

沿岸域では、人間の生活や産業活動が活発に行われているが、陸域・海域を一体的にとらえて適切に管理するという視点が欠けているために、海洋環境の悪化、開発・利用に伴う利害の対立など、様々な問題が起こっている。沿岸域総合管理は、こうした状況に対応して沿岸域の持続可能な開発・利用を可能とするために諸外国で広く導入されている国際標準的な手法である。また、我が国の広大な海域の開発・利用・保全等を行っていくための拠点として重要な沿岸域・離島は、過疎化・高齢化の進展、平成の大合併による市町村の広域化に伴う自治共同体機能の低下等の問題に直面している。これらへの対策として、地方公共団体の地域活性化の取組を促し、海洋を活かして安全・安心で元気ある沿岸・離島社会を形成するためにも、地域が主体となった沿岸域総合管理を推進していくことが必要である。

我が国においては、「21世紀の国土のグランドデザイン」を受け、2000年には、「21世紀の国土のグランドデザイン」推進連絡会議が、沿岸域圏の総合的な管理に主体的に取り組む地方公共団体等が計画を策定・推進する際のガイドラインとしての「沿岸域圏総合管理計画策定のための指針」（以下、「指針」。）を策定した。しかしながら、実際にはこの指針に沿った沿岸域圏の総合管理はほとんど行われなかった。その後、2007年に海洋基本法が成立し、同法第25条に「沿岸域の総合的管理」が初めて我が国の法令に規定され、国が推進すべき12の基本的施策の一つとして沿岸域総合管理が明確に位置づけられた。2008年には同法に基づき海洋基本計画が策定されたが、沿岸域総合管理については十分に記述されておらず、その後も沿岸域総合管理が十分に進展しているとは言いがたい状況にあった。

このように、我が国において沿岸域総合管理が十分に進展してこなかった背景として以下のような理由があると考えられる。

- ①上記「指針」は全体的に完成度が高く、沿岸域総合管理の概念をある程度明確に示している。しかし、沿岸域圏の範囲については、自然的条件に照らして全国を48区分としているが、これは社会・経済活動の実態に照らすと、沿岸域圏の範囲を広く設定し過ぎている。また、市町村の区域に海域が原則として含まれていないことや、市町村が地先の海を管理するための財源が手当てされていないこと等の制度上の問題に踏み込んでいない。このため、上記指針は、住民に最も身近な基礎自治体である市町村や、沿岸域に関する多様な関係者の動きを具体的な沿岸域総合管理の実施に結びつけていくことができなかった。
- ②沿岸域総合管理が普及・拡大するための具体的なモデルとなる先行事例が存在しなかった。
- ③地方公共団体が沿岸域総合管理に取組もうとしても、それに関するノウハウや財源が

十分ではなく、これを支援する制度等沿岸域総合管理に関する制度が整備されなかったため、具体的な取組につながらなかった。

上記のような問題点を克服し、我が国における沿岸域総合管理を推進するため、海洋政策研究財団（以下、「当財団」。）は、平成 22 年度から平成 24 年度までの 3 ヶ年にわたり、「沿岸域の総合的管理モデルに関する調査研究」事業（以下、「本事業」。）を行い、沿岸域総合管理の実施に強い意欲を有する全国の各市町村において、地域が主体となって実施する沿岸域総合管理のモデルとなる取組を促進した。具体的には、三重県志摩市、岡山県備前市（日生）、福井県小浜市、岩手県宮古市、高知県宿毛市・大月町の 5 ヶ所をサイトとして選定し、これらのサイトにおいて、沿岸域総合管理の取組を進めるための研究会を開催する等、地方公共団体に支援を行った。この結果、三重県志摩市においては、沿岸域総合管理の実施を開始する段階に至り、他のサイトにおいても沿岸域総合管理の実施に向けた土台作りが進んでいる。その成果を踏まえ、沿岸域総合管理の推進に関する提言を以下のとおり取りまとめた。

1. 沿岸域総合管理の概念の整理

沿岸域総合管理を推進していくためには、先ず「沿岸域総合管理」とは何か、基本的な概念を整理する必要がある。これについて、上記「指針」ではある程度整理されているが、我が国の実情に照らして、沿岸域総合管理を実施するためには未だ十分ではなかった。

そこで、当財団は、本事業を進めるにあたり、PEMSEA（東アジア海域環境管理パートナーシップ）などの国際的な取組みや、上記「指針」の内容を踏まえ、沿岸域総合管理の概念を以下のとおり整理した。

①対象となる沿岸域の設定

地域の関係者が協議して、自然的社会的条件からみて一体的に施策が講じられることが相当と認められる沿岸域の海域と陸域を「沿岸域」として設定する。

②地域が主体となった取組み

「沿岸域総合管理」は、地域の実情を最もよく知る地域の関係者が主体となって進めるべきである。従って、「沿岸域総合管理」は、関係地方公共団体（都道府県又は市町村）が中心になり、関係行政機関、事業者、住民、NPO等の関係者が連携・協力して取り組む。

③総合的な取組み

地域の関係者は、既存の分野・縦割の枠を超えて、沿岸域の問題に総合的に取り組み、様々な施策を幅広く活用して持続可能な沿岸域の管理を推進し、関係者の利益の最大化（できる限り、より多くの関係者の利益の増進）を図る。

④協議会等の設置

関係地方公共団体が中心となり、関係行政機関、事業者、住民、NPO等の沿岸域に

関わる多様な関係者の代表者で構成される協議会等を設置して合意形成を図り、沿岸域総合管理の計画を策定し、関係者が一致協力して計画を推進する。

⑤計画的・順応的な取組み

「沿岸域総合管理」は、地域が直面している課題に対応するため、予め関係者が合意の上で沿岸域総合管理計画を地域の計画として策定し、これに基づいて計画的に沿岸域の管理を推進する。計画の策定にあたっては、目標を明確にし、また、計画の実施にあたっては、目標の達成状況を評価し、必要に応じて計画を見直し、P DCAサイクルによる順応的管理を確立する。

⑥地方公共団体の計画への位置づけ

関係地方公共団体は、協議会等が策定した計画について、その実効性を担保するため、当該地方公共団体の計画等に位置づける、又は、何らかの形で地域の計画として認定する。

本事業において、当財団は5ヶ所のサイトの関係者に対し、上記のとおり整理した沿岸域総合管理の概念に基づいて助言等を行い、その結果、三重県志摩市において上記の全ての要素について十分な進捗が見られる等、実際の現場での上記概念の有効性が実証されつつある。ただし、各サイトでの沿岸域総合管理の形成過程においては、地方公共団体だけでなく、漁業者や学識経験者・研究機関等の地域の多様な関係者の積極的な取組が大きな役割を果たしていることことに鑑み、このような取組を尊重して多様な道筋を許容することが適切であることに留意する必要がある。上記のとおり整理した沿岸域総合管理の概念は、これらの動きを地方公共団体が中心となって統合し、沿岸域総合管理の実施に結び付けていくために有効であると考えられる。

国においては、上記の整理等を踏まえつつ、沿岸域総合管理の施策を推進するべきである。

2. 沿岸域総合管理の普及・拡大

沿岸域総合管理を推進していくための次の方策として、具体的なモデルとなる取組を促進し、これを先行事例として普及・拡大を図ることが有効であると考えられる。上記のとおり、当財団は、本事業を通じ、5ヶ所のサイトにおいて、地域が主体となって実施する沿岸域総合管理のモデルとなる取組を促進した。この結果、先行する三重県志摩市が国内外からの関心を集め、同市への視察が増加するとともに、国際会議等の場で同市の取組を発表する機会も増加し、沿岸域総合管理への関心を高めるのに大きく貢献する等の効果が見られる。また、本事業では、沿岸域総合管理に関心を持つ地方公共団体が相互に情報を共有できるような地域のネットワーク化やサイトの取組に関する情報をサイト以外の地方にも発信する情報発信等を通じてそのような取組を広く示していくことにより、サイト以

外の地方においても沿岸域総合管理の普及・拡大に努めている。このような取組を行うことが、地方公共団体のみならず、沿岸域に係る地域の幅広い関係者の多様な取組を促進し、それぞれの地域における沿岸域総合管理に向けた環境を整えることに貢献すると考えられる。

国においても、平成 22 年度に内閣官房総合海洋政策本部事務局により、総合的な視点をもった沿岸域の管理を志向する地方公共団体等の取組み事例集の作成が行われるなど一定の取組みが行われてきたところである。国としては、地方における沿岸域総合管理の先行事例を参考にしつつ、沿岸域総合管理の制度化のあり方について検討を始めているが、今後もそのような先行事例についての検討やそれに関する情報整理・発信を通じて沿岸域総合管理の普及・拡大を促進する措置を講じるとともに、3. に示すとおり沿岸域総合管理の制度化に取り組んでいくべきである。

3. 沿岸域総合管理の制度化

我が国の広大な海域の開発・利用・保全等を行っていくためには、その拠点となる沿岸域・離島が非常に重要な役割を果たす。しかしながら、我が国の沿岸域・離島は過疎化・高齢化の進展、平成の大合併による市町村の広域化に伴う自治共同体機能の低下等に直面しており、これらの問題を克服して沿岸域・離島を活性化するためには、地域が主体となった沿岸域総合管理を推進していくことが必要である。

一方、沿岸域・離島の現状を見ると、上記のような様々な問題を抱えているだけでなく、意欲のある地方公共団体がこれを克服するための沿岸域総合管理に取り組もうとしても、それに関するノウハウや財源が十分ではないという問題がある。これに対して、本事業を通じた当財団による地方公共団体への支援は上記のとおりいくつかの先行的な事例に係る成果を挙げているところであるが、民間団体によるこのような取組では、それ以上の普及・拡大には限界がある。従って、沿岸域総合管理の全国規模での展開を図るためには、国から地方公共団体に対し、新たな指針を示した上で沿岸域総合管理のノウハウに関する技術的支援やそれを実施するための財政的な支援が必要である。

また、本事業においてサイトの関係者との意見交換を行う中で、地方公共団体、特に市町村が沿岸域総合管理に取り組むためには、陸域だけでなく、閉鎖性の高い内湾等身近な「海域」（内水）をその行政の対象とすることが必要であるが、現状では「海域」が市町村の行政区域に含まれていない問題も浮かび上がった。例えば、三重県の志摩市では、5 町が合併した後、県により英虞湾の管理は市の問題とされ、形式的には市の区域に含まれない「海域」を実質的には市が管理せざるを得ないという問題があった。さらに、市町村が身近な「海域」をその行政の対象とする場合には、当該海域における現状調査を含め様々な費用が必要となるが、そのための財源も確保されていないことも問題となる。

これらの問題を克服して、地域が主体となった沿岸域総合管理を推進していくためには、沿岸域総合管理の制度化を行うことが不可欠である。当財団は、沿岸域総合管理の制度の

あり方についても、別途詳細な検討を行っているところであるが、本事業の調査研究の成果からも、地域が主体となった沿岸域総合管理の制度化の骨子として、次のことが導き出される。

- ・国が沿岸域総合管理の新たな指針を定め（これまでの考察を踏まえて、上記「指針」を改定したものを新たな指針として策定）、国の技術的・財政的支援の下で、地方公共団体（都道府県又は市町村）が、「沿岸域総合管理計画」を策定し、実施する。
- ・閉鎖性の高い内湾、島の内海など、住民にとって身近な「海域」（内水）の市町村の行政区域への編入を行い、地方交付税の算定基礎とするなど沿岸域総合管理の財源を確保する。

国においては、本事業における地方のモデルを参考として、沿岸域総合管理の制度化に取り組むべきである。

おわりに

沿岸域総合管理を推進するためには、実施開始に至るまでの過程における地域の幅広い関係者が参加する多様な取組が重要であり、それらを沿岸域総合管理に組み込んでいくためには、住民に最も身近な基礎自治体である市町村が果たすべき役割が大きい。

このため、本事業においては、市町村を中心とする取組を取り上げてきたが、これ以外にも、長崎県のように複数の市町村に囲まれた閉鎖性海域（大村湾）の広域的な環境問題に対して都道府県レベルで取組もうとする動きがある。また、本州等の沿岸域の他に、沖縄県竹富町のように離島から成る地域において住民の生活や経済活動と不可分の海域を含めて総合的な管理の取組を進める動きも見られる。さらに、本事業のサイトでは、概ね閉鎖性海域の環境改善や地域産業の振興、これらを通じた地域の活性化が課題となっているが、沿岸域総合管理により取組むべき課題はこれらだけではない。例えば、現在必要性が高まっている洋上風力発電等の海洋再生可能エネルギーの導入を促進するためにも沿岸域総合管理の手法は有効であると考えられる。今後、本事業のサイトとは異なる地域特性や、異なる課題領域に係る多様な取組についても、沿岸域総合管理のあり方を検討していく必要がある。

第4章 まとめ

本事業では、海洋基本法が定める沿岸域総合管理の推進に向けて、諸問題に総合的に取り組むことに強い意欲を有する地域において、地方公共団体に対する助言等の協力を行うことにより、地域が主体となって実施する沿岸域総合管理のモデルとなる取組みを促進した。また、地方公共団体の職員が沿岸域総合管理について理解を深めるための集中講義の開催、ブログによる地域の取組みの情報共有、地域のネットワーク化促進のための会議の開催など、多岐にわたる活動を展開した。平成22年度から3ヵ年にわたる取組により、三重県志摩市、岡山県備前市（日生）、福井県小浜市、岩手県宮古市、高知県宿毛市・大月町の5ヶ所をモデルサイトとして選定し、それぞれのサイトにおいて沿岸域総合管理の取組を進めるための研究会を開催する等、地方公共団体に支援を行った。この結果、三重県志摩市においては、沿岸域総合管理の実施を開始する段階に至り、他のサイトにおいても沿岸域総合管理の実施に向けた土台作りが進んでいる。このように、本事業を通じて我が国において沿岸域総合管理を具体化するための第一歩を踏み出すことが出来た。

5ヶ所のサイトのうち、三重県志摩市においては、市役所や地域の関係者が沿岸域の問題について話し合う研究会が設置され、市役所が中心になって沿岸域総合管理計画である里海創生基本計画を策定し、計画の実施に関する協議会が設置されて、沿岸域総合管理の実施を開始する段階に至ることが出来た。また、それ以外の各サイトにおいては、現時点で沿岸域総合管理の実施を開始する段階に至ったとは言えないものの、沿岸域総合管理を目指す取組を行う過程で、地域の関係者の沿岸域総合管理に対する関心が高まり、沿岸域の問題について話し合う沿岸域総合管理研究会が開催される等、沿岸域総合管理の実施に向けた取組が着実に進んでいる。本事業の開始以前は、「沿岸域総合管理」を目指した施策を実施する地方公共団体はなかったことを考えると、この3年で我が国では沿岸域総合管理が急速に各地に浸透していったことがうかがえる。海域と陸域を一体のものにとらえ、多様な関係者の参加・連携・協力により地域の課題解決を図る沿岸域総合管理の手法については、これまでも各地においてニーズが潜在的に存在していて、これが当財団の新たな調査研究事業の実施により顕在化したとみることができる。

本事業の最終年度である本年度は、これまでの取組を踏まえ、以下の3つを柱とする「沿岸域総合管理の推進に関する提言」をとりまとめた。

- ①沿岸域総合管理の概念の整理
- ②沿岸域総合管理の普及・拡大
- ③沿岸域総合管理の制度化

このように、本事業は3年の間に様々な成果を実現したが、上記のとおり、多くのサイトにおいてまだ沿岸域総合管理の実施段階には至っておらず、更なる取組が必要である。今後は、沿岸域総合管理のモデル的な取組みについて研究を開始した地域において、地方公共団体と協力し、沿岸域総合管理のモデル的な取組みが円滑に実施段階に移行して

地域による自立的な取り組みとして定着するよう、沿岸域総合管理の実施に関する支援を行っていく必要がある。

また、本事業においては、市町村を中心とする地域において、課題としては概ね閉鎖性海域の環境改善や地域産業の振興、これらを通じた地域の活性化に向けた取組を取り上げてきたが、今後は、本事業のサイトとは異なる地域特性や、異なる課題領域に係る多様な取組についても、沿岸域総合管理のあり方を検討していく必要がある。沿岸域総合管理の制度化については、上記の提言を踏まえつつ、当財団が別途行っている「総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究 我が国における海洋政策の調査研究」事業において検討を深める必要がある。

我が国の広大な海域の開発・利用・保全等を行っていくためには、その拠点となる沿岸域・離島が非常に重要な役割を果たす。しかしながら、我が国の沿岸域・離島は過疎化・高齢化の進展、平成の大合併による市町村の広域化に伴う自治共同体機能の低下等に直面しており、これらの問題を克服して沿岸域・離島を活性化するためには、地域が主体となった沿岸域総合管理を推進していくことが必要である。本研究を通じて、各地域における地方公共団体、事業者、教育・研究機関、NPO等の様々な主体の沿岸域総合管理に向けた積極的な取組が顕在化してきたところであるが、今後このような動きがさらに拡大・深化することを期待するとともに、国が沿岸域総合管理の制度化等により地域の取組を促進し、我が国において沿岸域総合管理が定着・発展することを強く願うものである。

参考資料



はじめに

1 計画の趣旨 ～これまでの取り組みとこれからのまちづくり～

「新しい里海創生によるまちづくり」は、海域と海域に影響を与える陸域を一体の「沿岸域」ととらえ、市民や関係者が一丸となって沿岸域の総合的な管理体制を構築することで、『自然の恵みの利用と保全』を効率よく進め、地域の産業振興を図り、農林水産物や観光資源、地域の文化や住環境などを含む「志摩市そのもののブランド化」を確立することを最終的な目的としています。

2 計画の特徴

本計画の特徴は以下のとおりです。

- (1) 本計画は、沿岸域の利用と保全に関わる関係者が連携して作成し、取り組みを進めるためのものであり、自治体として国内初となる『沿岸域総合管理計画』※です。
- (2) 本市の豊かな自然環境の保全と地域の活性化を一体的に進めるための計画です。
- (3) 市民や関係団体、事業者などとの連携を重視する計画です。
- (4) 取り組み状況を把握し、その評価を行い、自然環境や社会情勢の変化に適応しながら継続して取り組みを進めるための計画です。

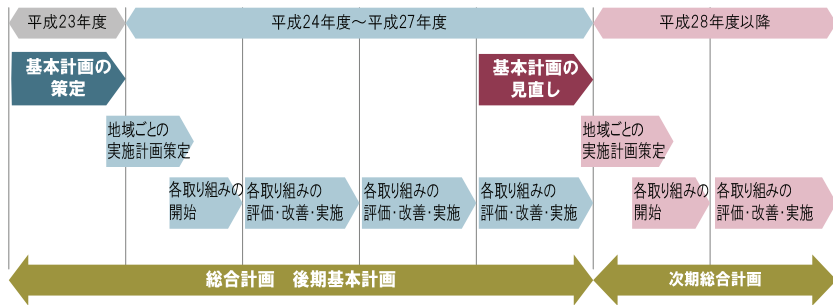
※『沿岸域総合管理計画』とは、環境保護だけでなく、環境と開発との調和を図る持続可能な開発、利用相互間の調整などを広く利害関係者の代表が参加する協議会で議論し、地域が主体的かつ計画的に沿岸域の問題に総合的に取り組む制度です。

3 計画の位置づけ

本計画は志摩市総合計画の後期基本計画において重点的に取り組むこととなった「新しい里海創生によるまちづくり」を具現化するための計画であり、本市の関係部局は総合計画及び本計画を踏まえて個々の事業計画を策定するものとします。また、行政部局だけでなく、関係団体や市民の皆様がそれぞれの地域で活動を進めるにあたり、共有し、尊重する計画でもあります。

4 計画の期間と流れ

「新しい里海創生によるまちづくり」は、本市が将来にわたって継続して進めていく取り組みです。社会情勢の変化に柔軟に対応して取り組みを進めるため、本計画の期間は平成24年度から平成27年度までの4年間とし、平成28年度以降については、次期総合計画の策定と合わせ、計画の見直しを行います。今後は本計画に沿う形で、活動を進める関係者が地域ごとの実施計画を策定し、具体的な事業を実施します。



第1章 新しい里海創生の基本方針

1 本市がめざすすがた

稼げる!学べる!遊べる!新しい里海のまち

【稼げる里海】

地域の自然環境が保全され、農林水産業の生産が維持されるとともに、国内外の人々から景観や産品が魅力的で、「訪れたい、住みたい、応援したい」という評価を受ける地域となり、農林水産物や景観、文化といった地域の資源を損なうことなく、持続的に利用することが可能な沿岸域

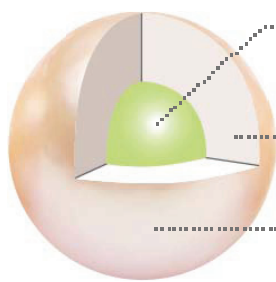
【学べる里海】

里海概念や、地域の産業と文化、『自然の恵みの利用と保全』のために必要な取り組みなどについて理解を深め、地域の産業後継者の育成や環境保全を図るとともに、地球温暖化にともなう気候変動や生物多様性の喪失といった世界的な環境問題の解決に寄与できる人材を育成する『里海学習』の場として利用することが可能な沿岸域

【遊べる里海】

多彩なマリトレジャーや緑と潮の香り豊かな里山、里海の散策の地として、歴史的、文化的遺産が残る地域として、すべての市民・来訪者が豊かで文化的な生活を楽しむことが可能な沿岸域

2 取り組みの基本方針



1. 「核」となるもの

『自然の恵み』の保全と管理

2. 「真珠層」となるもの

沿岸域資源の持続可能な利活用

3. 「輝き」を放つもの

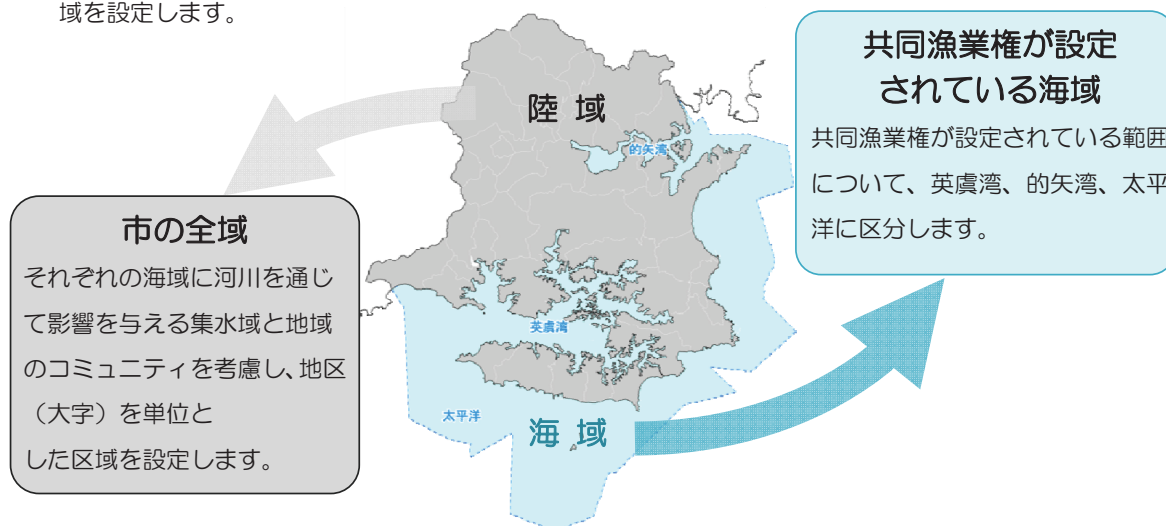
地域の魅力の向上と発信（地域ブランディング）

取り組みのイメージを、本市の代表的な産物である真珠に例え、「核」となる取り組みを『自然の恵み』の保全と管理とし、その周囲に「真珠層」として沿岸域資源の持続可能な利活用で包みました。これにより、最終的に志摩市の「輝き」として、地域の魅力の向上と発信（地域ブランディング）が可能となることを表しています。

第2章 取り組みの実施体制

1 取り組みを実施する区域の設定

本計画において取り組みを実施する区域として、市民が主体的に利用と管理を行っている右図の区域を設定します。



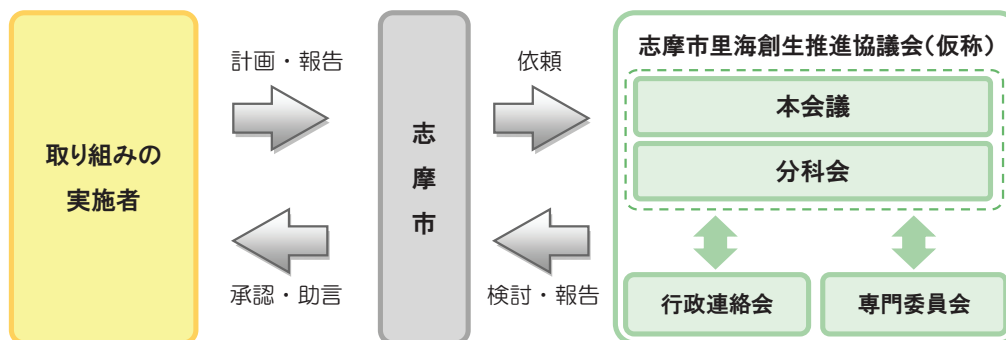
2 取り組みの実施者と役割分担

新しい里海を創生するためには、地域の関係者が連携して取り組みを実施していくことが重要です。したがって本計画では、具体的な取り組みの実施者と役割分担を次のように考えます。

- 市民一人ひとりが取り組みに参加し、その恩恵を受ける
- 関係者それぞれが連携して取り組み、その恩恵を受ける

3 取り組みの実施体制（案）

新しい里海創生に関わる取り組みの実施者は、その内容などについて、協議会を通じて市長の承認を受けることで、行政や各関係団体との調整、支援や専門家の助言を受けることが可能となります。



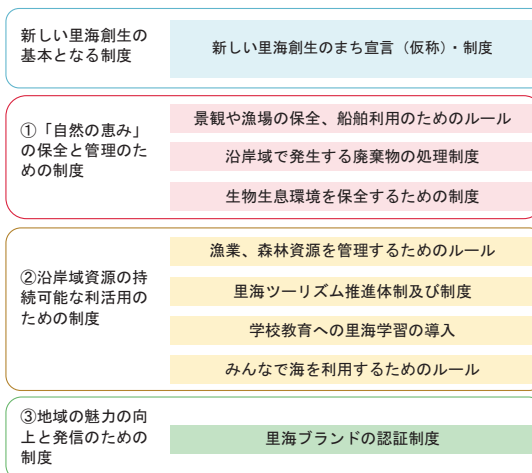
第4章 順応的かつ持続的な取り組みと するためのシステムの確立

新しい里海創生は、自然環境の状態や産業の利用形態の変化に適応しながら（順応的に）、継続して（持続的に）取り組みを進めていくことが重要です。

順応的に取り組みの見直しを図り、持続的に推進するために必要となるルールづくりや進捗管理、情報公開の仕組みを次に展開します。

1 持続的な取り組みとするためのルールづくり

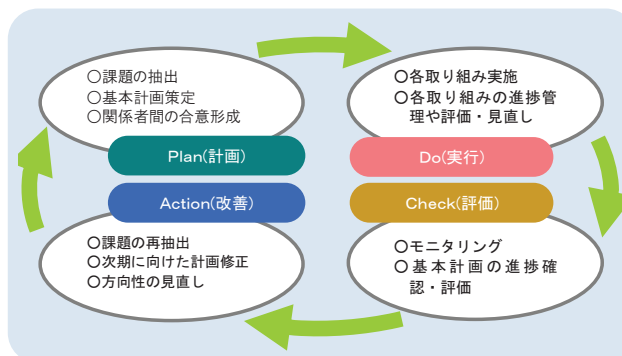
新しい里海創生を持続的な取り組みとするためには、法令に基づいた制度の策定や、関係者の合意によるルールの形成が必要です。前章の新しい里海創生に向けた取り組みを推進するため、右図の制度やルールを構築します。



2 進捗管理の方法

本計画の推進にあたっては、以下の進捗管理サイクル（PDCAサイクル）に従います。

今後、新しい里海創生に向けた取り組みを効果的に進めるためには、毎年、取り組みごとの進捗管理や評価を行い、順応的に見直しを行うことが必要です。



3 取り組みなどに関する情報の発信

市民や事業者など、取り組みの実施者に対しては、新しい里海創生についての理解を深め、取り組みの進捗や成果を発信します。

一方、地域外の観光客や消費者に対して、本市の魅力や新しい里海の創生に向けた取り組みを周知するとともに、「志摩市＝新しい里海のまち」という地域のイメージを醸成するための情報発信を行います。

参考資料② 志摩市里海創生推進協議会設置要綱

志摩市告示第99号

志摩市里海創生推進協議会設置要綱を次のように定める。

平成24年5月11日

志摩市長 大口秀和

志摩市里海創生推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 市民や関係団体等が連携し、伊勢志摩国立公園に指定されている志摩市の豊かな自然環境の保全・再生を図るとともに、自然環境と調和した秩序ある利活用を通じて地域の経済活動の再生と活性化を図り、真に持続的発展が可能な「新しい里海のまち・志摩」の創生をめざすため、志摩市里海創生基本計画に基づく志摩市里海創生推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(対象範囲)

第2条 協議会において検討する取組等の対象範囲は、志摩市の陸域及び漁業法(昭和24年法律第267号)に基づき、志摩市に属する漁業地区を対象として免許された共同漁業権の設定された海域からなる沿岸域とする。

2 地理的、社会的、自然科学的条件を考慮し、対象区域を次の沿岸域に区分する。

- (1) 英虞湾及び英虞湾に河川等を通じて影響を与える集水域に属する地区(大字)
- (2) 的矢湾及び的矢湾に河川等を通じて影響を与える集水域に属する地区(大字)
- (3) 太平洋及び太平洋に河川等を通じて影響を与える集水域に属する地区(大字)

図 志摩市里海創生推進協議会設置要綱 (1/5 ページ)

(協議会の構成)

第3条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 新しい里海創生に関する識見を有する者
- (2) 沿岸域の総合的管理に関する専門的知識を有する者
- (3) 志摩市の自然環境に関する専門的知識を有する者
- (4) 地域住民、団体等の代表者
- (5) 市民団体・NPOからの公募者
- (6) 国、県及び市の職員

2 協議会は、25名以内で組織する。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長1名及び副会長1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、協議会の事務を掌理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその事務を代理する。

(協議会の会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員全員の同意により決することを原則とするが、賛否が分かれた場合には、会長の判断により、出席した委員の3分の2以上の賛成により決することができるものとする。
- 4 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を要請し、説明又は意見を聴くことができる。

(所掌事務)

第6条 協議会は、次に掲げる項目について検討を行い、市長に意見書を提出する。

- (1) 基本計画の対象期間に実施する里海創生実施計画に関すること。
- (2) 単年度ごとに実施する里海創生事業計画に関すること。
- (3) 単年度ごとの里海創生事業報告書に関すること。
- (4) 新しい里海の創生に必要な市全体のルール策定に関すること。
- (5) 志摩市里海創生基本計画の見直しに関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、新しい里海を創生するために必要な事項

(沿岸域分科会)

第7条 協議会に、第2条第2項により区分された沿岸域ごとの事務を行うため、沿岸域分科会を置くことができる。

(沿岸域分科会の構成)

第8条 沿岸域分科会は、会長の指名により、それぞれの沿岸域に深い関わりを持つ委員により構成する。

2 沿岸域分科会は、地域特性を十分に踏まえて事務を進める必要があることから、事前に会長の了解を得た上で、分科会の委員の所属する団体等の役員等の中から、より沿岸域の地域特性に精通した者を委員に代えて出席させることができる。

(沿岸域分科会の分科会長及び副分科会長)

第9条 沿岸域分科会に、分科会長1名及び副分科会長1名を置く。

2 分科会長及び副分科会長は、分科会の委員の互選により選任する。

3 分科会長は、沿岸域分科会の事務を掌理し、沿岸域分科会を代表する。

4 副分科会長は、会長を補佐し、分科会長に事故があるときはその事務を代理する。

(沿岸域分科会の所掌事務)

第10条 沿岸域分科会は、次に掲げる項目について検討し、会長に報告する。

(1) 基本計画の対象期間に行う沿岸域ごとの里海創生実施計画に関すること。

(2) 単年度ごとの取組となる沿岸域ごとの里海創生事業計画に関すること。

(3) 単年度ごとの沿岸域ごとの里海創生事業報告書に関すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、新しい里海を創生するために必要な事項

(沿岸域分科会の会議)

第11条 沿岸域分科会の会議は、分科会長が招集し、議長となる。

2 会議は、沿岸域分科会の委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員全員の同意により決することを原則とするが、賛否が分かれた場合には、分科会長の判断により、出席した委員の3分の2以上の賛成により決することができるものとする。

4 分科会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、沿岸域分科会の委員以外の者に出席を要請し、説明又は意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第12条 協議会に、専門的な見地から検討を行うための専門委員会を置く。

(専門委員会の構成)

第13条 専門委員会の委員は、会長の指名した委員により構成する。

(専門委員会の委員長及び副委員長)

第14条 専門委員会に、委員長1名及び副委員長1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、専門委員会の委員の互選により選任する。

3 委員長は、専門委員会の事務を掌理し、専門委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその事務を代理する。

(専門委員会の所掌事務)

第15条 専門委員会は、会長から助言を求められた内容について、専門的な見地から検討を行い、会長に報告する。

(専門委員会の会議)

第16条 専門委員会の会議は、会長の委託により委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、専門委員会の委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員全員の同意により決するものとする。

4 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、専門委員会の委員以外の者に出席を要請し、説明又は意見を聴くことができる。

(委員の任期)

第17条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期満了後であっても、後任者が選任されるまでは引き続きその職を行う。

(公開)

第18条 協議会、沿岸域分科会及び専門委員会の会議及び議事録は、原則として公開するものとする。ただし、会長又は沿岸域分科会の会長が特段の理由があると認めるときは、会議及び議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

(事務局)

第19条 協議会の会務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局は、志摩市農林水産部里海推進室を中心に市の関係部局で構成する。

(事務局の所掌事務)

第20条 事務局は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 志摩市の沿岸域に係る情報の収集・管理
- (2) 第5条に規定する会議の議事に関する事務
- (3) 第11条に規定する沿岸域分科会の議事に関する事務
- (4) 第16条に規定する専門委員会の議事に関する事務
- (5) 第18条に規定する会議の議事録の作成及び公開に関する事務
- (6) その他協議会が付託する事務

(運営細則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

図 志摩市里海創生推進協議会設置要綱 (5/5 ページ)

この報告書は、ポートルースの交付金による日本財団の助成金を受けて作成しました。

平成24年度 沿岸域の総合的管理モデルに関する調査研究報告書

平成25年3月発行

発行 海洋政策研究財団（財団法人シップ・アント・オーシャン財団）

〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-4-10 虎ノ門35森ビル

TEL 03-5404-6828 FAX 03-5404-6800

<http://www.sof.or.jp> E-mail: info@sof.or.jp

本書の無断転載、複写、複製を禁じます。ISBN978-4-88404-294-3